

# R 6 営繕 阿波高等学校 阿波・吉野

## 体育館改修工事建築（担い手確保型）

図面番号	通し番号	図面名	図面番号	通し番号	図面名	図面番号	通し番号	図面名	図面番号	通し番号	図面名
	1	表紙	A-15	25	内部調査（ひび割れ部等）	A-39	49	(改修前) 2階 調光室 平面詳細図 展開図	A-63	73	(参考図) 1階 リーナ 鋼製床 各部詳細図
共-01, 02	2	営繕工事共通仕様書 (1) (2)	A-16	26	(改修前) A・F通り 展開断面図	A-40	50	(改修後) 2階 調光室 平面詳細図 展開図	A-64	74	(参考図) 1階 ステージ 鋼製床組図 断面詳細図
共-03, 04	3	営繕工事共通仕様書 (3) (4)	A-17	27	(改修後) A・F通り 展開断面図	A-41	51	(改修前) 1階 天井伏図	A-65	75	ライン引き 平面図 (参考図)
共-05, 06	4	営繕工事共通仕様書 (5) (6)	A-18	28	(改修前) 1・8通り 展開断面図	A-42	52	(改修後) 1階 天井伏図	A-66	76	床下基礎配置平面図
特-01	5	改修特記仕様書 (1)	A-19	29	(改修後) 1・8通り 展開断面図	A-43	53	(改修前) 2階 天井伏図	A-67	77	(参考図) 体育器具 (1)
特-02	6	改修特記仕様書 (2)	A-20	30	矩計図 各部詳細図	A-44	54	(改修後) 2階 天井伏図	A-68	78	(参考図) 体育器具 (2)
特-03	7	改修特記仕様書 (3)	A-21	31	ｽﾃｰｼﾞ 床伏図 天井伏図 断面詳細図	A-45	55	1階 建具配置図 (改修前・改修後)	A-69	79	(参考図) 体育器具 (3)
特-04	8	改修特記仕様書 (4)	A-22	32	内部仮設 仕上足場計画 参考図	A-46	56	2階 建具配置図 (改修前・改修後)	A-70	80	(参考図) 体育器具 (4)
特-05	9	改修特記仕様書 (5)	A-23	33	天井落下防止ネット割り付け図 (天井伏図)	A-47	57	建具表 (1)	A-71	81	(参考図) 体育器具 (5)
特-06	10	改修特記仕様書 (6)	A-24	34	内部鉄骨部材塗装改修 小屋伏図	A-48	58	建具表 (2)	A-72	82	(参考図) ステージ 緞帳
A-01	11	附近見取図・全体配置図・参考仮設計画図	A-25	35	内部鉄骨部材塗装改修 軸組図	A-49	59	(改修前・改修後) リーナ 出入口建具詳細図 (参考図)	A-73	83	(改修前・後) 外部 手洗い、足洗い詳細図
A-02	12	支障物件 確認図	A-26	36	(改修前) 1階 用具庫C・女子更衣室・用具庫A 平面詳細図 (改修後) 1階 男子更衣室・男子/多目的/女子トイレ・前室・用具庫A 平面詳細図	A-50	60	玄関 新設建具 詳細図 (参考図)	A-74	84	ハルコ- 詳細図
A-03	13	外部足場計画図 (参考図)	A-27	37	(改修前) 1階 用具庫C・女子更衣室 展開図	A-51	61	アルミ建具 詳細図 (参考図)	A-75	85	ハルコ- 階段 詳細図
A-04	14	外部仕上表・凡例	A-28	38	(改修前) 1階 用具庫A 展開図	A-52	62	(改修前・後) リーナ 木製片引き戸 詳細図 (参考図)	A-76	86	渡り廊下 (1) 平面図・梁伏図・平面詳細図
A-05	15	内部仕上表	A-29	39	(改修後) 1階 男子更衣室・男子/多目的/女子トイレ・前室 展開図	A-53	63	(改修前・後) リーナ 木製両引き分け戸 詳細図 (参考図)	A-77	87	渡り廊下 (1) 断面詳細図
A-06	16	(改修前) 1階 平面図	A-30	40	(改修後) 女子更衣室・用具庫 展開図	A-54	64	(改修前・後) 軒先 詳細図 (参考図)	A-78	88	渡り廊下 (2) 平面図・立面図・詳細図
A-07	17	(改修後) 1階 平面図	A-31	41	1階 用具庫B(南) 平面詳細図 展開図	A-55	65	(改修前・後) 屋根水平方向 詳細図	A-79	89	渡り廊下 (2) 梁伏図・屋根伏図・軸組図・詳細図
A-08	18	(改修前) 2階 平面図	A-32	42	1階 用具庫B(北) 平面詳細図 展開図	A-56	66	(改修前・後) 棟 詳細図 (参考図)	A-80	90	渡り廊下 (2) C-D詳細図
A-09	19	(改修後) 2階 平面図	A-33	43	(改修前・後) 玄関廻り平面詳細図	A-57	67	(改修前・後) 下り棟 詳細図 (参考図)	A-81	91	渡り廊下 (2) E-F詳細図
A-10	20	(改修前) 屋根伏図	A-34	44	(改修前・後) 玄関廻り断面詳細図 1	A-58	68	(改修後) 換気棟 詳細図 (参考図)	A-82	92	渡り廊下 (2) G-G詳細図
A-11	21	(改修後) 屋根伏図	A-35	45	(改修前・後) 玄関廻り断面詳細図 2	A-59	69	家具配置図・サイン配置図	A-83	93	渡り廊下 (3) 断面図・梁伏図・軸組図
A-12	22	立面図	A-36	46	(改修前・後) 2階 風除室廻り平面詳細図	A-60	70	家具詳細図 (1) (参考図)	A-84	94	(参考図) 鉄骨詳細図-1
A-13	23	外部調査 (ひび割れ部、浮き部等) 西面・南面立面図	A-37	47	(改修前) 2階 教室 平面詳細図 展開図	A-61	71	家具詳細図 (2) (参考図)	A-85	95	(参考図) 鉄骨詳細図-2
A-14	24	外部調査 (ひび割れ部、浮き部等) 北面・東面立面図	A-38	48	(改修後) 2階 教室 平面詳細図 展開図	A-62	72	(参考図) 1階 リーナ 鋼製床組図	A-86	96	(参考図) 鉄骨詳細図-3

【図面の読み替え】

本図面の各ページに記載している「工事名称」を次のとおり読み替えるものとする。

「R 6 営繕 阿波高等学校 阿波・吉野 体育館改修工事建築（担い手確保型）」

課長	副課長	課長補佐	主査兼係長	主査兼係長	課員	担当

工事名：R 6 営繕 阿波高等学校 阿波・吉野 体育館改修工事建築（担い手確保型）

## 営繕工事共通仕様書

### I. 工事概要

- 工事名称

R6営繕 阿波高等学校 阿波・吉野 体育館改修工事建築（担い手確保型）

- 工事場所

阿波市吉野町柿原

3. 建物概要	
建物名称	体育館
構造・規模	RC造（一部S造） 地上2階建て
敷地面積	-
延床面積	1,479(m2)
消防法施行例別表第1の区分	7項

4. 工事種目	
種目	工事概要
建築一式工事	改修工事
空調一式工事	改修工事
管一式工事	改修工事

- その他

本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について（令和4.12.9建設第686号）に基づく特例措置の対象工事である。

### II. 営繕工事共通仕様書

- 適用基準

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。

- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）      令和4年版（以下「標仕」という。）
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）      令和4年版
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）      令和4年版
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）      令和4年版（以下「改標仕」という。）
- 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）      令和4年版
- 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）      令和4年版
- 木造建築工事標準仕様書      令和4年版
- 建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）・同解説      令和5年版
- 建築工事標準詳細図      令和4年版（以下「標準図」という。）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）      令和4年版
- 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）      令和4年版
- 敷地調査共通仕様書      令和4年版

また、次の図書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）を参考とする。

- 建築工事監理指針      令和4年版（以下「監理指針」という。）
- 建築改修工事監理指針      令和4年版
- 電気設備工事監理指針      令和4年版
- 機械設備工事監理指針      令和4年版

- 優先順位

設計図書の優先順位は、次の順とする。

- 質問回答書（②から⑤に対するもの）
- 補足説明書
- 特記仕様書（営繕工事共通仕様書を含む）
- 図面
- 公共建築工事標準仕様書等

- 工事実績データの登録

- 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。

受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。

- 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。

- しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。

- 訂正時は、適宜とする。

なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

- 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。

なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

- 工程表

受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に提出すること。

- 工事の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日）をいう。

- 施工計画書等

設計者情報：株式会社西田設計 管理建築士 山田 学 番号 第284578号

共-01 営繕工事共通仕様書(1)

工事名：R 6 営繕 阿波高等学校 阿波・吉野 体育館改修工事建築（担い手確保型）

- 施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員に提出し、監督員の承諾を受けること。
  - 上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
  - 施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。

- 下請負人の選定

- 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額（設計金額）が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。

- 受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。（なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和58年1月18日徳島県告示第50号）第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。）

- 施工体制台帳及び施工体系図

- 施工体制台帳の作成

受注者は、下請契約（以下の③及び④の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。

- 施工体系図の作成及び掲示

受注者は、下請契約（以下の③及び④の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施 工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

- 警備業者の記載

受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

- 運搬業者の記載

受注者は、土砂等を運搬する大型自動車配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

- 施工体制台帳及び施工体系図の提出

受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。

- 再下請負通知書を提出する旨の書面の掲示

受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

- 電気保安技術者等

- 電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。
    - 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
    - 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。
  - 工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。

- 施工中の安全確保

- 工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。
  - 工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。

- 工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと

- 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日 建設省建経発第3号）その他関係法令に従い適切に処理すること。

- 受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。

- 地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。

- 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。

- 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。

- 受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。

- 受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。

- 受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。

- 休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。

- 受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。

- 受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

- 仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

- 上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階（天井）のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。

- 受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。

- 作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。

- 既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。

- 事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。

- 給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。

- 交通安全管理

- 輸送災害の防止

受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手に監督員に報告しなければならない。

- 過積載による違法運行の防止

受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、次に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。

設計者情報：株式会社西田設計 管理建築士 山田 学 番号 第284578号

共-02 営繕工事共通仕様書(2)

工事名：R 6 営繕 阿波高等学校 阿波・吉野 体育館改修工事建築（担い手確保型）

## 9. 環境

- 積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと
- さし枠装備車、不表示車は使用しないこと
- 過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと
- 建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと
- 過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある

## 12. 発生材の処理等

- 発生材の処理等は、次により適正に行う。
  - 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づ「物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。
  - 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。
  - 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。
  - 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。
  - 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。
  - 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
  - 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書（様式3）、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。
- アスベスト
  - 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。

既存の分析調査結果の貸与  （  **あり** ・  なし ）
  - 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。
    - 結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。
    - 調査結果は3年間保存すること。
    - 調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。
    - 分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること。
  - 表示、掲示は次のとおり行うこと。
    - 事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。
    - 「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。
    - 作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。
    - 喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。
- 建設リサイクル法通知済証の掲示

受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておくなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示された全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

- 資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対応は、以下のとおり行うこと。
  - 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業者を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。
  - 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業者を行う者の指定副産物に係るの促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。
  - 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。
  - 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。
  - 受注者は、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。
  - 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。
  - 受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、パーヅン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。
- 受領書の交付

受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。
- 再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等

受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛り規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。
- 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工事の記載がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。
- 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。

## 13. 材料・製品等

- 本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。
- 受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿によると記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備機材等評価名簿（最新版）」記載品を指すものとする。
- 県産木材の原則使用
  - 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。
  - 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。
    - 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材
    - (a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材

## 14. 労働安全衛生等の確保

設計者情報：株式会社西田設計 管理建築士 山田 学 番号 第284578号

共-03 営繕工事共通仕様書(3)

工事名：R 6 営繕 阿波高等学校 阿波・吉野 体育館改修工事建築（担い手確保型）

## 9. 環境

- 積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと
- さし枠装備車、不表示車は使用しないこと
- 過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと
- 建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと
- 過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある

- 発生材の処理等は、次により適正に行う。
  - 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づ「物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。
  - 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。
  - 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。
  - 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。
  - 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。
  - 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
  - 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書（様式3）、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。
- アスベスト
  - 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。

既存の分析調査結果の貸与  （  **あり** ・  なし ）
  - 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。
    - 結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。
    - 調査結果は3年間保存すること。
    - 調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。
    - 分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること。
  - 表示、掲示は次のとおり行うこと。
    - 事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。
    - 「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。
    - 作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。
    - 喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。
- 建設リサイクル法通知済証の掲示

- 発生材の処理等は、次により適正に行う。
  - 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づ「物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。
  - 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。
  - 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。
  - 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。
  - 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。
  - 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
  - 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書（様式3）、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。
- アスベスト
  - 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。

既存の分析調査結果の貸与  （  **あり** ・  なし ）
  - 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。
    - 結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。
    - 調査結果は3年間保存すること。
    - 調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。
    - 分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること。
  - 表示、掲示は次のとおり行うこと。
    - 事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。
    - 「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。
    - 作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。
    - 喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。
- 建設リサイクル法通知済証の掲示

受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておくなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示された全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

- 資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対応は、以下のとおり行うこと。
  - 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業者を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。
  - 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業者を行う者の指定副産物に係るの促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。
  - 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。
  - 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。
  - 受注者は、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。
  - 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。
  - 受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、パーヅン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。
- 受領書の交付

受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。
- 再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等

受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛り規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。
- 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工事の記載がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。
- 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。

- 化学物質を発生する建築材料等

本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の①から⑤を満たすものとする。

  - 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、コリア樹脂板及び仕上り塗材は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。
  - 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。
  - 接着剤は、フタル酸ジ－n－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。
  - 塗料（塗り床を含む）は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。
  - ①、③及び④の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。
- 施工
  - 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。
  - 工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は営繕課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。
  - 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。
  - 施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。
  - 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。
  - 設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。
  - 試験等によらなければ確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。
- 建設機械等
  - 排出ガス対策型建設機械

本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1国総統第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及びび型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。
  - 低騒音・低振動型建設機械

本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示 平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。
- 特定自主検

本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。
- 不正軽油の使用禁止

受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和 25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。

## 17. 遠隔臨場の試行

- 受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。
- 受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円以上の場合において、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施しなければならない。

## 18. 工事看板等

## 19. 関係機関との連携

設計者情報：株式会社西田設計 管理建築士 山田 学 番号 第284578号

共-04 営繕工事共通仕様書(4)

## 20. 関係機関との連携

工事名：R 6 営繕 阿波高等学校 阿波・吉野 体育館改修工事建築（担い手確保型）

- ① 工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。
- ② 受注者は、本工事において使用する工事看板・バリエード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了後「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。
- ③ 受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター（A3）」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。
  - ・区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事
  - ・当初請負金額が200万円未満の工事

#### 19. 仮設トイレ

受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。

- ① 当初請負対象金額（設計金額）3 千万円未満の工事  
原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。
- ② 当初請負対象金額（設計金額）3千万円以上の工事  
原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。

受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

（注）洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。

（注）快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

#### 20. 設計変更箇所確認

設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。

#### 21. 工事検査及び技術検査

- ① 次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。

当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事
3千万円未満	－	1回
3千万円以上5千万円未満	－	2回
5千万円以上1億円未満	1回	2回
1億円以上	2回	3回

（注）低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。

（注）一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。

- ② 中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、締結後速やかに監督員と協議すること。
- ③ 中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。
- ④ 基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間を実施する。
- ⑤ 外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施にて監督員と協議すること。

#### 22. 完成図等

- ① 電子納品：対象
- ② 受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」とすること。
- ③ 提出書類
  - ・竣工図（製本3部、電子データ2部）（サイズ：監督員の指示による）
  - ・工事写真（電子データ2部）
  - ・使用材料一覧表（竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部）
  - ・保全に関する資料
  - ・その他監督員が指示する図書（必要部数）
- ④ しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びリジナル形式をCD-R等に保存する。
- ⑤ 工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部出来形が写真で的確に確認できること。
- ⑥ 工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。

区 分	サ イ ズ
着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ
施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ
完成写真	カラー、手札版又はサービスサイズ
- ⑦ 工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。
- ⑧ 既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。

#### 23. デジタル工事写真の小黒板情報電子化

- ① 受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下「対象工事」という。）とすることができる。
- ② 対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。

#### 24. 火災保険

本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。（標準請負契約約款 第55条）

- ① 対象物  
工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。
- ② 保険外工事  
次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。
  - ・杭及び基礎工事
  - ・コンクリート躯体工事
  - ・屋外付帯工事
  - ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等）
- ③ 付保する時期及び金額  
鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当 額を付保する。
- ④ 保険終期  
工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。
- ⑤ その他
  - ・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。

工事名：R 6 営繕 阿波高等学校 阿波・吉野 体育館改修工事建築（担い手確保型）

- ・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。

#### 25. 公共事業労務費調査

- ① 当初請負対象金額（設計金額）が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- ② 調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- ③ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
- ④ 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

#### 26. 暴力団からの不当要求又は工事妨害の排除

- ① 受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（②に規定する場合は、下請負人から報告があったとき）には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。
- ② 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。
- ③ 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。
- ④ 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」（以下「約款」という。）第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。
- ⑤ 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- ⑥ 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

II. 建築工事仕様書	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項																																																																																													
<p>1章 一般共通事項</p> <p>項目</p> <p>1. 施工条件</p> <p>2. 重要備品等</p> <p>3. 施工調査</p> <p>4. 交通誘導警備員</p> <p>5. 産業廃棄物の処理</p>	<p>特記事項</p> <p>◎施工条件は次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工程については、施設管理者と協議の上決定すること。</li> <li>・施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施工できない。また、休日においても施設管理者より作業中止の要旨がある場合は、作業の中止を行う場合がある。</li> <li>・前面道路は通学路であるため、午前7時30分から8時30分までの間及び下校時には工事車両は十分に注意をして通行すること。正門と学校出入口付近は特に注意すること。</li> <li>・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。</li> <li>・工事の施工に当たっては、荷揚げ下りし時等に交通整理員を配置し、一般交通等に支障を及ぼさないように十分に注意し施工するものとする。</li> </ul> <p>◎工事に影響のある範囲内の重要備品等（無）</p> <p>◎調査期間</p> <p>本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。調査期間は 週間とする。切り直し時期については、 頃とする。</p> <p>◎交通誘導警備員</p> <p>交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に20日間配置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が（義務付けられていない）。</li> <li>・警備員は、延20人（昼20人、うち検定合格警備員0人）を見込んでいる。</li> <li>・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。</li> <li>・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。</li> <li>・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者（当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）も同様の義務を負う旨を定めなければならない。</li> </ul> <p>◎産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。</p> <p>(注)表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者」であることを示す。</p> <p>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。</p> <p>(1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。</p> <p>(2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。</p> <p>(3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。</p> <p>種 類：コンクリート（無筋） 会 社 名：吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)（中間処分） 処 分 地：阿波市土成町吉田宇原田市の三35 運搬距離：2.6 kmを見込んでいる。 処理単価(税抜き)：t 当たり 800円</p> <p>種 類：コンクリート（有筋） 会 社 名：吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)（中間処分） 処 分 地：阿南市土成町吉田宇原田市の三35 運搬距離：2.6 kmを見込んでいる。 処理単価(税抜き)：t 当たり 800円</p> <p>種 類：アスファルト 会 社 名：吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波舗道(株)（中間処分） 処 分 地：阿南市土成町吉田宇原田市の三35 運搬距離：2.6 kmを見込んでいる。 処理単価(税抜き)：t 当たり 900円</p> <p>種 類：金属（処分） 会 社 名：吉野川市川島町川島469-1 株式会社 中倉商店 処 分 地：阿波市吉野町柿原宇原30-1 運搬距離：1.5 kmを見込んでいる。 処理単価(税抜き)：t 当たり 0円</p> <p>種 類：ガラス 会 社 名：三好郡東みよし町加茂6001-1（有）久保衛生 処 分 地：三好郡東みよし町加茂5999-1 運搬距離：45.6 kmを見込んでいる。 処理単価(税抜き)：m3当たり 10,000円</p>	<p>種 類：木材 会 社 名：徳島市津田海岸町2番90号（有）徳島興産 ☆優良認定業者 処 分 地：徳島市津田海岸町2番90号 運搬距離：26.3 kmを見込んでいる。 処理単価(税抜き)：t 当たり 10,000円</p> <p>種 類：廃プラ 会 社 名：三好郡東みよし町屋間字カドタ305-2（株）リリース 処 分 地：三好郡東みよし町屋間字カドタ305-2 運搬距離：45.4 kmを見込んでいる。 処理単価(税抜き)：m3当たり 16,000円</p> <p>種 類：汚泥 会 社 名：吉野川市鴨島町鴨島151-1 阿波バラス(株) 処 分 地：吉野川市山川町堤外141-11 運搬距離：12.6 kmを見込んでいる。 処理単価(税抜き)：t 当たり 13,000円 ※汚泥処分については、最終処分場及び阿波バラスに持ち込む場合、受入前に成分試験(22,000円/式)が必要です(対象外工事費)。</p> <p>種 類：石こうボード 会 社 名：阿波市市場町香美字西原284-1（有）山一建設 処 分 地：阿波市市場町香美字西原284-1 運搬距離：8.8 kmを見込んでいる。 処理単価(税抜き)：t 当たり 15,000円</p> <p>種 類：アスベスト含有建材 会 社 名：三好市山城町寺野字大休場956（株）明和ケリン 処 分 地：三好市山城町寺野字大休場956 運搬距離：68.2 kmを見込んでいる。 処理単価(税抜き)：m3当たり 36,000円</p> <p>種 類：廃石綿等 会 社 名：三好市山城町寺野字大休場956（株）明和ケリン 処 分 地：三好市山城町寺野字大休場956 運搬距離：68.2 kmを見込んでいる。 処理単価(税抜き)：t 当たり 60,000円</p> <p>有価金属 種 類：鉄骨・軽量鉄骨 会 社 名：(有)金村商店☆優良認定業者 処 分 地：小松島市赤石町4-13 運搬距離：36.3km 処理単価(税抜き)：鉄骨H2程度（刊行本による）</p> <p>種 類：サッシ スチール 会 社 名：(有)荒木商店☆優良認定業者 処 分 地：徳島市方上町鴨島22-1,23-1 運搬距離：26.7km 処理単価(税抜き)：-47,000円</p> <p>種 類：サッシ アルミ 会 社 名：三木資源(株)☆優良認定業者 処 分 地：徳島市昭和町8丁目27番地 運搬距離：24.2km 処理単価(税抜き)：-180,000円</p> <p>上記以外の許可業者の処分場でも差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。 なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者（以下、「優良産廃処分業者」という。）に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。 また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。</p>	<p>9. 技能士の適用</p> <p>14. 室内空気中の化学物質の濃度測定</p>	<p>◎技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事に適用する作業を指定するものとする。 技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。 なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。 ○印 …… 適用作業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事種目</th> <th>技能検定職種</th> <th>技能検定作業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設</td> <td>とび</td> <td>◎ とび作業</td> </tr> <tr> <td>鉄筋</td> <td>鉄筋施工</td> <td>・ 鉄筋組立て作業</td> </tr> <tr> <td>コンクリート</td> <td>コンクリート圧送施工</td> <td>・ コンクリート圧送工事作業</td> </tr> <tr> <td>型枠</td> <td>型枠施工</td> <td>・ 型枠工事作業</td> </tr> <tr> <td>鉄骨</td> <td>鉄工</td> <td>・ 構造物鉄工作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">防水</td> <td rowspan="5">防水施工</td> <td>・ アスファルト防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>◎ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ 合成ゴムシート防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ 塩化ビニルシート防水工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・ セメント系防水工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>◎ シーリング防水工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・ 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・ FRP防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>タイル</td> <td>タイル張り</td> <td>・ タイル張り作業</td> </tr> <tr> <td>木</td> <td>建築大工</td> <td>・ 大工工事作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋根及びとい</td> <td>建築板金</td> <td>◎ 内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>かわらぶき</td> <td>・ かわらぶき作業</td> </tr> <tr> <td>金属</td> <td>建築板金</td> <td>・ 内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>左官</td> <td>左官</td> <td>◎ 左官作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">建具</td> <td rowspan="2">建具製作</td> <td>・ 木製建具手加工作業</td> </tr> <tr> <td>・ 木製建具機械加工作業</td> </tr> <tr> <td>・ アルミ製室内建具製作作業</td> </tr> <tr> <td>サッシ施工</td> <td>◎ ビル用サッシ施工作業</td> </tr> <tr> <td>ガラス施工</td> <td>◎ ガラス工事作業</td> </tr> <tr> <td>塗装</td> <td>塗装</td> <td>◎ 建築塗装作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">内装</td> <td rowspan="4">内装仕上げ施工</td> <td>◎ プラスチック系床仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ カーペット系床仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td>◎ 鋼製下地工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ ボード仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>表装</td> <td>・ 表具作業 ・ 壁装作業</td> </tr> <tr> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>・ 建築配管作業</td> </tr> <tr> <td>造園</td> <td>造園</td> <td>・ 造園工事作業</td> </tr> <tr> <td>機械設備</td> <td>冷凍空調和機器施工</td> <td>・ 冷凍空調和機器施工作業</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎建物の用途により以下の物質の室内濃度を測定すること。 学校：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・スチレン・エチルベンゼン 学校以外：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン・エチルベンゼン 採取器具は受注者にて用意すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定対象室</th> <th>測定箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アリーナ</td> <td>4箇所</td> </tr> <tr> <td>教室室</td> <td>1箇所</td> </tr> <tr> <td>調光室</td> <td>1箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計6箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>測定は、測定対象室の工事施工前及び工事施工後に行うこと。 測定は、次のいずれかにより行う。 ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準(平成13年 国土交通省告示第1347号)第56-3(3)「ロ 測定の方法」において定められた方法 ・パッシブ型採取器を用いる方法 パッシブ型採取器を用いる場合は、次の要領により行う。 (1) 30分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉(造り付け家具、押入等の収納部分の扉を含む)を開放し、30分間換気する。 (2) 5時間閉鎖 (1)の後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入等の収納部分は開放したままとする。 (3) 測定 イ (2)の状態のまま測定する。 ロ 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。 なお、8時間測定の場合は午後2時～3時が測定時間の中央となるよう、10時30分～18時30分までの時間帯で測定する。 ハ 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。 ※(1)、(2)、(3)において、換気設備又は空調設備は稼働させたまとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたまとする。 (4) 分析 測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取器を分析機関に送付し、濃度を分析する。 (5) 測定結果の提出 測定後、測定結果を監督員に提出すること。</p> <p>◎測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、発散源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度測定を行う。</p>	工事種目	技能検定職種	技能検定作業	仮設	とび	◎ とび作業	鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業	コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業	型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業	鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業	防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業	◎ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業	・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業	・ 合成ゴムシート防水工事作業	・ 塩化ビニルシート防水工事作業			・ セメント系防水工事作業			◎ シーリング防水工事作業			・ 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業			・ FRP防水工事作業	タイル	タイル張り	・ タイル張り作業	木	建築大工	・ 大工工事作業	屋根及びとい	建築板金	◎ 内外装板金作業	かわらぶき	・ かわらぶき作業	金属	建築板金	・ 内外装板金作業	左官	左官	◎ 左官作業	建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業	・ 木製建具機械加工作業	・ アルミ製室内建具製作作業	サッシ施工	◎ ビル用サッシ施工作業	ガラス施工	◎ ガラス工事作業	塗装	塗装	◎ 建築塗装作業	内装	内装仕上げ施工	◎ プラスチック系床仕上げ工事作業	・ カーペット系床仕上げ工事作業	◎ 鋼製下地工事作業	・ ボード仕上げ工事作業		表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業	配管	配管	・ 建築配管作業	造園	造園	・ 造園工事作業	機械設備	冷凍空調和機器施工	・ 冷凍空調和機器施工作業	測定対象室	測定箇所数	アリーナ	4箇所	教室室	1箇所	調光室	1箇所		計6箇所
工事種目	技能検定職種	技能検定作業																																																																																																
仮設	とび	◎ とび作業																																																																																																
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業																																																																																																
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業																																																																																																
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業																																																																																																
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業																																																																																																
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業																																																																																																
		◎ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業																																																																																																
		・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業																																																																																																
		・ 合成ゴムシート防水工事作業																																																																																																
		・ 塩化ビニルシート防水工事作業																																																																																																
		・ セメント系防水工事作業																																																																																																
		◎ シーリング防水工事作業																																																																																																
		・ 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業																																																																																																
		・ FRP防水工事作業																																																																																																
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業																																																																																																
木	建築大工	・ 大工工事作業																																																																																																
屋根及びとい	建築板金	◎ 内外装板金作業																																																																																																
	かわらぶき	・ かわらぶき作業																																																																																																
金属	建築板金	・ 内外装板金作業																																																																																																
左官	左官	◎ 左官作業																																																																																																
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業																																																																																																
		・ 木製建具機械加工作業																																																																																																
	・ アルミ製室内建具製作作業																																																																																																	
サッシ施工	◎ ビル用サッシ施工作業																																																																																																	
ガラス施工	◎ ガラス工事作業																																																																																																	
塗装	塗装	◎ 建築塗装作業																																																																																																
内装	内装仕上げ施工	◎ プラスチック系床仕上げ工事作業																																																																																																
		・ カーペット系床仕上げ工事作業																																																																																																
		◎ 鋼製下地工事作業																																																																																																
		・ ボード仕上げ工事作業																																																																																																
	表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業																																																																																																
配管	配管	・ 建築配管作業																																																																																																
造園	造園	・ 造園工事作業																																																																																																
機械設備	冷凍空調和機器施工	・ 冷凍空調和機器施工作業																																																																																																
測定対象室	測定箇所数																																																																																																	
アリーナ	4箇所																																																																																																	
教室室	1箇所																																																																																																	
調光室	1箇所																																																																																																	
	計6箇所																																																																																																	

	徳島県土整備部宮繕課	●工事名 R6宮繕 阿波高等学校 阿波・吉野 体育館改修工事建築	●図面番号 特-01	株式会社 西田 設計
		●図面名 特記仕様書(1)	●縮尺 A2:NON	1級建築士登録 第284578号 山田 学 〒770-0943 徳島市中昭和町2-2-3-2 TEL(088)654-7766(代)・FAX(088)654-7769

	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項
2章 改修仮設工事					
1. 一般事項	◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物及び地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況を確認し、監督員に報告すること。				
2. ベンチマーク	◎設計GLの設定は、BM(7+10床)を±0とする。ただし、監督員の指示により決定する。				
3. 足場等	◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(一社)仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(一社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。  ◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。  ◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。  ◎外部足場(図示のとおり) ・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(標仕2.2.4)の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2) <b>手すり据置方式</b> により行うこと。 ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。  ◎内部足場(図示のとおり) ・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(2.2.4)の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2) 手すり据置方式により行うこと。 ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。  ・仮囲い(図示のとおり)  ◎ゲート 有(図示のとおり)  ◎足場等の設置業者は、関連工事等の関係者に無償で使用させること。また、安全管理も実施すること。  ◎足場等を無償使用する業者は、設置業者の指示に従うこと。  ◎受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。  ◎石綿含有仕上塗材が施工された外壁に対する足場繋ぎ用アンカーの下穴穿孔作業については、「石綿等の切断等の作業」及び「石綿取り扱い作業」に該当するため、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)を遵守し作業を行うこと。				
4. 養生	◎既存部分の養生範囲は図示による。(養生方法:養生シート) ◎既存部分の家具等の養生範囲は適正に行う。 (養生方法:養生シート)				
5. 監督員事務所	◎監督員事務所は(設ける(面積 程度)・ <b>設けない</b> )  ◎監督員事務所を設置する場合、備品は次のものを設置すること。 (1)机、椅子、書棚、製図版、掛時計、温度計、湿度計 (2)ゴム長靴、雨がっぱ、保護帽、懐中電灯、安全带 (3)請負加入電話の子機 (4)衣類ロッカー、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具 (5)ファクシミリ他				
6. 工事用水、電力等	◎既存電力利用(出来る・ <b>出来ない</b> )、電力料金(有償・無償) ただし、施設管理者と協議すること。  ◎既存用水利用(出来る・ <b>出来ない</b> )、用水料金(有償・無償) ただし、施設管理者と協議すること。				
7. 工事車両用駐車場 資材置場 現場事務所用地等	◎同用地は、(図示の場所に・ <b>用意していないので業者にて</b> )設けること。 ただし、施設管理者と協議すること。				

	徳島県土木整備部営繕課	●工事名 R6営繕 阿波高等学校 阿波・吉野 体育館改修工事建築	●図面番号 特-02	株式会社 西田設計 1級建築士登録 第284578号 山田 学 〒770-0943 徳島市中昭和町2-23-2 TEL(088)654-7766(代)・FAX(088)654-7769
		●図面名 特記仕様書(2)	●縮尺 A2:NON	

3章 躯体工事 (1) (地業工事)

項目	特記事項																				
1. 一般事項	◎排水、排土等は産業廃棄物に該当するため、関係法令に基づき適正に処理すること。																				
2. 砂利・砂・割り石及び捨コンクリート地業等	◎材料は、市場品とする。 ◎砂利及び砂地業 ・砂利は、(切込砂利・切込砕石(再生砕石)とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>使用部位</th> <th>厚さ</th> <th>粒度範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>切込砂利</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>切込砕石</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>再生砕石</td> <td>土間コンクリート下</td> <td>100mm</td> <td>RC-40</td> </tr> <tr> <td></td> <td>南玄関階段改修部</td> <td>150~460mm</td> <td>RC-40</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・締固めは、ランマー3回突き、振動コンパクター2回締め又は振動ローラー締めとする。締固めによる凹凸は目つぶし砂利で均しをする。</li> <li>・厚さが300mmを超える場合は、300mmごとに締固めを行う。</li> </ul> ◎締め固め機械の選定に当たっては、地質の状況を検討し監督員の承諾を得ること。 ◎床下防湿層は、ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上、重ね合せ及び基礎梁際のみ込みは250mm、断熱材のある場合のみ込みは400mm以上とする。 ◎防湿層の位置は、土間スラブの直下とする。ただし、断熱材がある場合は、断熱材の直下とする。	種別	使用部位	厚さ	粒度範囲	切込砂利				切込砕石				再生砕石	土間コンクリート下	100mm	RC-40		南玄関階段改修部	150~460mm	RC-40
種別	使用部位	厚さ	粒度範囲																		
切込砂利																					
切込砕石																					
再生砕石	土間コンクリート下	100mm	RC-40																		
	南玄関階段改修部	150~460mm	RC-40																		

3章 躯体工事 (2) (鉄筋工事)

1. 材料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>規格番号</th> <th>規格名称</th> <th>種類の記号</th> <th>径(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JIS G 3112</td> <td>鉄筋コンクリート用棒鋼</td> <td>SD295A</td> <td>D10、D13</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>JIS G 3551</td> <td>溶接金網及び鉄筋格子</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)	JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295A	D10、D13	—	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	—	—	JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	—	—
規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)														
JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295A	D10、D13														
—	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	—	—														
JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	—	—														
2. 材料試験	◎材料試験は行わない ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。																
3. 加工及び組立て	◎鉄筋の継手は(重ね継手)・ガス圧接継手・機械式継手・溶接継手)とする。 原則として、D35以上の異形鉄筋については、重ね継手を用いない。 ◎結束線の端部は内側に折り曲げる。 ◎鉄筋の定着方法及び長さは図示による。																
4. 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔	◎鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、標仕表5.3.6の数値に10mmを加えた数値を標準とする。 ◎各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、標仕参考図【1節-基礎及び基礎梁の配筋】～【7節-梁貫通孔その他配筋】による。																
5. 梁貫通孔補強	◎補強形式 鉄筋コンクリート構造配筋基準図による。 ◎梁貫通補強に建設技術評価規定に基づく評価品を使用する場合は、それぞれの部分についてメーカーの構造計算書を提出し、監督員の承諾を得ること。																
6. 配筋検査	◎主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。																
7. あと施工アンカー工事 (耐震改修工事に伴うものを除く)	◎あと施工アンカー作業における技能者は、あと施工アンカー工事の施工に関する十分な経験と技能を有するものとし、これらを証明する資料を提出し、監督員の承諾を受けること。 ◎埋込み配管等に当たった場合は、直ちに穿孔を中止し、監督員に報告し指示を受けること。 ◎鉄筋等に当たった場合は、穿孔を中止し、付近の位置に再穿孔を行うこと。中止した孔は、モルタルで充てんすること。 ◎施工確認試験を(行う・行わない)。 ・確認強度は、メーカー仕様による ◎あと施工アンカー ・金属系アンカー (差筋アンカー) アンカー本体の径 (D10)、全長 (450mm)とする。 アンカーセット方式はスリーブ打ち込み式とする。  ・金属拡張アンカー アンカー本体の径 (M12) 下向き、有効埋込長さ (80)とする。アンカー筋 (ダボ筋) 出づらL590以上 アンカー本体の径 (M12) 横向き、有効埋込長さ (80)とする。アンカー筋 (ダボ筋) 出づらL590以上 アンカー本体の径 (M10) 横向き、有効埋込長さ (65)とする。アンカー筋 (ダボ筋) 出づらL450以上 アンカーセット方式は本体打ち込み式とする。																

3章 躯体工事 (3) (コンクリート工事)

1. 一般事項	◎コンクリートの種別 ○I類 (JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート) ・II類 (JIS A 5308への適合したコンクリート)  ◎設計基準強度 <table border="1"> <thead> <tr> <th>コンクリートの種類</th> <th>設計基準強度 F<sub>c</sub>(N/mm<sup>2</sup>)</th> <th>調合管理強度 F<sub>n</sub>(N/mm<sup>2</sup>)</th> <th>スランプ (cm)</th> <th>強度試験の有無</th> <th>種別</th> <th>気乾単位容積重量 (t/m<sup>3</sup>)</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通</td> <td>18</td> <td>18+S</td> <td>15</td> <td>有</td> <td>-</td> <td>2.3</td> <td>土間コンクリート</td> </tr> <tr> <td>普通</td> <td>18</td> <td>18+S</td> <td>15</td> <td>有</td> <td>-</td> <td>2.3</td> <td>屋外階段部袖壁</td> </tr> <tr> <td>普通</td> <td>18</td> <td>18+S</td> <td>15</td> <td>無</td> <td>-</td> <td>2.3</td> <td>屋外階段部土間</td> </tr> <tr> <td>普通</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>15</td> <td>無</td> <td>-</td> <td>2.3</td> <td>屋外洗濯機用土台</td> </tr> </tbody> </table>	コンクリートの種類	設計基準強度 F <sub>c</sub> (N/mm <sup>2</sup> )	調合管理強度 F <sub>n</sub> (N/mm <sup>2</sup> )	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量 (t/m <sup>3</sup> )	適用箇所	普通	18	18+S	15	有	-	2.3	土間コンクリート	普通	18	18+S	15	有	-	2.3	屋外階段部袖壁	普通	18	18+S	15	無	-	2.3	屋外階段部土間	普通	18	18	15	無	-	2.3	屋外洗濯機用土台
コンクリートの種類	設計基準強度 F <sub>c</sub> (N/mm <sup>2</sup> )	調合管理強度 F <sub>n</sub> (N/mm <sup>2</sup> )	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量 (t/m <sup>3</sup> )	適用箇所																																		
普通	18	18+S	15	有	-	2.3	土間コンクリート																																		
普通	18	18+S	15	有	-	2.3	屋外階段部袖壁																																		
普通	18	18+S	15	無	-	2.3	屋外階段部土間																																		
普通	18	18	15	無	-	2.3	屋外洗濯機用土台																																		

項目	特記事項																																				
2. コンクリートの仕上がり	◎コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は、標仕表6.2.3による。 ◎コンクリートの仕上りの平たんさは標仕表6.2.5による。																																				
3. 普通コンクリート	◎セメントの種類は、(普通ポルトランドセメント)・混合セメントA種・高炉セメントB種・フライアッシュセメントB種)とする。 ◎骨材は、標仕6.3.1(2)による。 ◎細骨材としてフェロニッケルスラグ使用(できる・できない)。 ◎細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。 ◎コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m <sup>3</sup> 以下とし、試験方法は標仕6.5.4による。 ◎試験りは(行う・行わない)。 ◎所要空気量は4.5%±1.5%とする。 ◎受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか一つについて確認をとらなければならない。 (1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制 アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m <sup>3</sup> に含まれるアルカリ総量をNa <sub>2</sub> O換算で3.0kg以下にする。 (2) 抑制効果のある混合セメント等の使用 JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント [B種またはC種]あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント [B種またはC種]もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。 (3) 安全と認められる骨材の使用 骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法またはモルタルバー法)の結果で無害と確認された骨材を使用する。 試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)」による。 ◎混和材料を使用する場合の種類は標仕6.3.1(4)によることとし、監督員の承諾を受けること。 ◎コンクリートの打継ぎ目地の寸法は、標仕9.7.3【目地寸法】(1)(ア)による。																																				
4. レディミクストコンクリート工場の指定	◎工事開始に先立ち、工場を選定し、監督職員の承諾を受ける。																																				
5. 型枠	◎型枠は、(県産木製型枠・合板・金属製・樹脂系・打込み型枠・ブロック)とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>型枠の種類</th> <th>仕上げ種別</th> <th>塗装の有無</th> <th>材質</th> <th>厚さ</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県産木製型枠</td> <td>—</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>標仕6.8.2(2)(ア)</td> <td>A種</td> <td>あり</td> <td>日本農林規格</td> <td>12mm</td> <td>打放し仕上げ面</td> </tr> <tr> <td>標仕6.8.2(2)(イ)</td> <td>B種</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>標仕6.8.2(2)(イ)</td> <td>C種</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>標仕6.8.2(2)(イ)</td> <td>普通型枠</td> <td>なし</td> <td>日本農林規格</td> <td>12mm</td> <td>上記以外</td> </tr> </tbody> </table>	型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所	県産木製型枠	—	なし				標仕6.8.2(2)(ア)	A種	あり	日本農林規格	12mm	打放し仕上げ面	標仕6.8.2(2)(イ)	B種	なし				標仕6.8.2(2)(イ)	C種	なし				標仕6.8.2(2)(イ)	普通型枠	なし	日本農林規格	12mm	上記以外
型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所																																
県産木製型枠	—	なし																																			
標仕6.8.2(2)(ア)	A種	あり	日本農林規格	12mm	打放し仕上げ面																																
標仕6.8.2(2)(イ)	B種	なし																																			
標仕6.8.2(2)(イ)	C種	なし																																			
標仕6.8.2(2)(イ)	普通型枠	なし	日本農林規格	12mm	上記以外																																

4章 防水改修工事

1. 一般事項	◎保護層、防水層等を撤去した結果、下地の状況により、設計図書に定められた施工方法によることが不適当な場合は監督員と協議すること。 ◎降雨等に対する養生方法は、(上巻シート養生・下階天井養生・その他( ))とする。																																			
2. 改修工法の種類及び工程	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工程</th> <th colspan="2">工法</th> </tr> <tr> <th>塗膜防水接着工法</th> <th>塗膜防水接着工法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施工箇所</td> <td>平場：L4 X</td> <td>立上り：L4 X</td> </tr> <tr> <td>1 既存保護層(立上り部等)撤去等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 既存保護層(平場)撤去等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 既存断熱層撤去等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 既存防水層(立上り部等)撤去等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 既存防水層(平場)撤去等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 既存下地の補修及び処置</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>7 防水層の新設</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>8 断熱材の新設</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 保護層の新設</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工程	工法		塗膜防水接着工法	塗膜防水接着工法	施工箇所	平場：L4 X	立上り：L4 X	1 既存保護層(立上り部等)撤去等			2 既存保護層(平場)撤去等			3 既存断熱層撤去等			4 既存防水層(立上り部等)撤去等			5 既存防水層(平場)撤去等			6 既存下地の補修及び処置	○	○	7 防水層の新設	○	○	8 断熱材の新設			9 保護層の新設		
工程	工法																																			
	塗膜防水接着工法	塗膜防水接着工法																																		
施工箇所	平場：L4 X	立上り：L4 X																																		
1 既存保護層(立上り部等)撤去等																																				
2 既存保護層(平場)撤去等																																				
3 既存断熱層撤去等																																				
4 既存防水層(立上り部等)撤去等																																				
5 既存防水層(平場)撤去等																																				
6 既存下地の補修及び処置	○	○																																		
7 防水層の新設	○	○																																		
8 断熱材の新設																																				
9 保護層の新設																																				
3. 既存下地の補修材料	◎端部押さえ金物は、既成アルミニウム製とし、形状寸法は( W50 厚1.5 )程度とする。																																			
4. ルーフドレン回りの処理	◎ポリマーセメントモルタル及びポリマーセメントペースト、層間接着用プライマー、アスファルト系下地調整材、改修用ドレン等の材料は、ルーフィング類製造所の指定する製品とする。																																			
5. 既存下地の補修及び処理	◎ルーフトレインの端部から( 500mm < 300mm )の防水層及びシーリングを撤去し、ポリマーセメントモルタルで勾配1/2程度に仕上げること。 ◎補修箇所の形状、長さ、数量等は図示する。																																			

6. 塗膜防水	◎工法：既存モルタル面に新規塗膜防水を行う 種別：X-2 (密着工法) ◎塗膜を形成する材料は、JIS A 6021の規格品とする。 ◎プライマー、層間接着用プライマー、補強布、接着剤、通気緩衝シート、シーリング材、仕上げ塗材等は主材料製造所の指定製品とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>既設防水層</th> <th>種別</th> <th>施工箇所</th> <th>仕上塗料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">無 (モルタル面)</td> <td rowspan="2">X-2</td> <td>玄関庇・7/7出入口庇 2階南渡り廊下 平部・立上壁・笠木</td> <td rowspan="2">製造所仕様</td> <td rowspan="2">粗面仕上げ</td> </tr> <tr> <td>バキューム床・屋外階段床 2階南渡り廊下階段部</td> </tr> </tbody> </table> ◎特記仕様書、改標仕及び標仕以外は、主材料製造所の仕様による。 ◎ルーフトレイン：改修用ドレン  ※2階南渡り廊下 平部 は塗膜防水施工後、防滑性ビニル床シート(厚2.5mm)接着剤張りを行う。  ◎シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。 ◎種類及び施工箇所 <table border="1"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>材質</th> <th>既存</th> <th>施工箇所</th> <th>改修工法</th> <th>寸法</th> <th>接着試験</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>MS-2</td> <td>変成シリコーン</td> <td>撤去</td> <td>外壁取合 水切り取合</td> <td>再充填</td> <td>20×10程度 25×10程度</td> <td>簡易</td> </tr> <tr> <td>MS-2</td> <td>変成シリコーン</td> <td>—</td> <td>カッ枠 カッ取合</td> <td>新設</td> <td>10×10程度 15×10程度 20×10程度 25×10程度 30×10程度 40×10程度 45×10程度</td> <td>簡易 (外部のみ)</td> </tr> </tbody> </table> ※カバー工法を行うサッシについては、既設シーリングの撤去は行わない。  ◎プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。 ◎監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。 ◎シーリング面への仕上げ塗材仕上げ等を(行う・行わない)。 ◎外部に面するシーリング材は、施工に先立ち(簡易接着性試験・引張接着性試験)を行う。ただし、同じ材料の組合せで実施した試験成績書がある場合は、監督員の承諾を受けて、試験を省略することができる。	既設防水層	種別	施工箇所	仕上塗料	備考	無 (モルタル面)	X-2	玄関庇・7/7出入口庇 2階南渡り廊下 平部・立上壁・笠木	製造所仕様	粗面仕上げ	バキューム床・屋外階段床 2階南渡り廊下階段部	記号	材質	既存	施工箇所	改修工法	寸法	接着試験	MS-2	変成シリコーン	撤去	外壁取合 水切り取合	再充填	20×10程度 25×10程度	簡易	MS-2	変成シリコーン	—	カッ枠 カッ取合	新設	10×10程度 15×10程度 20×10程度 25×10程度 30×10程度 40×10程度 45×10程度	簡易 (外部のみ)
既設防水層	種別	施工箇所	仕上塗料	備考																													
無 (モルタル面)	X-2	玄関庇・7/7出入口庇 2階南渡り廊下 平部・立上壁・笠木	製造所仕様	粗面仕上げ																													
		バキューム床・屋外階段床 2階南渡り廊下階段部																															
記号	材質	既存	施工箇所	改修工法	寸法	接着試験																											
MS-2	変成シリコーン	撤去	外壁取合 水切り取合	再充填	20×10程度 25×10程度	簡易																											
MS-2	変成シリコーン	—	カッ枠 カッ取合	新設	10×10程度 15×10程度 20×10程度 25×10程度 30×10程度 40×10程度 45×10程度	簡易 (外部のみ)																											
7. シーリング																																	

5章 屋根及びとい工事

1. 一般事項	◎外部に面する建具は、建築基準法施行令及び「屋根ふき材、外装材及び屋外に面する幌壁の基準(昭和46)◎標準仕様書以外の工法は、専門業者の仕様による。 ◎建築基準法に基づき定められた区分等 基準風速 Vo=( 36 )m/s 地表面粗度区分 ( I・II・(III)・IV ) 積雪区分 建設省告示第1455号 別表(35)																											
2. 長尺金属板葺き	◎屋根葺き形式 ・横葺 ○瓦棒葺(心木なし)：カバー工法 ・平葺(一文字葺き・ひし形葺き) <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>種類 (JIS規格名称)</th> <th>JIS規格番号</th> <th>鋼板の厚さ (mm)</th> <th>めっき付着量</th> <th>塗膜の耐久性の種類</th> <th>下葺材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋根</td> <td>溶融55%ZnにAl重鉛合金めっき鋼板及び鋼帯</td> <td>JIS G 3321</td> <td>0.4</td> <td>AZ150</td> <td>ポリイソシアネート樹脂塗装</td> <td>既存屋根(瓦棒葺)</td> </tr> </tbody> </table> ◎指定のない付属材料は、屋根葺工法に応じた専門事業者の仕様による。 ◎建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した固定金具の間隔、固定方法を施工計画書として提出する。	施工箇所	種類 (JIS規格名称)	JIS規格番号	鋼板の厚さ (mm)	めっき付着量	塗膜の耐久性の種類	下葺材料	屋根	溶融55%ZnにAl重鉛合金めっき鋼板及び鋼帯	JIS G 3321	0.4	AZ150	ポリイソシアネート樹脂塗装	既存屋根(瓦棒葺)													
施工箇所	種類 (JIS規格名称)	JIS規格番号	鋼板の厚さ (mm)	めっき付着量	塗膜の耐久性の種類	下葺材料																						
屋根	溶融55%ZnにAl重鉛合金めっき鋼板及び鋼帯	JIS G 3321	0.4	AZ150	ポリイソシアネート樹脂塗装	既存屋根(瓦棒葺)																						
3. 折板葺	◎折板は、JIS A 6514(金属製折板屋根構成材)による。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>鋼板の厚さ (mm)</th> <th>塗装面</th> <th>形式</th> <th>山高 (mm)</th> <th>山ピッチ (mm)</th> <th>耐力</th> <th>軒先面戸の適用</th> <th>裏打ち材の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>渡り廊下</td> <td>0.8</td> <td>両面</td> <td>重ね形</td> <td>150</td> <td>250</td> <td></td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>渡り廊下</td> <td>0.8</td> <td>両面</td> <td>重ね形</td> <td>88</td> <td>200</td> <td></td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> </tbody> </table> ◎断熱材 (・有り 厚さ mm、種別、防火性能 時間、なし) ◎標準仕様書以外の工法は、専門業者の仕様による。また、タイトフレーム、ければ納めは屋根葺き工法に応じた専門業者の仕様による。 ◎建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した固定金具の間隔、固定方法を施工計画書として提出する。 ◎タイトフレームに使用する材料は、JIS G 3302による。  ◎といの材種 (塩ビ製 カラー) 径 ( 125φ及び75φ ) ◎たてどい受金物は(ステンレス製)とし取付け間隔は1.2m以下とする。 ◎ルーフトレインの取付けは図示する。 ◎ルーフトレインの製造所：評面名簿による。 ◎ルーフトレイン及びといは、取付け完了後、清掃し、通水試験を行う。 ◎さがり止めは図面により、図示のもの以外は標仕13.5.3(1)(ア)(d)又は13.5.3(2)(イ)による。	施工箇所	鋼板の厚さ (mm)	塗装面	形式	山高 (mm)	山ピッチ (mm)	耐力	軒先面戸の適用	裏打ち材の有無	渡り廊下	0.8	両面	重ね形	150	250		無	無	渡り廊下	0.8	両面	重ね形	88	200		無	無
施工箇所	鋼板の厚さ (mm)	塗装面	形式	山高 (mm)	山ピッチ (mm)	耐力	軒先面戸の適用	裏打ち材の有無																				
渡り廊下	0.8	両面	重ね形	150	250		無	無																				
渡り廊下	0.8	両面	重ね形	88	200		無	無																				
4. とい																												

	徳島県土木整備部営繕課	●工事名 R6営繕 阿波高等学校 阿波・吉野 体育館改修工事建築	●図面番号 特-03	株式会社 西田設計 1級建築士登録 第284578号 山田 学 〒770-0943 徳島市中昭和町2-23-2 TEL (088)654-7766(代)・FAX (088)654-7769
		●図面名 特記仕様書(3)	●縮尺 A2:NON	

6章 外壁改修工事

項目	特記事項																																							
1. 外壁改修の施工数量及び調査方法	<p>◎当工事の積算計上数量は、1階部分及び南渡り廊下の調査数量を計上している。</p> <p>◎施工数量は、次の調査により監督員が承諾し確定した数量に基づき設計変更を行う。(設計変更単価は、県単価で行う)</p> <p>◎外部足場設置後、施工数量調査を行う。</p> <p>◎調査に先立ち、調査内容及び方法等の計画書を作成し監督員の承諾を得ること。また、調査方法等で専門知識が必要な場合は、各工法・材料の専門技術者(製造所等)に依頼すること。</p>																																							
2. 外壁改修工法の種類及び材料	<p>◎コンクリート打ち直し仕上げ外壁</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>ひび割れ部</th> <th>欠損部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>樹脂注入工法</td> <td>(0.2mm以上1.0mm以下) 工法：自動式低圧<sup>①</sup>樹脂注入工法 注入量：25 ml/本 注入間隔：200～300mm エポキシ樹脂：製造所の仕様</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Uカットシール材充填工法</td> <td>(1.0mmを超える) 材料： ※'リリ'系シリカ (PU-2)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シール工法</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填工法</td> <td></td> <td>(鉄筋露出部・深い欠損30mm超) 材料：※'リリ'系樹脂E<sup>①</sup> (浅い欠損30mm以下) 材料：※'リリ'系樹脂E<sup>①</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎ポリマーセメントモルタルの製造所： 評価名簿による。</p> <p>◎モルタル塗仕上げ外壁</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>ひび割れ部</th> <th>欠損部</th> <th>浮き部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>樹脂注入工法</td> <td>(0.2mm以上1.0mm以下) 工法：自動式低圧<sup>①</sup>樹脂注入工法 注入量：25 ml/本 注入間隔：200～300mm エポキシ樹脂：製造所の仕様</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>Uカットシール材充填工法</td> <td>(1.0mmを超える) 材料： ※'リリ'系シリカ (PU-2)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>シール工法</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填工法</td> <td></td> <td>(0.25㎡未満) 材料：※'リリ'系樹脂E<sup>①</sup></td> <td>(0.25㎡未満) エポキシ樹脂：JIS A 6024 低粘度形又は中粘度 注入量：25 ml/本 ピン本数 一般：16 本/㎡ 指定：25 本/㎡</td> </tr> <tr> <td>アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法</td> <td></td> <td></td> <td>(0.25㎡以上) エポキシ樹脂：JIS A 6024 低粘度形又は中粘度 注入量：25 ml/本 注入口 一般：12 個/㎡ 注入口 指定：20 個/㎡ ピン本数 一般：13 本/㎡ 指定：20 本/㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎接着剤、ポリマーセメントモルタルの製造所： 評価名簿による。</p>	工法	ひび割れ部	欠損部	樹脂注入工法	(0.2mm以上1.0mm以下) 工法：自動式低圧 <sup>①</sup> 樹脂注入工法 注入量：25 ml/本 注入間隔：200～300mm エポキシ樹脂：製造所の仕様		Uカットシール材充填工法	(1.0mmを超える) 材料： ※'リリ'系シリカ (PU-2)		シール工法			充填工法		(鉄筋露出部・深い欠損30mm超) 材料：※'リリ'系樹脂E <sup>①</sup> (浅い欠損30mm以下) 材料：※'リリ'系樹脂E <sup>①</sup>	工法	ひび割れ部	欠損部	浮き部	樹脂注入工法	(0.2mm以上1.0mm以下) 工法：自動式低圧 <sup>①</sup> 樹脂注入工法 注入量：25 ml/本 注入間隔：200～300mm エポキシ樹脂：製造所の仕様			Uカットシール材充填工法	(1.0mmを超える) 材料： ※'リリ'系シリカ (PU-2)			シール工法				充填工法		(0.25㎡未満) 材料：※'リリ'系樹脂E <sup>①</sup>	(0.25㎡未満) エポキシ樹脂：JIS A 6024 低粘度形又は中粘度 注入量：25 ml/本 ピン本数 一般：16 本/㎡ 指定：25 本/㎡	アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法			(0.25㎡以上) エポキシ樹脂：JIS A 6024 低粘度形又は中粘度 注入量：25 ml/本 注入口 一般：12 個/㎡ 注入口 指定：20 個/㎡ ピン本数 一般：13 本/㎡ 指定：20 本/㎡
工法	ひび割れ部	欠損部																																						
樹脂注入工法	(0.2mm以上1.0mm以下) 工法：自動式低圧 <sup>①</sup> 樹脂注入工法 注入量：25 ml/本 注入間隔：200～300mm エポキシ樹脂：製造所の仕様																																							
Uカットシール材充填工法	(1.0mmを超える) 材料： ※'リリ'系シリカ (PU-2)																																							
シール工法																																								
充填工法		(鉄筋露出部・深い欠損30mm超) 材料：※'リリ'系樹脂E <sup>①</sup> (浅い欠損30mm以下) 材料：※'リリ'系樹脂E <sup>①</sup>																																						
工法	ひび割れ部	欠損部	浮き部																																					
樹脂注入工法	(0.2mm以上1.0mm以下) 工法：自動式低圧 <sup>①</sup> 樹脂注入工法 注入量：25 ml/本 注入間隔：200～300mm エポキシ樹脂：製造所の仕様																																							
Uカットシール材充填工法	(1.0mmを超える) 材料： ※'リリ'系シリカ (PU-2)																																							
シール工法																																								
充填工法		(0.25㎡未満) 材料：※'リリ'系樹脂E <sup>①</sup>	(0.25㎡未満) エポキシ樹脂：JIS A 6024 低粘度形又は中粘度 注入量：25 ml/本 ピン本数 一般：16 本/㎡ 指定：25 本/㎡																																					
アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法			(0.25㎡以上) エポキシ樹脂：JIS A 6024 低粘度形又は中粘度 注入量：25 ml/本 注入口 一般：12 個/㎡ 注入口 指定：20 個/㎡ ピン本数 一般：13 本/㎡ 指定：20 本/㎡																																					
3. 仕上げ外壁改修工事	<p>◎仕上げの模様、色及びつやは、見本帳又は見本塗り板を監督員に提出して、承諾をうけること。</p> <p>◎下地処理(下地のひび割れ部の補修)は、2.外壁改修工法の種類と材料による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>既存塗膜の除去及び下地調整の工法</th> <th>下地仕上</th> <th>下地調整</th> <th>仕上形状</th> <th>工法</th> <th>防火認定</th> <th>上塗材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JIS A 6909</td> <td>防水形外装薄塗材E(単層弾性塗材)</td> <td>ウグー工法 下地調整：C-1吹付</td> <td>金ゴテ 打ち</td> <td>C-1吹付 (ウグー系)</td> <td>凹凸模様 吹付</td> <td>—</td> <td>つやあり</td> </tr> </tbody> </table>	種類	既存塗膜の除去及び下地調整の工法	下地仕上	下地調整	仕上形状	工法	防火認定	上塗材	JIS A 6909	防水形外装薄塗材E(単層弾性塗材)	ウグー工法 下地調整：C-1吹付	金ゴテ 打ち	C-1吹付 (ウグー系)	凹凸模様 吹付	—	つやあり																							
種類	既存塗膜の除去及び下地調整の工法	下地仕上	下地調整	仕上形状	工法	防火認定	上塗材																																	
JIS A 6909	防水形外装薄塗材E(単層弾性塗材)	ウグー工法 下地調整：C-1吹付	金ゴテ 打ち	C-1吹付 (ウグー系)	凹凸模様 吹付	—	つやあり																																	

7章 建具改修工事

項目	特記事項																																																												
1. 一般事項	<p>◎外部に面する建具は、建築基準法施行令及び「屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の基準(昭和46年建設省告示第109号)」に基づき、安全性を確認すること。</p> <p>◎建具の耐風圧性、気密性、水密性等については、性能を有することを証明する書類を提出し、監督員の承諾をうけること。</p> <p>◎外部に面する建具の作業工程は、原則として、方立等の撤去、建具材の取付け及びガラスのはめ込みまでを1日の作業とする。</p> <p>◎施工に先立ち、改修範囲を確認し、設計図書との相違等があれば、監督員と協議すること。</p> <p>◎防犯建物部品の適用は、建具表による。</p> <p>◎防火戸の指定は建具表による。</p> <p>◎建具見本の製作及び特殊な建具の仮組は、建具表による。</p>																																																												
2. 改修工法等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>かぶせ工法</th> <th>撤去工法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>撤去の範囲</td> <td>図示の範囲</td> <td>図示の範囲</td> </tr> <tr> <td>既成建具の種類</td> <td>7Kニ<sup>①</sup>GM製建具</td> <td>7Kニ<sup>①</sup>GM製建具・鋼製建具・木製建具</td> </tr> <tr> <td>新設建具の種類</td> <td>7Kニ<sup>①</sup>GM製建具</td> <td>図示</td> </tr> <tr> <td>建具周囲の補修工法及び範囲</td> <td>図示</td> <td>図示</td> </tr> <tr> <td>シーリングの種類</td> <td>MS-2</td> <td>MS-2</td> </tr> <tr> <td>サッシアンカー</td> <td>図示</td> <td>図示</td> </tr> <tr> <td>養生範囲</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	かぶせ工法	撤去工法	撤去の範囲	図示の範囲	図示の範囲	既成建具の種類	7Kニ <sup>①</sup> GM製建具	7Kニ <sup>①</sup> GM製建具・鋼製建具・木製建具	新設建具の種類	7Kニ <sup>①</sup> GM製建具	図示	建具周囲の補修工法及び範囲	図示	図示	シーリングの種類	MS-2	MS-2	サッシアンカー	図示	図示	養生範囲																																						
区分	かぶせ工法	撤去工法																																																											
撤去の範囲	図示の範囲	図示の範囲																																																											
既成建具の種類	7Kニ <sup>①</sup> GM製建具	7Kニ <sup>①</sup> GM製建具・鋼製建具・木製建具																																																											
新設建具の種類	7Kニ <sup>①</sup> GM製建具	図示																																																											
建具周囲の補修工法及び範囲	図示	図示																																																											
シーリングの種類	MS-2	MS-2																																																											
サッシアンカー	図示	図示																																																											
養生範囲																																																													
3. アルミニウム製建具	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>耐風圧性</th> <th>気密性</th> <th>水密性</th> <th>枠の見込寸法</th> <th>使用箇所</th> <th>表面処理</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A種</td> <td>S-5</td> <td>A-4</td> <td>W-5</td> <td>70</td> <td>図示</td> <td>BB-1</td> <td>カバー工法</td> </tr> <tr> <td>A種</td> <td>S-5</td> <td>A-4</td> <td>W-5</td> <td>70</td> <td>図示</td> <td>BB-1</td> <td>新設ANS</td> </tr> <tr> <td>A種</td> <td>S-2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>100</td> <td>図示</td> <td>BB-1</td> <td>新設AD1707</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎防虫網の材質(ステンレス製(SUS316)・ガラス繊維入り合成樹脂製・合成樹脂製)</p> <p>◎防鳥網の材質は、ステンレス(SUS304)線材、線径1.5mm、ピッチ15mmとする。</p> <p>◎製造所： 評価名簿による。</p> <p>◎建具には製作者名を表示すること。</p> <p>◎結露水の処理方法は図示による。</p> <p>◎既存枠へ新規に建具を取り付ける場合は、原則として小ねじどめとし、とめ付け間隔は、両端を押さえて、中間は400mm以下とする。やむを得ず溶接どめとする場合は、監督員と協議し、溶接部分には鉛酸カルシウムさび止めペイント(JIS K 5629)を1回塗りする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>耐風圧性</th> <th>気密性</th> <th>水密性</th> <th>遮音性</th> <th>断熱性</th> <th>面内変形追随性</th> <th>使用箇所</th> <th>表面処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>図示</td> <td>亜鉛めっき鋼板(焼付塗装)</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎防火戸の指定及び鋼板の厚さは、建具表による。</p> <p>◎鋼板は、JIS G 3302による表面処理亜鉛めっき鋼板とし、Z12又はF12を満足するものとする。</p> <p>◎簡易気密型ドアセットの機密性、水密性は建具表による。</p> <p>◎鋼板類の厚さは、建具表による。</p> <p>◎製造所： 評価名簿による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>気密性</th> <th>遮音性</th> <th>断熱性</th> <th>面内変形追随性</th> <th>使用箇所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>パ'リ'ア'リ'トル</td> <td>亜鉛めっき鋼板(焼付塗装)</td> </tr> </tbody> </table>	種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見込寸法	使用箇所	表面処理	備考	A種	S-5	A-4	W-5	70	図示	BB-1	カバー工法	A種	S-5	A-4	W-5	70	図示	BB-1	新設ANS	A種	S-2	—	—	100	図示	BB-1	新設AD1707	耐風圧性	気密性	水密性	遮音性	断熱性	面内変形追随性	使用箇所	表面処理	—	—	—	—	—	—	図示	亜鉛めっき鋼板(焼付塗装)	気密性	遮音性	断熱性	面内変形追随性	使用箇所	備考	—	—	—	—	パ'リ'ア'リ'トル	亜鉛めっき鋼板(焼付塗装)
種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見込寸法	使用箇所	表面処理	備考																																																						
A種	S-5	A-4	W-5	70	図示	BB-1	カバー工法																																																						
A種	S-5	A-4	W-5	70	図示	BB-1	新設ANS																																																						
A種	S-2	—	—	100	図示	BB-1	新設AD1707																																																						
耐風圧性	気密性	水密性	遮音性	断熱性	面内変形追随性	使用箇所	表面処理																																																						
—	—	—	—	—	—	図示	亜鉛めっき鋼板(焼付塗装)																																																						
気密性	遮音性	断熱性	面内変形追随性	使用箇所	備考																																																								
—	—	—	—	パ'リ'ア'リ'トル	亜鉛めっき鋼板(焼付塗装)																																																								
4. 鋼製建具																																																													
5. 鋼製軽量建具																																																													
6. 木製建具	<p>◎建具材の含水率の種別は、(A・B・C)種とする。</p> <p>◎見込み寸法は、建具表による。</p> <p>◎フラッシュ戸の表面材の合板の品質について、ホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆のフラッシュ戸を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>標仕16. 7. 2 その他は、(2)(3)(b)(c)による。</p> <p>表面板の厚さは、建具表による。</p>																																																												
7. 建具用金物	<p>◎金物の種類及び見え掛り部の材質は、改標仕表5. 7. 11による。</p> <p>◎金属製建具に使用する丁番は改標仕表5. 7. 21による。</p> <p>◎既製又はこれに準ずる建具の建具金物は、建具製作所の仕様による。</p> <p>◎樹脂製建具に使用する丁番は、改標仕表5. 7. 31による。</p> <p>◎握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置は図示による。</p> <p>◎マスターキーは、製作する(3組)。その他の鍵の製作本数は(3組)</p>																																																												
8. ガラス	<p>◎板ガラス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>品 種</th> <th>厚 さ</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フロート板ガラス</td> <td>JIS R 3202</td> <td>図示</td> <td></td> </tr> <tr> <td>型板ガラス</td> <td>JIS R 3203</td> <td>図示</td> <td></td> </tr> <tr> <td>網入板ガラス</td> <td>JIS R 3204</td> <td>図示</td> <td></td> </tr> <tr> <td>強化ガラス</td> <td>JIS R 3206</td> <td>図示</td> <td></td> </tr> <tr> <td>型板強化ガラス</td> <td>JIS R 3206</td> <td>図示</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎外部の網入り硝子等の下辺小口及び縦小口下端の防錆処理を行うこと。</p>	種類	品 種	厚 さ	備 考	フロート板ガラス	JIS R 3202	図示		型板ガラス	JIS R 3203	図示		網入板ガラス	JIS R 3204	図示		強化ガラス	JIS R 3206	図示		型板強化ガラス	JIS R 3206	図示																																					
種類	品 種	厚 さ	備 考																																																										
フロート板ガラス	JIS R 3202	図示																																																											
型板ガラス	JIS R 3203	図示																																																											
網入板ガラス	JIS R 3204	図示																																																											
強化ガラス	JIS R 3206	図示																																																											
型板強化ガラス	JIS R 3206	図示																																																											

項目	特記事項																																																																																														
	<p>◎ガラス留め材の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建具の種類</th> <th>材 種</th> <th>ガラス溝の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼 製</td> <td>1成分シリコーン系</td> <td>建具製造所の仕様による</td> </tr> <tr> <td>アルミニウム製</td> <td>1成分シリコーン系</td> <td>建具製造所の仕様による</td> </tr> <tr> <td>木 製</td> <td>1成分シリコーン系</td> <td>建具製造所の仕様による</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎シーリング材は、改標仕 表3. 7. 11による。</p> <p>◎工法は、建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する。</p>	建具の種類	材 種	ガラス溝の大きさ	鋼 製	1成分シリコーン系	建具製造所の仕様による	アルミニウム製	1成分シリコーン系	建具製造所の仕様による	木 製	1成分シリコーン系	建具製造所の仕様による																																																																																		
建具の種類	材 種	ガラス溝の大きさ																																																																																													
鋼 製	1成分シリコーン系	建具製造所の仕様による																																																																																													
アルミニウム製	1成分シリコーン系	建具製造所の仕様による																																																																																													
木 製	1成分シリコーン系	建具製造所の仕様による																																																																																													
8章 内装改修工事																																																																																															
1. 一般事項	<p>◎工事に先立ち、改修部分の隠蔽部の調査を行い、設計図書と照合し、支障があった場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。</p> <p>◎各部の撤去により、下地及び構造躯体にひび割れ及び欠陥部が発見された場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けること。</p> <p>◎各改修工事の仕様は、仕様・仕上げ表による。</p> <p>①床改修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既設床仕上げ材の除去 改標仕6. 2. 2 (1) 参照</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>撤去工法</th> <th>撤去範囲</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ビニール床シート</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ビニール床タイル</td> <td>改標仕6. 2. 2 (1) (ア)による</td> <td>全面・一部(図示)</td> <td rowspan="4">部分撤去は以下とする。 補修箇所 劣化箇所</td> </tr> <tr> <td>合成樹脂塗床</td> <td>機械的除去工法 目荒らし工法 改標仕6. 2. 2 (1) (イ)</td> <td>同 上</td> </tr> <tr> <td>フローリング張床</td> <td>改標仕6. 2. 2 (1) (ウ)</td> <td>同 上</td> </tr> <tr> <td>床タイル</td> <td>改標仕6. 2. 2 (1) (エ)</td> <td>同 上</td> </tr> <tr> <td>床組</td> <td>改標仕6. 2. 2 (1) (オ)</td> <td>同 上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリート又はモルタル面の下地処理 改標仕6. 2. 2 (2) 参照</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>下地の状況</th> <th>下地処理方法</th> <th>備 考 欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>凹凸部処理</td> <td>サンダー掛け ポリマーセメントモルタル エポキシ樹脂モルタル</td> <td>合成樹脂床の場合</td> </tr> <tr> <td>欠損部 下地モルタル撤去部</td> <td>モルタルで補修し乾燥後 デッキブラシ等で清掃</td> <td>塗厚さ及び下地の風化状況により、 モルタル補修が困難な場合は、カチ オン系樹脂モルタル及びVノ口等の補修</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎改修後の床の清掃範囲は改修部全てとする。</p> <p>②壁改修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリート間仕切り壁 改標仕6. 3. 2 (1)参照</li> <li>・間仕切壁撤去に伴う構造体の補修 モルタル塗り ※施工場所は図示による。 塗り厚25mm超の場合の補修を行う。行わない</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機械等の区分</th> <th>既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>油圧クラッシュ使用</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ダイヤモンドカッター使用</td> <td>図示による</td> </tr> <tr> <td>ハンドブレイカー使用</td> <td>図示による</td> </tr> <tr> <td>アブレッシブウォータージェット使用</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木製及び軽量鉄骨間仕切り壁 改標仕6. 3. 2 (2)、(3)及び(4)参照</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>撤 去 区 分</th> <th>既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>壁下地を含む全面</td> <td>図示による</td> </tr> <tr> <td>ボード面まで</td> <td>図示による</td> </tr> <tr> <td>ボード面を残し仕上げのみ</td> <td>図示による</td> </tr> </tbody> </table> <p>③天井改修 改標仕6. 4. 2参照</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>撤 去 区 分</th> <th>既存壁取合の補修範囲及び内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天井下地を含む全面</td> <td>図示による</td> </tr> <tr> <td>ボード面まで</td> <td>図示による</td> </tr> <tr> <td>ボード面を残し仕上げのみ</td> <td>図示による</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存天井塗装仕上げ面を塗替を行う。</li> </ul> <p>◎木材、合板等は、品質、含水率、出荷量等を記録した出荷証明書を経営員に提出する。</p> <p>◎木材の品質</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保存処理木材は、日本農林規格に規定する保存処理の性能区分のうち、K2からK4までの保存処理(JIS K 1570)(木材保存剤)に規定する木材保存剤(ただし、クレオソート油は有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和48年法律第112号)に適合したものとす)。これと同等の薬剤を用いたK2からK4までの薬剤の浸潤度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む。)が施されているもの又は認証木材建材(AQマーク表示)として認定された保存処理材を使用するものとする。</li> </ul> <p>・樹種及び等級</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>施工箇所</th> <th>樹 種</th> <th>寸 法</th> <th>材料の等級</th> <th>形 状</th> <th>表面の仕上げ</th> <th>含水率</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">造 作 材</td> <td>巾木・見切材</td> <td>杉</td> <td>図示</td> <td>小節</td> <td>図示</td> <td>A・B・C</td> <td>A種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>額縁・建具枠</td> <td>杉</td> <td>図示</td> <td>小節</td> <td>図示</td> <td>A・B・C</td> <td>A種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建具枠</td> <td>松</td> <td>図示</td> <td>小節</td> <td>図示</td> <td>A・B・C</td> <td>A種</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 類	撤去工法	撤去範囲	備 考	ビニール床シート				ビニール床タイル	改標仕6. 2. 2 (1) (ア)による	全面・一部(図示)	部分撤去は以下とする。 補修箇所 劣化箇所	合成樹脂塗床	機械的除去工法 目荒らし工法 改標仕6. 2. 2 (1) (イ)	同 上	フローリング張床	改標仕6. 2. 2 (1) (ウ)	同 上	床タイル	改標仕6. 2. 2 (1) (エ)	同 上	床組	改標仕6. 2. 2 (1) (オ)	同 上		下地の状況	下地処理方法	備 考 欄	凹凸部処理	サンダー掛け ポリマーセメントモルタル エポキシ樹脂モルタル	合成樹脂床の場合	欠損部 下地モルタル撤去部	モルタルで補修し乾燥後 デッキブラシ等で清掃	塗厚さ及び下地の風化状況により、 モルタル補修が困難な場合は、カチ オン系樹脂モルタル及びVノ口等の補修	機械等の区分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容	油圧クラッシュ使用	—	ダイヤモンドカッター使用	図示による	ハンドブレイカー使用	図示による	アブレッシブウォータージェット使用	—	撤 去 区 分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容	壁下地を含む全面	図示による	ボード面まで	図示による	ボード面を残し仕上げのみ	図示による	撤 去 区 分	既存壁取合の補修範囲及び内容	天井下地を含む全面	図示による	ボード面まで	図示による	ボード面を残し仕上げのみ	図示による		施工箇所	樹 種	寸 法	材料の等級	形 状	表面の仕上げ	含水率	備 考	造 作 材	巾木・見切材	杉	図示	小節	図示	A・B・C	A種		額縁・建具枠	杉	図示	小節	図示	A・B・C	A種		建具枠	松	図示	小節	図示	A・B・C	A種	
種 類	撤去工法	撤去範囲	備 考																																																																																												
ビニール床シート																																																																																															
ビニール床タイル	改標仕6. 2. 2 (1) (ア)による	全面・一部(図示)	部分撤去は以下とする。 補修箇所 劣化箇所																																																																																												
合成樹脂塗床	機械的除去工法 目荒らし工法 改標仕6. 2. 2 (1) (イ)	同 上																																																																																													
フローリング張床	改標仕6. 2. 2 (1) (ウ)	同 上																																																																																													
床タイル	改標仕6. 2. 2 (1) (エ)	同 上																																																																																													
床組	改標仕6. 2. 2 (1) (オ)	同 上																																																																																													
下地の状況	下地処理方法	備 考 欄																																																																																													
凹凸部処理	サンダー掛け ポリマーセメントモルタル エポキシ樹脂モルタル	合成樹脂床の場合																																																																																													
欠損部 下地モルタル撤去部	モルタルで補修し乾燥後 デッキブラシ等で清掃	塗厚さ及び下地の風化状況により、 モルタル補修が困難な場合は、カチ オン系樹脂モルタル及びVノ口等の補修																																																																																													
機械等の区分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容																																																																																														
油圧クラッシュ使用	—																																																																																														
ダイヤモンドカッター使用	図示による																																																																																														
ハンドブレイカー使用	図示による																																																																																														
アブレッシブウォータージェット使用	—																																																																																														
撤 去 区 分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容																																																																																														
壁下地を含む全面	図示による																																																																																														
ボード面まで	図示による																																																																																														
ボード面を残し仕上げのみ	図示による																																																																																														
撤 去 区 分	既存壁取合の補修範囲及び内容																																																																																														
天井下地を含む全面	図示による																																																																																														
ボード面まで	図示による																																																																																														
ボード面を残し仕上げのみ	図示による																																																																																														
	施工箇所	樹 種	寸 法	材料の等級	形 状	表面の仕上げ	含水率	備 考																																																																																							
造 作 材	巾木・見切材	杉	図示	小節	図示	A・B・C	A種																																																																																								
	額縁・建具枠	杉	図示	小節	図示	A・B・C	A種																																																																																								
	建具枠	松	図示	小節	図示	A・B・C	A種																																																																																								
2. 撤去並びに下地補修																																																																																															
3. 木工事																																																																																															
4. 製材																																																																																															

	徳島県土木整備部管轄課	●工事名 R 6 宮緒 阿波高等学校 阿波・吉野 体育館改修工事建築	●図面番号 特-04	株式会社 西田 設計
		●図面名 特記仕様書(4)	●縮尺 A2:NON	
				1級建築士登録 第 284578 号 山田 学 〒 770-0943 徳島市中昭和町 2-2-3-2 TEL (088) 654-7766 (代) ・ FAX (088) 654-7769

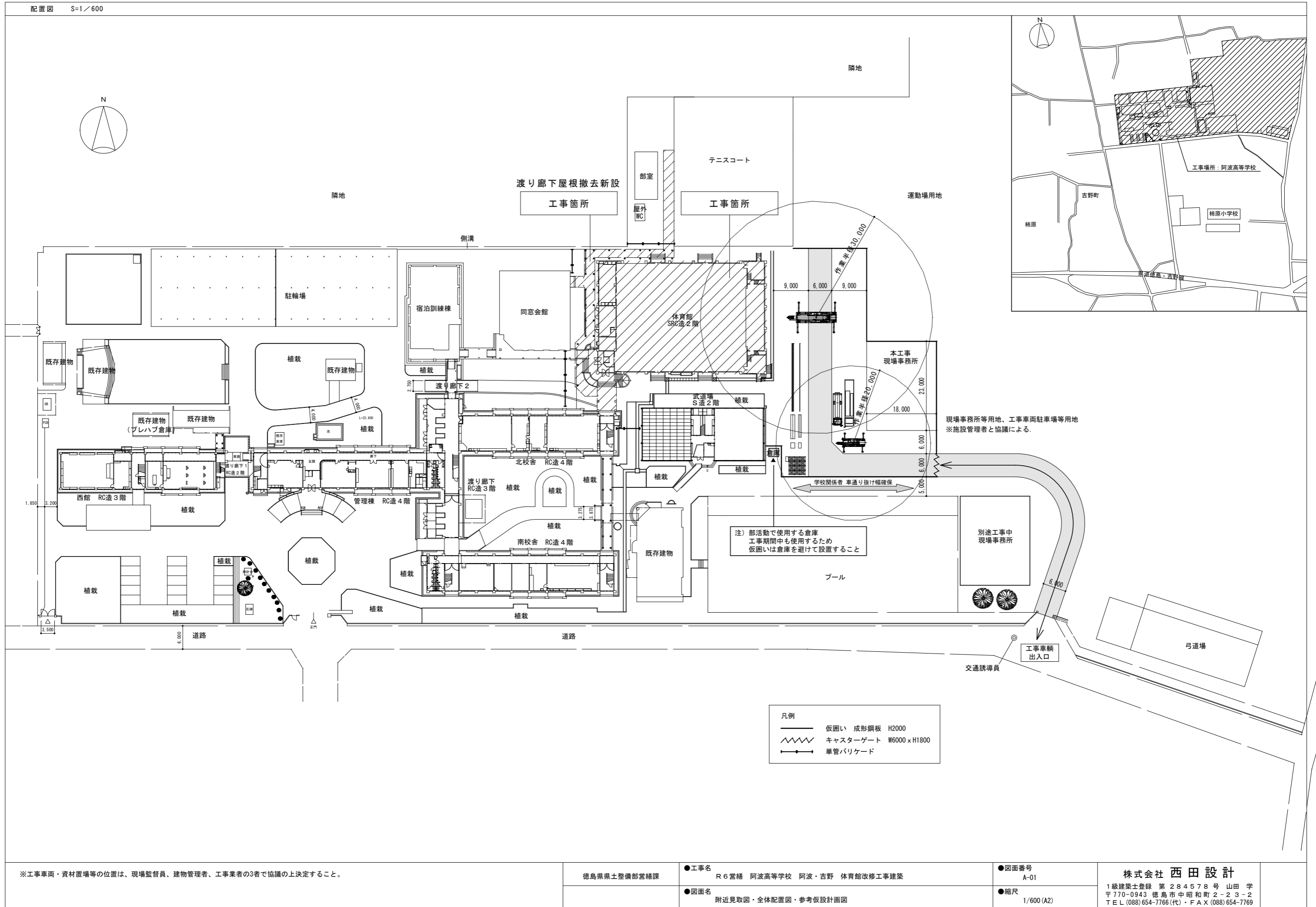


項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項																																																																																																																																													
5. 床張り用合板等	<p>◎構造用合板 ホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の構造用合板を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>等級</th> <th>単板の樹種名</th> <th>接着の程度</th> <th>板面の品質</th> <th>有効断面係数比</th> <th>防虫処理</th> <th>強度等級</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>図示</td> <td>15</td> <td>2級</td> <td>針葉樹</td> <td>特類</td> <td>C-D</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </table>	施工箇所	厚さ(mm)	等級	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	有効断面係数比	防虫処理	強度等級	備考	図示	15	2級	針葉樹	特類	C-D	-	-	-		15. せっこうボード及び合板張り その他ボード	<table border="1"> <tr> <th>材種・規格品</th> <th>施工箇所</th> <th>工法</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>不燃材等の区分</th> <th>小ねじ・釘・接着剤の種類</th> <th>下地の種類</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">せっこうボード JIS A 6901の規格品</td> <td>天井</td> <td>突付け</td> <td>12.5</td> <td>不燃</td> <td>改標仕6.13.2 (d)(e)</td> <td>LGS</td> <td></td> </tr> <tr> <td>壁</td> <td>突付け</td> <td>12.5</td> <td>不燃</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ロックウール化粧吸音板 JIS A 6307の規格品</td> <td>天井</td> <td>突付け</td> <td>15.0</td> <td>不燃</td> <td>改標仕6.13.2 (d)(e)</td> <td>LGS</td> <td></td> </tr> <tr> <td>化粧せっこうボード トラバーチン模様 JIS A 6901の規格品</td> <td>天井</td> <td>突付け 目透し</td> <td>9.5</td> <td>準不燃</td> <td>改標仕6.13.2 (d)(e)</td> <td>LGS</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通合板 農林省告示第233号</td> <td>壁</td> <td>底目地 目透し</td> <td>5.5</td> <td>-</td> <td>標仕19.7.2 による</td> <td>木下地</td> <td>け合板 2類</td> </tr> <tr> <td>普通合板 農林省告示第233号</td> <td>壁</td> <td>目透し</td> <td>9.0</td> <td>-</td> <td>標仕19.7.2 による</td> <td>木下地 LGS</td> <td>け合板 2類</td> </tr> <tr> <td>普通合板 農林省告示第233号</td> <td>壁</td> <td>目透し</td> <td>5.5</td> <td>-</td> <td>標仕19.7.2 による</td> <td>木下地</td> <td>有孔70%合板 2類</td> </tr> <tr> <td>メラミン不燃化粧板</td> <td>壁</td> <td>目透し</td> <td>3</td> <td>不燃</td> <td>接着剤</td> <td>LGS コンクリート</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8" style="text-align:center;">出隅役物：樹脂製（製造所専用部材とする） 端部見切材：アルミ（製造所専用部材とする）</td> </tr> </table>	材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ(mm)	不燃材等の区分	小ねじ・釘・接着剤の種類	下地の種類	備考	せっこうボード JIS A 6901の規格品	天井	突付け	12.5	不燃	改標仕6.13.2 (d)(e)	LGS		壁	突付け	12.5	不燃				ロックウール化粧吸音板 JIS A 6307の規格品	天井	突付け	15.0	不燃	改標仕6.13.2 (d)(e)	LGS		化粧せっこうボード トラバーチン模様 JIS A 6901の規格品	天井	突付け 目透し	9.5	準不燃	改標仕6.13.2 (d)(e)	LGS		普通合板 農林省告示第233号	壁	底目地 目透し	5.5	-	標仕19.7.2 による	木下地	け合板 2類	普通合板 農林省告示第233号	壁	目透し	9.0	-	標仕19.7.2 による	木下地 LGS	け合板 2類	普通合板 農林省告示第233号	壁	目透し	5.5	-	標仕19.7.2 による	木下地	有孔70%合板 2類	メラミン不燃化粧板	壁	目透し	3	不燃	接着剤	LGS コンクリート		出隅役物：樹脂製（製造所専用部材とする） 端部見切材：アルミ（製造所専用部材とする）								21. 内壁補修工事 1) 内壁補修の施工数量及び調査方法  2) 内壁補修工法の種類及び材料	<p>◎当工事の積算計上数量は、1階及び2階卓球場、通路の外部に面するコンクリート壁（パーティン）東面を除くを調査した数量を計上している。</p> <p>◎施工数量は、次の調査により監督員が承諾し確定した数量に基づき設計変更を行う。（設計変更単価は、県単価で行う）</p> <p>◎内部足場設置後、施工数量調査を行う。</p> <p>◎調査に先立ち、調査内容及び方法等の計画書を作成し監督員の承諾を得ること。また、調査方法等で専門知識が必要な場合は、各工法・材料の専門技術者（製造所等）に依頼すること。</p> <p>◎コンクリート打ち直し仕上げ内壁</p> <table border="1"> <tr> <th>工法</th> <th>ひび割れ部</th> <th>欠損部</th> </tr> <tr> <td>樹脂注入工法</td> <td>(0.2mm以上1.0mm以下) 工法：自動式低圧球状樹脂注入工法 注入量：25 ml/本 注入間隔：200～300mm エポキシ樹脂：製造所の仕様</td> <td rowspan="4" style="text-align:center; vertical-align:middle;">(鉄筋露出部・深い欠損30mm超) 材料：エポキシ樹脂+ケイ砂 (浅い欠損30mm以下) 材料：ポリアセト樹脂</td> </tr> <tr> <td>Uカットシール材 充填工法</td> <td>(1.0mmを超える) 材料：2成分形ウレタン系シーリング +ポリアセト樹脂 シーリング材：改標仕表3.7.1</td> </tr> <tr> <td>シール工法</td> <td>(0.2mm未満) 材料：ポリウレタン系樹脂+ケイ砂</td> </tr> <tr> <td>充填工法</td> <td>(0.25mm未満) 材料：ポリアセト樹脂</td> </tr> </table> <p>◎ポリマーセメントモルタルの製造所：評価名簿による。</p> <p>◎モルタル塗仕上げ内壁</p> <table border="1"> <tr> <th>工法</th> <th>ひび割れ部</th> <th>欠損部</th> <th>浮き部</th> </tr> <tr> <td>樹脂注入工法</td> <td>(0.2mm以上1.0mm以下) 工法：自動式低圧球状樹脂注入工法 注入量：25 ml/本 注入間隔：200～300mm エポキシ樹脂：製造所の仕様</td> <td rowspan="4" style="text-align:center; vertical-align:middle;">(鉄筋露出部・深い欠損30mm超) 材料：エポキシ樹脂+ケイ砂 (浅い欠損30mm以下) 材料：ポリアセト樹脂</td> <td rowspan="4" style="text-align:center; vertical-align:middle;">(鉄筋露出部・深い欠損30mm超) 材料：エポキシ樹脂+ケイ砂 (浅い欠損30mm以下) 材料：ポリアセト樹脂</td> </tr> <tr> <td>Uカットシール材 充填工法</td> <td>(1.0mmを超える) 材料：2成分形ウレタン系シーリング +ポリアセト樹脂 シーリング材：改標仕表3.7.1</td> </tr> <tr> <td>シール工法</td> <td>(0.2mm未満) 材料：ポリウレタン系樹脂+ケイ砂</td> </tr> <tr> <td>充填工法</td> <td>(0.25mm未満) 材料：ポリアセト樹脂</td> </tr> </table> <p>◎ポリマーセメントモルタルの製造所：評価名簿による。</p> <p>◎塗り仕上げ仕様：コンクリート面、モルタル面共 EP塗</p> <p>◎仕上げの模様、色及びつやは、見本帳又は見本塗り板を監督員に提出して、承諾をうけること。</p> <p>◎下地処理（下地のひび割れ部の補修）は、21.2)内壁改修工法の種類と材料 による。</p> <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>既存塗膜の除去及び下地調整の工法</th> <th>下地仕上げ</th> <th>下地調整</th> <th>仕形状</th> <th>工法</th> <th>防火認定</th> <th>上塗材</th> </tr> <tr> <td>JIS A 6909</td> <td>サグ-工法 下地調整：C-1吹付</td> <td>打放し</td> <td>C-1吹付 (おろ系)</td> <td>砂壁状</td> <td>吹付</td> <td>-</td> <td>つや消し</td> </tr> </table>	工法	ひび割れ部	欠損部	樹脂注入工法	(0.2mm以上1.0mm以下) 工法：自動式低圧球状樹脂注入工法 注入量：25 ml/本 注入間隔：200～300mm エポキシ樹脂：製造所の仕様	(鉄筋露出部・深い欠損30mm超) 材料：エポキシ樹脂+ケイ砂 (浅い欠損30mm以下) 材料：ポリアセト樹脂	Uカットシール材 充填工法	(1.0mmを超える) 材料：2成分形ウレタン系シーリング +ポリアセト樹脂 シーリング材：改標仕表3.7.1	シール工法	(0.2mm未満) 材料：ポリウレタン系樹脂+ケイ砂	充填工法	(0.25mm未満) 材料：ポリアセト樹脂	工法	ひび割れ部	欠損部	浮き部	樹脂注入工法	(0.2mm以上1.0mm以下) 工法：自動式低圧球状樹脂注入工法 注入量：25 ml/本 注入間隔：200～300mm エポキシ樹脂：製造所の仕様	(鉄筋露出部・深い欠損30mm超) 材料：エポキシ樹脂+ケイ砂 (浅い欠損30mm以下) 材料：ポリアセト樹脂	(鉄筋露出部・深い欠損30mm超) 材料：エポキシ樹脂+ケイ砂 (浅い欠損30mm以下) 材料：ポリアセト樹脂	Uカットシール材 充填工法	(1.0mmを超える) 材料：2成分形ウレタン系シーリング +ポリアセト樹脂 シーリング材：改標仕表3.7.1	シール工法	(0.2mm未満) 材料：ポリウレタン系樹脂+ケイ砂	充填工法	(0.25mm未満) 材料：ポリアセト樹脂	種類	既存塗膜の除去及び下地調整の工法	下地仕上げ	下地調整	仕形状	工法	防火認定	上塗材	JIS A 6909	サグ-工法 下地調整：C-1吹付	打放し	C-1吹付 (おろ系)	砂壁状	吹付	-	つや消し
施工箇所	厚さ(mm)	等級	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	有効断面係数比	防虫処理	強度等級	備考																																																																																																																																									
図示	15	2級	針葉樹	特類	C-D	-	-	-																																																																																																																																										
材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ(mm)	不燃材等の区分	小ねじ・釘・接着剤の種類	下地の種類	備考																																																																																																																																											
せっこうボード JIS A 6901の規格品	天井	突付け	12.5	不燃	改標仕6.13.2 (d)(e)	LGS																																																																																																																																												
	壁	突付け	12.5	不燃																																																																																																																																														
ロックウール化粧吸音板 JIS A 6307の規格品	天井	突付け	15.0	不燃	改標仕6.13.2 (d)(e)	LGS																																																																																																																																												
化粧せっこうボード トラバーチン模様 JIS A 6901の規格品	天井	突付け 目透し	9.5	準不燃	改標仕6.13.2 (d)(e)	LGS																																																																																																																																												
普通合板 農林省告示第233号	壁	底目地 目透し	5.5	-	標仕19.7.2 による	木下地	け合板 2類																																																																																																																																											
普通合板 農林省告示第233号	壁	目透し	9.0	-	標仕19.7.2 による	木下地 LGS	け合板 2類																																																																																																																																											
普通合板 農林省告示第233号	壁	目透し	5.5	-	標仕19.7.2 による	木下地	有孔70%合板 2類																																																																																																																																											
メラミン不燃化粧板	壁	目透し	3	不燃	接着剤	LGS コンクリート																																																																																																																																												
出隅役物：樹脂製（製造所専用部材とする） 端部見切材：アルミ（製造所専用部材とする）																																																																																																																																																		
工法	ひび割れ部	欠損部																																																																																																																																																
樹脂注入工法	(0.2mm以上1.0mm以下) 工法：自動式低圧球状樹脂注入工法 注入量：25 ml/本 注入間隔：200～300mm エポキシ樹脂：製造所の仕様	(鉄筋露出部・深い欠損30mm超) 材料：エポキシ樹脂+ケイ砂 (浅い欠損30mm以下) 材料：ポリアセト樹脂																																																																																																																																																
Uカットシール材 充填工法	(1.0mmを超える) 材料：2成分形ウレタン系シーリング +ポリアセト樹脂 シーリング材：改標仕表3.7.1																																																																																																																																																	
シール工法	(0.2mm未満) 材料：ポリウレタン系樹脂+ケイ砂																																																																																																																																																	
充填工法	(0.25mm未満) 材料：ポリアセト樹脂																																																																																																																																																	
工法	ひび割れ部	欠損部	浮き部																																																																																																																																															
樹脂注入工法	(0.2mm以上1.0mm以下) 工法：自動式低圧球状樹脂注入工法 注入量：25 ml/本 注入間隔：200～300mm エポキシ樹脂：製造所の仕様	(鉄筋露出部・深い欠損30mm超) 材料：エポキシ樹脂+ケイ砂 (浅い欠損30mm以下) 材料：ポリアセト樹脂	(鉄筋露出部・深い欠損30mm超) 材料：エポキシ樹脂+ケイ砂 (浅い欠損30mm以下) 材料：ポリアセト樹脂																																																																																																																																															
Uカットシール材 充填工法	(1.0mmを超える) 材料：2成分形ウレタン系シーリング +ポリアセト樹脂 シーリング材：改標仕表3.7.1																																																																																																																																																	
シール工法	(0.2mm未満) 材料：ポリウレタン系樹脂+ケイ砂																																																																																																																																																	
充填工法	(0.25mm未満) 材料：ポリアセト樹脂																																																																																																																																																	
種類	既存塗膜の除去及び下地調整の工法	下地仕上げ	下地調整	仕形状	工法	防火認定	上塗材																																																																																																																																											
JIS A 6909	サグ-工法 下地調整：C-1吹付	打放し	C-1吹付 (おろ系)	砂壁状	吹付	-	つや消し																																																																																																																																											
6. 諸金物	<p>◎下地材及び造作材の釘は、JIS A 5508の規格品とする。</p> <p>◎木ねじはJIS B 1112(十字穴付き木ねじ)又はJIS B 1135の規格品とする。</p> <p>◎かすがい、産金、箱金物、短ざく金物等は図示により、図示のもの以外は標仕によるが、補助として、日本建築学会建築工事標準仕様書を適用する。</p> <p>◎製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18.2.15)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。</p> <p>ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。</p>	16. モルタル塗り	<table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>仕上げの種類</th> <th>目地の材質</th> <th>防水の有無</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>床</td> <td>金コテ</td> <td>-</td> <td>無</td> <td>図示</td> </tr> <tr> <td>床</td> <td>木コテ</td> <td>-</td> <td>無</td> <td>タイル下地</td> </tr> <tr> <td>巾木</td> <td>金コテ</td> <td>-</td> <td>無</td> <td>図示</td> </tr> <tr> <td>壁</td> <td>金コテ</td> <td>-</td> <td>無</td> <td>図示</td> </tr> </table> <p>◎モルタルは(・現場調合材料・既調合材料)とする。</p> <p>現場調合材料の場合は改標仕6.15.3(1)(ア)、既調合材料の場合はJIS A 6916による。</p> <p>◎目地の位置及び寸法は図示による。</p> <p>◎防水モルタルに用いる防水剤の使用方法は、製造所の仕様による。</p> <p>◎総塗り厚さが25mm以上となる場合は、剥落防止工法とすること。</p>	施工箇所	仕上げの種類	目地の材質	防水の有無	備考	床	金コテ	-	無	図示	床	木コテ	-	無	タイル下地	巾木	金コテ	-	無	図示	壁	金コテ	-	無	図示	22. 塗り仕上げ改修工事	<p>◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。</p> <p>◎塗料はホルマリン不抽出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。</p> <p>◎ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。</p> <p>ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>◎仕上げの模様、色及びつやは、見本帳又は見本塗り板を監督員に提出して、承諾をうけること。</p> <p>◎下地処理（下地のひび割れ部の補修）は、21.2)内壁改修工法の種類と材料 による。</p>																																																																																																																				
施工箇所	仕上げの種類	目地の材質	防水の有無	備考																																																																																																																																														
床	金コテ	-	無	図示																																																																																																																																														
床	木コテ	-	無	タイル下地																																																																																																																																														
巾木	金コテ	-	無	図示																																																																																																																																														
壁	金コテ	-	無	図示																																																																																																																																														
7. 軽量鉄骨壁下地	<p>◎JIS A 6517の規格品とする。(40形以外)</p> <p>◎スタッド、ランナーの種類は、(図示)とし、改標仕表6.7.1による。</p> <p>◎ダクト類の開口部の補強にあたり、取付け強度を必要とする場合は、監督職員との協議による。</p> <p>◎JIS A 6517の規格品とする。</p> <p>◎野縁等の種類は、屋内19型、屋外25型とし、改標仕表6.6.11による。</p> <p>◎耐震性を考慮した補強及び屋外の軒天、ピロティ-天井等における耐風圧性を考慮した補強は、図示による。</p> <p>◎既存の埋め込みインサートの使用は、改標仕6.6.4(1)(ウ)による引き抜き試験を行い、強度を確認したうえで使用すること。</p>	17. セメントモルタルによる タイル張り	<table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>形状/寸法(mm)</th> <th>吸水率による区分</th> <th>うわぐすり</th> <th>役物</th> <th>色</th> <th>再生材の適用</th> <th>耐凍害性</th> <th>耐滑り性</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>玄関ポーチ</td> <td>100角</td> <td>I類</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>◎標準的な曲がりの役物は一体成形とする。</p> <p>◎タイルの製造所：評価名簿による。</p> <p>◎見本焼きを(行う・行わない)。</p> <p>◎試験張りを(行う・行わない)。</p> <p>◎既製調合モルタルの製造所：評価名簿による。</p> <p>◎保水材の混入量は、実績等の資料を提出したうえで、監督員の承認を得ること。</p>	施工箇所	形状/寸法(mm)	吸水率による区分	うわぐすり	役物	色	再生材の適用	耐凍害性	耐滑り性	備考	玄関ポーチ	100角	I類	○	○	○	-	○			9章 塗装改修工事	<p>1. 一般事項</p> <p>2. 合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)</p> <p>3. 耐候性塗料塗り(DP)</p>																																																																																																																									
施工箇所	形状/寸法(mm)	吸水率による区分	うわぐすり	役物	色	再生材の適用	耐凍害性	耐滑り性	備考																																																																																																																																									
玄関ポーチ	100角	I類	○	○	○	-	○																																																																																																																																											
8. 軽量鉄骨天井下地	<p>◎JIS A 6517の規格品とする。(40形以外)</p> <p>◎スタッド、ランナーの種類は、(図示)とし、改標仕表6.7.1による。</p> <p>◎ダクト類の開口部の補強にあたり、取付け強度を必要とする場合は、監督職員との協議による。</p> <p>◎JIS A 6517の規格品とする。</p> <p>◎野縁等の種類は、屋内19型、屋外25型とし、改標仕表6.6.11による。</p> <p>◎耐震性を考慮した補強及び屋外の軒天、ピロティ-天井等における耐風圧性を考慮した補強は、図示による。</p> <p>◎既存の埋め込みインサートの使用は、改標仕6.6.4(1)(ウ)による引き抜き試験を行い、強度を確認したうえで使用すること。</p>	18. 接着剤	<p>◎壁紙施工用でん粉系接着剤、ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量はF☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p>	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>下地調整</th> <th>上塗り等級</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>木部(新規面)</td> <td>B種</td> <td>素地ごしらえA種</td> <td>-</td> <td>枠・ホコボケ等</td> </tr> <tr> <td>木部(塗替面)</td> <td>B種</td> <td>RB種</td> <td>-</td> <td>枠・ホコボケ等</td> </tr> <tr> <td>鉄部(新規面)</td> <td>B種</td> <td>素地ごしらえC種</td> <td>工程:A種 塗料:A種</td> <td>建具枠 手摺・格子等</td> </tr> <tr> <td>鉄部(塗替面)</td> <td>B種</td> <td>RB種</td> <td>工程:C種 塗料:A種</td> <td>建具枠 手摺・格子等</td> </tr> </table>	区分	種別	下地調整	上塗り等級	備考	木部(新規面)	B種	素地ごしらえA種	-	枠・ホコボケ等	木部(塗替面)	B種	RB種	-	枠・ホコボケ等	鉄部(新規面)	B種	素地ごしらえC種	工程:A種 塗料:A種	建具枠 手摺・格子等	鉄部(塗替面)	B種	RB種	工程:C種 塗料:A種	建具枠 手摺・格子等																																																																																																																					
区分	種別	下地調整	上塗り等級	備考																																																																																																																																														
木部(新規面)	B種	素地ごしらえA種	-	枠・ホコボケ等																																																																																																																																														
木部(塗替面)	B種	RB種	-	枠・ホコボケ等																																																																																																																																														
鉄部(新規面)	B種	素地ごしらえC種	工程:A種 塗料:A種	建具枠 手摺・格子等																																																																																																																																														
鉄部(塗替面)	B種	RB種	工程:C種 塗料:A種	建具枠 手摺・格子等																																																																																																																																														
9. 鋼製床下地	<p>◎アリーナ用、ステージ用鋼製床 JIS A 6519 の規格を満たす製品とする。詳細は図示(参考図)による。</p> <p>◎床下点検口 600x600 雙付 詳細はメーカー仕様による。</p> <p>◎床下換気口 詳細はメーカー仕様による。</p>	19. 既製家具	<p>◎合板、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。</p> <p>ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の合板、パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p>	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>下地調整</th> <th>上塗りの等級</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>鉄鋼面(塗替面)</td> <td>B種</td> <td>RB種</td> <td>1級 ふっ素樹脂</td> <td>折板屋根(防風除雪) 大層屋根先・屋外階段手摺 設備盤・銅管等</td> </tr> <tr> <td>珪砂面(塗替面)</td> <td>B種</td> <td>RB種</td> <td>1級 ふっ素樹脂</td> <td>屋外階段 手摺元 n. 322- 手摺元</td> </tr> </table>	区分	種別	下地調整	上塗りの等級	備考	鉄鋼面(塗替面)	B種	RB種	1級 ふっ素樹脂	折板屋根(防風除雪) 大層屋根先・屋外階段手摺 設備盤・銅管等	珪砂面(塗替面)	B種	RB種	1級 ふっ素樹脂	屋外階段 手摺元 n. 322- 手摺元																																																																																																																															
区分	種別	下地調整	上塗りの等級	備考																																																																																																																																														
鉄鋼面(塗替面)	B種	RB種	1級 ふっ素樹脂	折板屋根(防風除雪) 大層屋根先・屋外階段手摺 設備盤・銅管等																																																																																																																																														
珪砂面(塗替面)	B種	RB種	1級 ふっ素樹脂	屋外階段 手摺元 n. 322- 手摺元																																																																																																																																														
10. ビニル床シート張り (JIS A 5705) ビニル床タイル張り (JIS A 5705) 及びゴム床タイル張り	<table border="1"> <tr> <th>材質</th> <th>種類・種類</th> <th>色柄</th> <th>厚さ</th> <th colspan="3">幅木</th> <th>接着剤</th> <th>施工箇所</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>ビニル床シート</td> <td>複層ビニル床シート 記号：FS</td> <td>標準品</td> <td>2.0mm</td> <td>材質</td> <td>厚さ</td> <td>高さ</td> <td>球状樹脂系</td> <td>便所</td> <td>ビニル床シートA 消臭・抗菌・防汚</td> </tr> <tr> <td>ビニル床シート</td> <td>複層ビニル床シート 記号：FS</td> <td>マ-ブル</td> <td>2.0mm</td> <td>ビニル巾木</td> <td></td> <td>100</td> <td>球状樹脂系</td> <td>図示</td> <td>ビニル床シートB</td> </tr> </table> <p>◎ビニル幅木：材質(軟質)・硬質)、高さ(60・70・100)。</p>	材質	種類・種類	色柄	厚さ	幅木			接着剤	施工箇所	備考	ビニル床シート	複層ビニル床シート 記号：FS	標準品	2.0mm	材質	厚さ	高さ	球状樹脂系	便所	ビニル床シートA 消臭・抗菌・防汚	ビニル床シート	複層ビニル床シート 記号：FS	マ-ブル	2.0mm	ビニル巾木		100	球状樹脂系	図示	ビニル床シートB	20. 断熱材	<p>◎ロックウール、グラスウール、ユリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材のホルムアルデヒドの放散量はF☆☆☆☆とする。</p> <p>ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の断熱材を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p>	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>下地調整</th> <th>上塗りの等級</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>鉄鋼面(塗替面)</td> <td>B種</td> <td>RB種</td> <td>1級 ふっ素樹脂</td> <td>折板屋根(防風除雪) 大層屋根先・屋外階段手摺 設備盤・銅管等</td> </tr> <tr> <td>珪砂面(塗替面)</td> <td>B種</td> <td>RB種</td> <td>1級 ふっ素樹脂</td> <td>屋外階段 手摺元 n. 322- 手摺元</td> </tr> </table>	区分	種別	下地調整	上塗りの等級	備考	鉄鋼面(塗替面)	B種	RB種	1級 ふっ素樹脂	折板屋根(防風除雪) 大層屋根先・屋外階段手摺 設備盤・銅管等	珪砂面(塗替面)	B種	RB種	1級 ふっ素樹脂	屋外階段 手摺元 n. 322- 手摺元																																																																																																	
材質	種類・種類	色柄	厚さ	幅木			接着剤	施工箇所	備考																																																																																																																																									
ビニル床シート	複層ビニル床シート 記号：FS	標準品	2.0mm	材質	厚さ	高さ	球状樹脂系	便所	ビニル床シートA 消臭・抗菌・防汚																																																																																																																																									
ビニル床シート	複層ビニル床シート 記号：FS	マ-ブル	2.0mm	ビニル巾木		100	球状樹脂系	図示	ビニル床シートB																																																																																																																																									
区分	種別	下地調整	上塗りの等級	備考																																																																																																																																														
鉄鋼面(塗替面)	B種	RB種	1級 ふっ素樹脂	折板屋根(防風除雪) 大層屋根先・屋外階段手摺 設備盤・銅管等																																																																																																																																														
珪砂面(塗替面)	B種	RB種	1級 ふっ素樹脂	屋外階段 手摺元 n. 322- 手摺元																																																																																																																																														
11. 合成樹脂塗床	<table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>材質</th> <th>仕上げの種類</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>ギャラリー 風除室 屋内階段</td> <td>エポキシ樹脂</td> <td>平滑仕上げ</td> <td>防塵仕様</td> </tr> </table> <p>※既存モルタル面に施工する場合は、下地調整(カチオン系)を行う。</p>	施工箇所	材質	仕上げの種類	備考	ギャラリー 風除室 屋内階段	エポキシ樹脂	平滑仕上げ	防塵仕様																																																																																																																																									
施工箇所	材質	仕上げの種類	備考																																																																																																																																															
ギャラリー 風除室 屋内階段	エポキシ樹脂	平滑仕上げ	防塵仕様																																																																																																																																															
12. 高弾性衝撃吸収シート	<p>◎スポーツ専用床シート 高弾性吸収シート床材は、HS、無地(標準色)、t6.5mm、接着剤は標仕表19.2.1</p> <p>◎(株)ABC商会 レックスコート程度</p>																																																																																																																																																	
13. フローリング張り	<p>◎ホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。</p> <p>ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆のフローリングを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>種別</th> <th>樹種</th> <th>厚さ</th> <th>寸法</th> <th>模様</th> <th>工法</th> <th>釘・接着剤の種類</th> <th>表面仕上・塗装</th> </tr> <tr> <td>アリーナステージ</td> <td>複合</td> <td>かば</td> <td>18.5mm</td> <td>図示</td> <td>板目</td> <td>特殊張り ※タボ無</td> <td>スクリュー留め (おざね部分にビス留め) 接着剤：JISA5536 球状樹脂系又はウレタン樹脂系</td> <td>表層単板6mm 工場塗装品 (PCR処理・ささくれ防止) ウレタン塗装 2回塗</td> </tr> </table> <p>◎アリーナ・ステージフローリング張りとは壁際の見切材：エキスパンションゴム</p>	施工箇所	種別	樹種	厚さ	寸法	模様	工法	釘・接着剤の種類	表面仕上・塗装	アリーナステージ	複合	かば	18.5mm	図示	板目	特殊張り ※タボ無	スクリュー留め (おざね部分にビス留め) 接着剤：JISA5536 球状樹脂系又はウレタン樹脂系	表層単板6mm 工場塗装品 (PCR処理・ささくれ防止) ウレタン塗装 2回塗																																																																																																																															
施工箇所	種別	樹種	厚さ	寸法	模様	工法	釘・接着剤の種類	表面仕上・塗装																																																																																																																																										
アリーナステージ	複合	かば	18.5mm	図示	板目	特殊張り ※タボ無	スクリュー留め (おざね部分にビス留め) 接着剤：JISA5536 球状樹脂系又はウレタン樹脂系	表層単板6mm 工場塗装品 (PCR処理・ささくれ防止) ウレタン塗装 2回塗																																																																																																																																										
14. ライン引き	<p>◎巾50mm 色：図示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バスケットコート用</li> <li>・パレーコート用</li> <li>・バトミントンコート用</li> <li>・反復跳び用(2F卓球室床)</li> </ul> <p>※詳細は ライン引き 平面図 参照</p>																																																																																																																																																	

	徳島県土木整備部営繕課	●工事名 R6営繕 阿波高等学校 阿波・吉野 体育館改修工事建築	●図面番号 特-05	株式会社 西田設計 1級建築士登録 第284578号 山田 学 〒770-0943 徳島市中昭和町2-23-2 TEL (088)654-7766(代)・FAX (088)654-7769
		●図面名 特記仕様書(5)	●縮尺 A2:NON	

項 目		特 記 事 項				11章 環境配慮(グリーン)改修工事		項 目		特 記 事 項																																																							
4. つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP-G)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">種 別</th> <th rowspan="2">下地調整</th> <th colspan="2">さび止め塗料</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>屋外</th> <th>屋内</th> <th>屋外</th> <th>屋内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>けい酸カラム板面(新規面)</td> <td></td> <td>B種</td> <td>素地ごしらえB種</td> <td></td> <td>-</td> <td>軒裏</td> </tr> <tr> <td>モルタル面(塗替面)</td> <td></td> <td>B種</td> <td>RB種</td> <td></td> <td>-</td> <td>軒裏・先端部</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	種 別		下地調整	さび止め塗料		備 考	屋外	屋内	屋外	屋内	けい酸カラム板面(新規面)		B種	素地ごしらえB種		-	軒裏	モルタル面(塗替面)		B種	RB種		-	軒裏・先端部	<p>7. 舞台装置 舞台諸幕</p> <p>8. ブラインドボックス及びカーテンボックス</p> <p>9. 流し台</p> <p>10. 既製家具</p> <p>11. 洗面カウンター</p>	<p>◎幕：2倍ひだ ◎詳細は図示による。</p> <p>◎清幅×深さ(mm) 図示 材 質 ・ 木製</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">材種</th> <th colspan="3">寸法</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>W</th> <th>D</th> <th>H</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木製キャビネット</td> <td>1200</td> <td>550</td> <td>800</td> <td>B.L認定品 水栓：設備工事</td> </tr> </tbody> </table>	材種	寸法			備 考	W	D	H	木製キャビネット	1200	550	800	B.L認定品 水栓：設備工事	<p>1. アスベスト含有建材の 処理工事 1. 一般事項</p>	<p>◎関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。</p> <p>◎石綿ばく露防止対策等の実施内容を改修仕9.1.2(6)により見やすい場所に掲示すること。</p>																						
			区 分	種 別		下地調整	さび止め塗料		備 考																																																								
		屋外		屋内	屋外		屋内																																																										
けい酸カラム板面(新規面)		B種	素地ごしらえB種		-	軒裏																																																											
モルタル面(塗替面)		B種	RB種		-	軒裏・先端部																																																											
材種	寸法			備 考																																																													
	W	D	H																																																														
木製キャビネット	1200	550	800	B.L認定品 水栓：設備工事																																																													
5. 合成樹脂エマルジョンペイント塗料(EP)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>種 別</th> <th>下地調整</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モルタル面(塗替面)</td> <td>B種</td> <td>RB種</td> <td>モルタル壁</td> </tr> <tr> <td>コンクリート面(塗替面)</td> <td>B種</td> <td>RB種</td> <td>コンクリート壁</td> </tr> <tr> <td>ボード面(塗替面)</td> <td>B種</td> <td>RB種</td> <td>壁ボード面</td> </tr> <tr> <td>コンクリート面(新規面)</td> <td>B種</td> <td>素地ごしらえB種</td> <td>コンクリート壁</td> </tr> <tr> <td>ボード面(新規面)</td> <td>B種</td> <td>素地ごしらえB種</td> <td>壁ボード面</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	種 別	下地調整	備 考	モルタル面(塗替面)	B種	RB種	モルタル壁	コンクリート面(塗替面)	B種	RB種	コンクリート壁	ボード面(塗替面)	B種	RB種	壁ボード面	コンクリート面(新規面)	B種	素地ごしらえB種	コンクリート壁	ボード面(新規面)	B種	素地ごしらえB種	壁ボード面	<p>◎合板、MDF及びパーティクルボードのホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の合板、MDF及びパーティクルボードを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>材種：人工大理石 奥行き：約550</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フロントパネル扉式</li> <li>・洗面器：ベッセル式</li> <li>・水栓：台付自動水栓(発電タイプ)</li> <li>・排水：床排水</li> <li>・給水：床給水</li> <li>・巾木：ステンレス</li> </ul> <p>◎その他詳細は各部詳細図による。</p>	<p>◎アスベスト粉塵濃度測定を(行う・<u>行わない</u>)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法-第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。</li> <li>・測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。</li> <li>・報告書を( )部作成し監督員に提出すること。</li> <li>・測定場所及び箇所は図示による。測定時期( )</li> </ul>																																						
		区 分	種 別	下地調整	備 考																																																												
		モルタル面(塗替面)	B種	RB種	モルタル壁																																																												
コンクリート面(塗替面)	B種	RB種	コンクリート壁																																																														
ボード面(塗替面)	B種	RB種	壁ボード面																																																														
コンクリート面(新規面)	B種	素地ごしらえB種	コンクリート壁																																																														
ボード面(新規面)	B種	素地ごしらえB種	壁ボード面																																																														
6. ステン塗	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>種 別</th> <th>下地調整</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木部(新規面)</td> <td>B種</td> <td>素地ごしらえB種</td> <td>巾木等</td> </tr> <tr> <td>木部(塗替面)</td> <td>B種</td> <td>RB種</td> <td>巾木等</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	種 別	下地調整	備 考	木部(新規面)	B種	素地ごしらえB種	巾木等	木部(塗替面)	B種	RB種	巾木等	<p>12. 甲板</p> <p>13. トイレアクセサリ 手すり</p>	<p>◎L型手すり：樹脂被膜タイプ(前出120タイプ)</p> <p>◎小便器用手すり：樹脂被膜タイプ</p> <p>◎ペビージェア：平面設置タイプ</p> <p>◎ペビースト：横寝かセタイプ</p>	<p>2. アスベスト含有成形板の 除去</p>	<p>◎アスベスト含有吹付け材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する。</p> <p>◎養生等</p> <p>(1) 建築物外周部で除去作業を行う場合の仮囲いの仕様は以下による。 外部足場( 外装工事足場兼用 ) 養生種別( プラスチックシート厚0.15mm以上 )</p> <p>(2) 建築物内部で除去作業を行う場合は、建具等を全て閉じた状態で行う。閉じることの出来ない開口部の養生方法及び解体用仮設の仕様は下記による。 内部足場( 種類：内部工事足場兼用 ) 養生種別( プラスチックシート厚0.15mm以上 )</p>																																																
		区 分	種 別	下地調整	備 考																																																												
		木部(新規面)	B種	素地ごしらえB種	巾木等																																																												
木部(塗替面)	B種	RB種	巾木等																																																														
7. クリヤーラッカー塗り(OSCL)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>種 別</th> <th>下地調整</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木部(新規面)</td> <td>B種</td> <td>素地ごしらえB種</td> <td>アリーナ壁等</td> </tr> <tr> <td>木部(塗替面)</td> <td>B種</td> <td>RB種</td> <td>アリーナ壁等</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	種 別	下地調整	備 考	木部(新規面)	B種	素地ごしらえB種	アリーナ壁等	木部(塗替面)	B種	RB種	アリーナ壁等	<p>14. 汚垂タイル</p> <p>15. 体育器具</p>	<p>◎テーパー加工</p> <p>◎奥行600 幅カット品</p> <p>◎詳細は参考図による。</p> <p>◎バスケットゴール：前方吊上式バスケット 1対(日本バスケットボール協会認定品)</p> <p>◎バスケットゴール：ジャバラ式バスケット 2対(日本バスケットボール協会認定品)</p> <p>◎防球ネット：(ステージ前)手引式、片開式 1張り / ネット仕様：ポリエチレンネット100mmグリーン</p> <p>◎防球ネット：(アリーナ中央)手引式、片開式 1張り / ネット仕様：ポリエチレンネット100mmグリーン</p> <p>◎防球ネット：(卓球場)手引式、両開式 1張り / ネット仕様：ポリエチレンネット25mmグリーン</p> <p>◎防球ネット：(両サイド上部)手引式、両開式 2張り / ネット仕様：ポリエチレンネット100mmグリーン</p> <p>◎椅子収納台車：10列</p> <p>◎万能台車：1列</p> <p>◎万能台車(サイド枠なし)：1列</p> <p>◎縦掛式器具収納台車：10本掛け 壁固定式 2組</p> <p>◎固定鏡：引き戸式 1組</p> <p>◎肋木：木製5欄 1組</p>	<p>◎養生等</p> <p>(1) 除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具の撤去にさきがけて行うこと。</p> <p>(2) 除去は、破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原形のまま、「手ばらし」とする。 建築物外部の成形板を除去する場合も同様とする。 なお、やむを得ず切断、破砕等をしなければならない場合は、監督員と協議のうえ、常時湿潤化した状態で作業を行う。 ただし、アスベストを含有するけい酸カルシウム板第一種は、養生シート等で作業場所の隔離(負圧不要)を行う。 建物から取り外した腐材を湿潤化のうえ、原形のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車両を用意すること。</p>																																																	
		区 分	種 別	下地調整	備 考																																																												
		木部(新規面)	B種	素地ごしらえB種	アリーナ壁等																																																												
木部(塗替面)	B種	RB種	アリーナ壁等																																																														
10章 ユニット及びその他工事		<p>16. 落下防止ネット</p>	<p>◎ネット仕様：剥落・落下防止ネット(防炎性又は難燃性を有するもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・25mm目</li> <li>・ポリエステル又はナイロン・グレー系又はブラック</li> <li>・規格 F. 8T 2016本 (参考)</li> <li>・割付については、実測調査を行った上で、監督員との協議を行い決定する。</li> <li>・ワイヤー支持金具及びワイヤーロープは既存流用とする。</li> </ul>	<p>◎施工計画</p> <p>(1) 施工記録報告書及び特定じん排出等作業完了報告書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(2) 作業計画による作業の記録は、3年間保存すること。</p>																																																													
1. トイレブース					<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">表面材の種類</th> <th colspan="3">脚部</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>形状</th> <th>形状</th> <th>材質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メラミン化粧板</td> <td>SUS巾木</td> <td>Rエッジ</td> <td>アルミ</td> <td>非常時外開き対応品</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎製造所：評価名簿による。</p> <p>◎非常時外開機能付きとする。</p> <p>◎トイレブースのパネルの材料のホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆のトイレブースのパネルを使用できない場合は、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p>	表面材の種類	脚部			備考	形状	形状	材質	メラミン化粧板	SUS巾木	Rエッジ	アルミ	非常時外開き対応品	<p>◎除去箇所一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階数</th> <th>室 名</th> <th>箇所</th> <th>建 材 種 別</th> <th>面積</th> <th>調査方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>女子更衣室 用具庫B(南)(北)及び階段 用具庫C</td> <td rowspan="2">床</td> <td rowspan="2">ビニルタイル</td> <td rowspan="2">149.2 m<sup>2</sup></td> <td rowspan="2">みなし含有</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>調光室、教官室</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>用具庫A</td> <td>床</td> <td>ビニル床シート</td> <td>42.9 m<sup>2</sup></td> <td>みなし含有</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>調光室、教官室</td> <td>壁</td> <td>プラスチック t9</td> <td>27.3 m<sup>2</sup></td> <td>みなし含有</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>玄関ホール</td> <td>天井</td> <td>プラスチック t12 リブ付岩綿吸音</td> <td>23.0 m<sup>2</sup></td> <td>みなし含有</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>女子更衣室、 用具庫B(南)(北)階段 用具庫C</td> <td rowspan="2">天井</td> <td rowspan="2">プラスチック t9</td> <td rowspan="2">112 m<sup>2</sup></td> <td rowspan="2">みなし含有</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>調光室</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>屋外軒裏</td> <td>軒裏</td> <td>有孔軟質石綿タイル板</td> <td>252 m<sup>2</sup></td> <td>みなし含有</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎除去が完了したときは、アスベスト等に関する知識を有する者等が除去を完了したことを確認し、監督員に報告すること。</p>	階数	室 名	箇所	建 材 種 別	面積	調査方法	1	女子更衣室 用具庫B(南)(北)及び階段 用具庫C	床	ビニルタイル	149.2 m <sup>2</sup>	みなし含有	2	調光室、教官室	1	用具庫A	床	ビニル床シート	42.9 m <sup>2</sup>	みなし含有	2	調光室、教官室	壁	プラスチック t9	27.3 m <sup>2</sup>	みなし含有	1	玄関ホール	天井	プラスチック t12 リブ付岩綿吸音	23.0 m <sup>2</sup>	みなし含有	1	女子更衣室、 用具庫B(南)(北)階段 用具庫C	天井	プラスチック t9	112 m <sup>2</sup>	みなし含有	2	調光室	2	屋外軒裏	軒裏	有孔軟質石綿タイル板	252 m <sup>2</sup>	みなし含有
表面材の種類	脚部						備考																																																										
	形状	形状	材質																																																														
メラミン化粧板	SUS巾木	Rエッジ	アルミ	非常時外開き対応品																																																													
階数	室 名	箇所	建 材 種 別	面積	調査方法																																																												
1	女子更衣室 用具庫B(南)(北)及び階段 用具庫C	床	ビニルタイル	149.2 m <sup>2</sup>	みなし含有																																																												
2	調光室、教官室																																																																
1	用具庫A	床	ビニル床シート	42.9 m <sup>2</sup>	みなし含有																																																												
2	調光室、教官室	壁	プラスチック t9	27.3 m <sup>2</sup>	みなし含有																																																												
1	玄関ホール	天井	プラスチック t12 リブ付岩綿吸音	23.0 m <sup>2</sup>	みなし含有																																																												
1	女子更衣室、 用具庫B(南)(北)階段 用具庫C	天井	プラスチック t9	112 m <sup>2</sup>	みなし含有																																																												
2	調光室																																																																
2	屋外軒裏	軒裏	有孔軟質石綿タイル板	252 m <sup>2</sup>	みなし含有																																																												
2. 階段滑り止め		<p>◎材質(ステンレス)、形状(ビニル製タイヤ付)、幅(35)</p> <p>◎取付け方法は(ビス留め)とする。</p>	<p>◎鏡</p> <p>◎防湿性を有するもので、厚さ5mmとする。</p> <p>◎全面鏡は一部フロスト加工を施す。(図示)</p> <p>◎全面鏡サイズ、詳細は便所展開図参照</p>	<p>◎表示</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>材質</th> <th>寸法</th> <th>厚さ</th> <th>取付高さ</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ピクトグラム</td> <td>アルミ</td> <td>詳細図参照</td> <td>詳細図参照</td> <td>現場にて決定</td> <td>平付</td> </tr> <tr> <td>室名札</td> <td>アルミ</td> <td>詳細図参照</td> <td>詳細図参照</td> <td>現場にて決定</td> <td>平付</td> </tr> <tr> <td>誘導標識</td> <td>ステッカー タイプ</td> <td>詳細図参照</td> <td>詳細図参照</td> <td>現場にて決定</td> <td>中強度蓄光式 消防認定品</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎案内用図記号はJIS Z 8210による。 ◎詳細は各部詳細図による。</p>	区分	材質	寸法	厚さ	取付高さ	備考	ピクトグラム	アルミ	詳細図参照	詳細図参照	現場にて決定	平付	室名札	アルミ	詳細図参照	詳細図参照	現場にて決定	平付	誘導標識	ステッカー タイプ	詳細図参照	詳細図参照	現場にて決定	中強度蓄光式 消防認定品	<p>◎ブラインド</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>形 式</th> <th>横形ブラインド</th> <th>縦形ブラインド</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>材 質</td> <td>アルミ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開 閉 方 式</td> <td>ポール式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スラット幅</td> <td>25mm</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎ブラインド幅、高さは天井伏図参照</p>	形 式	横形ブラインド	縦形ブラインド	材 質	アルミ		開 閉 方 式	ポール式		スラット幅	25mm		<p>◎カーテン及びカーテンレール</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工取付箇所</th> <th>生地の種別、品質、特殊加工等(製造所)</th> <th>ひだの種別</th> <th>形 式</th> <th>引分装置</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>図示</td> <td>暗幕(遮光1級)</td> <td>1.5倍ひだ</td> <td>シングル</td> <td>図示</td> <td>既存暗幕は撤去処分 2Fバルコニーの普通カーテンは取外し・再利用とする(カーテン共再利用)</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎カーテンレールは次による。 材種(アルミ)、形状(C型ダブル) 材種(アルミ)、形状(重量型カーテンレール) ※使用箇所は図示による</p>	施工取付箇所	生地の種別、品質、特殊加工等(製造所)	ひだの種別	形 式	引分装置	備 考	図示	暗幕(遮光1級)	1.5倍ひだ	シングル	図示	既存暗幕は撤去処分 2Fバルコニーの普通カーテンは取外し・再利用とする(カーテン共再利用)											
区分	材質				寸法	厚さ	取付高さ	備考																																																									
ピクトグラム	アルミ				詳細図参照	詳細図参照	現場にて決定	平付																																																									
室名札	アルミ	詳細図参照	詳細図参照	現場にて決定	平付																																																												
誘導標識	ステッカー タイプ	詳細図参照	詳細図参照	現場にて決定	中強度蓄光式 消防認定品																																																												
形 式	横形ブラインド	縦形ブラインド																																																															
材 質	アルミ																																																																
開 閉 方 式	ポール式																																																																
スラット幅	25mm																																																																
施工取付箇所	生地の種別、品質、特殊加工等(製造所)	ひだの種別	形 式	引分装置	備 考																																																												
図示	暗幕(遮光1級)	1.5倍ひだ	シングル	図示	既存暗幕は撤去処分 2Fバルコニーの普通カーテンは取外し・再利用とする(カーテン共再利用)																																																												

	徳島県土整備部営繕課	●工事名 R6 営繕 阿波高等学校 阿波・吉野 体育館改修工事建築	●図面番号 特-06	株式会社 西田 設計
		●図面名 特記仕様書(6)	●縮尺 A2:NON	



現場事務所等用地、工事車両駐車場等用地  
※施設管理者と協議による。

注) 部活動で使用する倉庫  
工事期間中も使用するため  
仮囲いは倉庫を避けて設置すること

- 凡例
- 仮囲い 成形鋼板 H2000
  - 〰 キャスターゲート W6000 x H1800
  - 単管バリケード

※工事車両・資材置場等の位置は、現場監督員、建物管理者、工事業者の3者で協議の上決定すること。

徳島県土整備部営繕課

●工事名  
R6営繕 阿波高等学校 阿波・吉野 体育館改修工事建築

●図面名  
附近見取図・全体配置図・参考仮設計画図

●図面番号  
A-01

●縮尺  
1/600 (A2)

株式会社 西田設計

1級建築士登録 第284578号 山田 学  
〒770-0943 徳島市中昭和町2-23-2  
TEL (088) 654-7766(代)・FAX (088) 654-7769

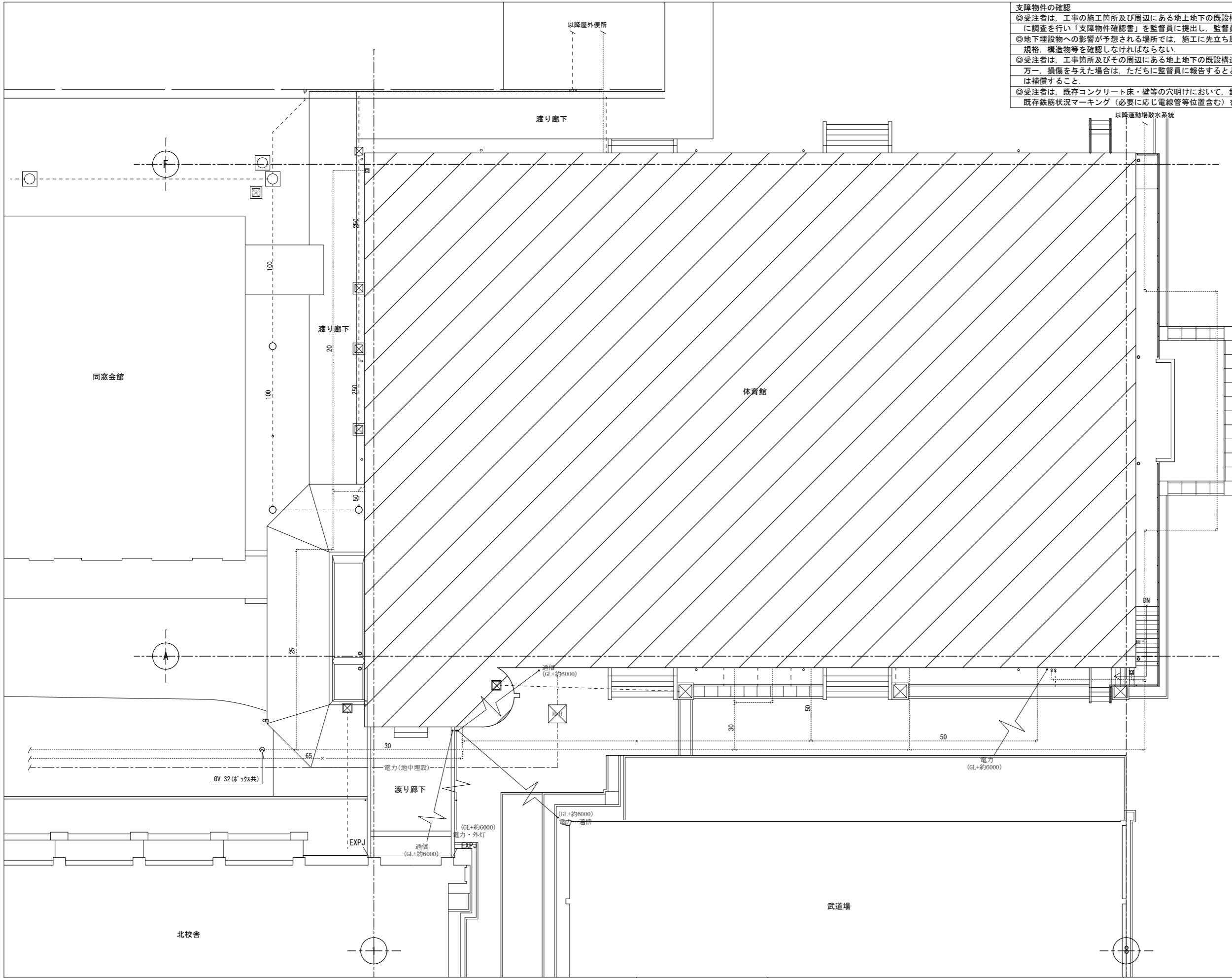
**支障物件の確認**

◎受注者は、工事の施工箇所及び周辺にある地上地下の既設構造物について、工事（仮囲い等仮設資材設置を含む）着手までに調査を行い「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから、工事着手すること。

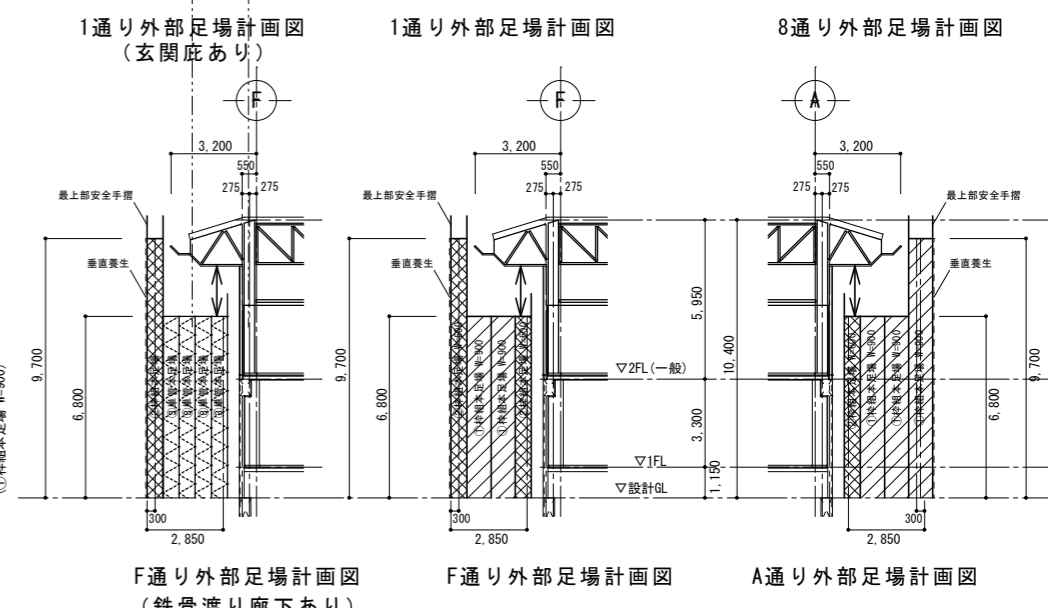
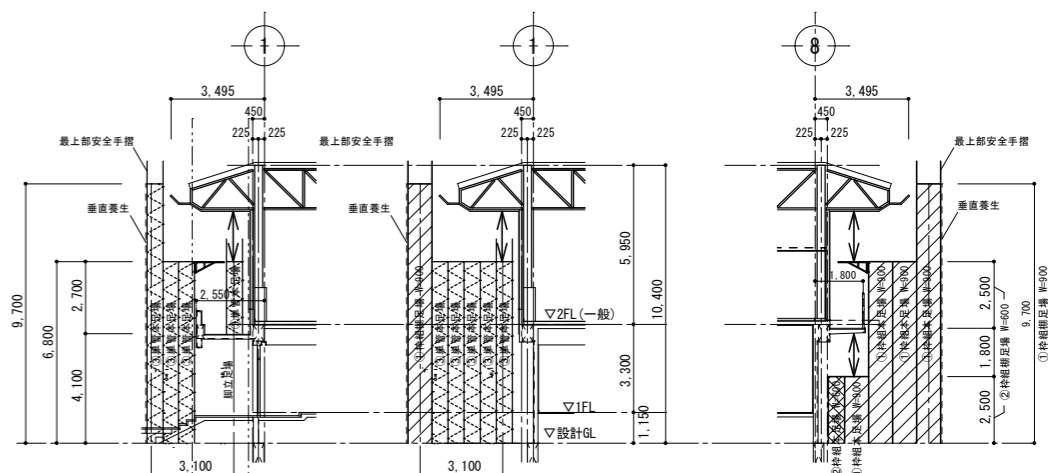
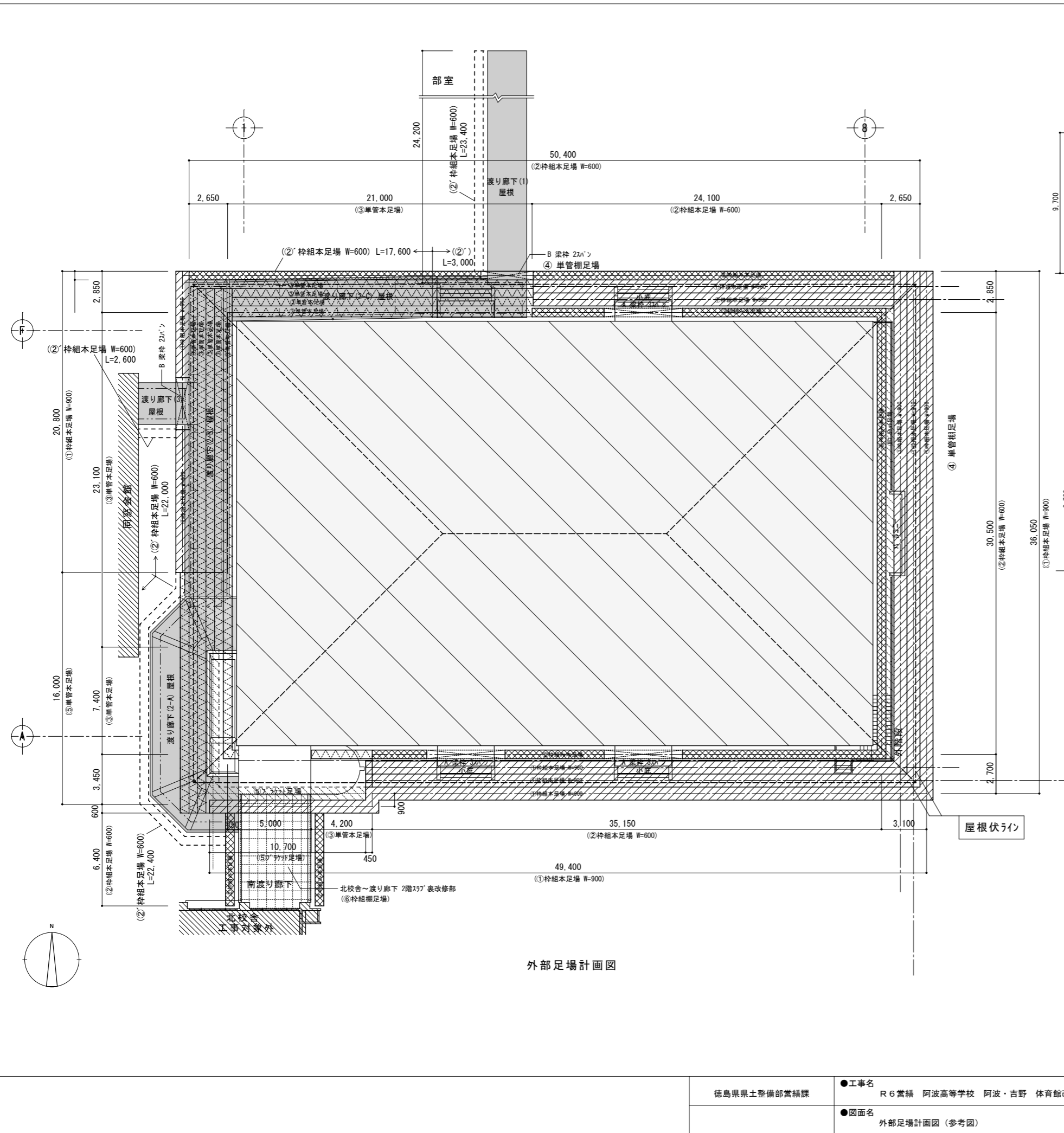
◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造物等を確認しなければならない。

◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。

◎受注者は、既存コンクリート床・壁等の穴明けにおいて、鉄筋及び既存電線管を調査すること。また穴明け墨だし位置や既存鉄筋状況マーキング（必要に応じ電線管等位置含む）を行い監督員の確認を受け施工すること。



徳島県土木整備部管轄課	●工事名	R6 営繕 阿波高等学校 阿波・吉野 体育館改修工事管	●図面番号	A-02	株式会社 西田設計 1級建築士登録 第284578号 山田 学 〒770-0943 徳島市中昭和町2-2-3-2 TEL (088) 654-7766 (代) ・ FAX (088) 654-7769
	●図面名	支障物件確認図	●縮尺	1/150 (A2)	



↑ : 人の作業スペース (H=1.5~2.0m程度)

- : 2階平面 (外壁ライン)
- : ① 枠組本足場 H12m未満 W=900 (高さ: 設計GL+9700)
- : ② 枠組本足場 H12m未満 W=600 (高さ: 設計GL+9700,+6800)
- : ②' 枠組本足場 H12m未満 W=600 (高さ: 設計GL+3400~2400) 渡り廊下屋根を撤去、新設復旧用
- : ③ 単管本足場 (高さ: 設計GL+9700,+6800)
- : ④ プラケット足場 (高さ: 設計GL+ 9700)
- : ⑤ 枠組棚足場 (高さ: 設計GL+ 4130)


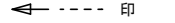

脚立足場 : 1階外壁ほか改修部 (土間天~庇裏)  
 A 梁 3 $\times$ 1 $\frac{1}{2}$ 用: 1階7 $\frac{1}{2}$ 出入口 3箇所  
 B 梁 2 $\times$ 1 $\frac{1}{2}$ 用: 渡り廊下(1) 1箇所、渡り廊下(3) 1箇所

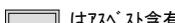
※ 足場の設置前に、渡り廊下の屋根材を撤去し 体育館外部改修工事完了後に 渡り廊下屋根を新設復旧のこと。

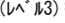
徳島県土整備部営繕課	●工事名 R6営繕 阿波高等学校 阿波・吉野 体育館改修工事建築	●図面番号 A-03	株式会社 西田設計 1級建築士登録 第284578号 山田 学 〒770-0943 徳島市中昭和町2-23-2 TEL (088) 654-7766(代)・FAX (088) 654-7769
	●図面名 外部足場計画図 (参考図)	●縮尺 1/200 (A2)	

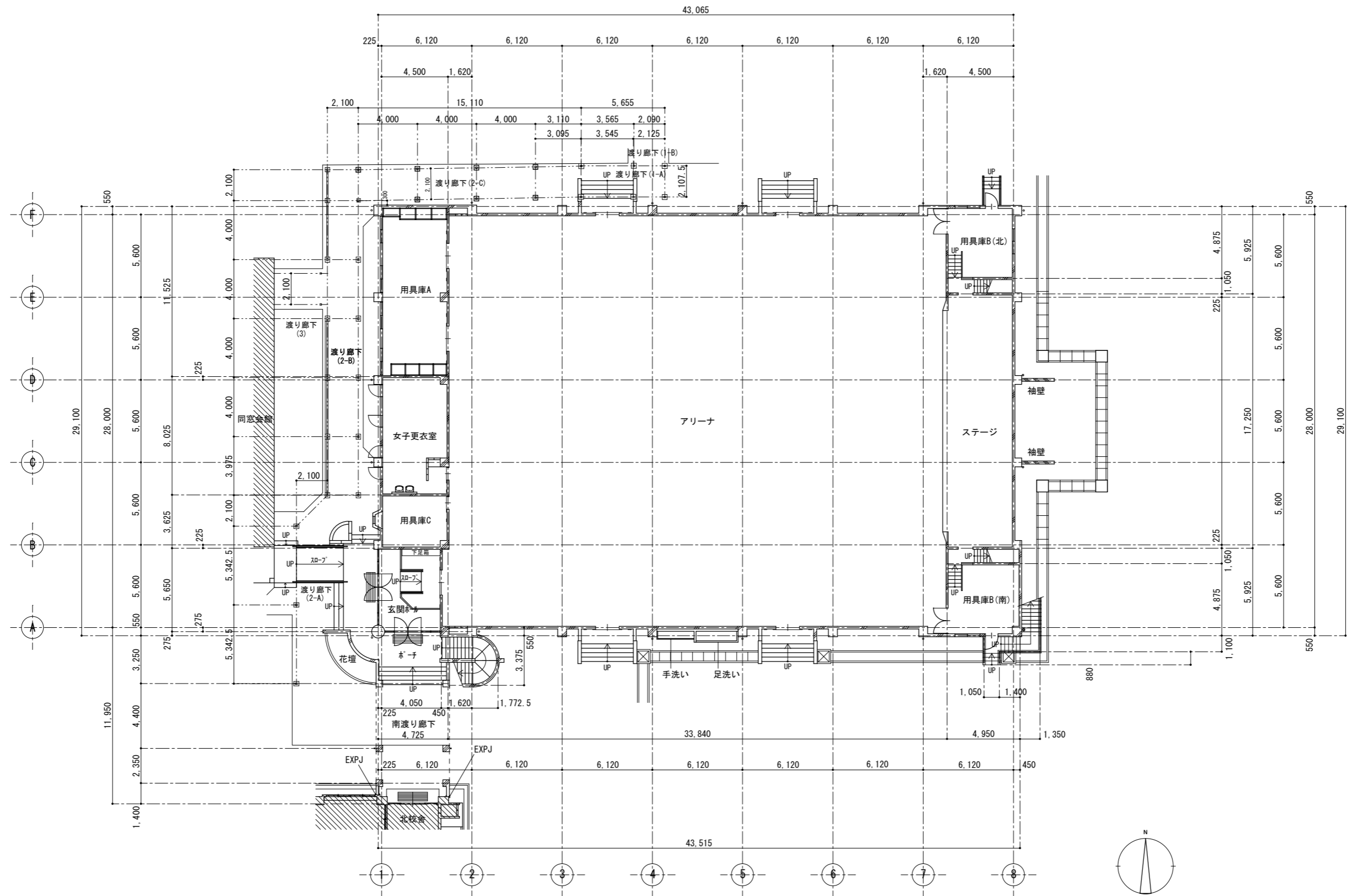
※既設仕上において【○○○○】カッコ表記のあるものは【撤去】を示す。 ※既設仕上において【塗装名】カッコ表記のあるものは【塗替え】を示す。						
対象建物	部 位	改修前・後	仕 上	部 位	改修前・後	仕 上
体 育 館	屋根	改修前	木毛セメント板 t25 ｶﾞﾗ-鉄板 瓦棒葺 t0.4 下地処理の上 塩化ｺﾞﾑ系ﾌﾟﾚｰﾙ塗	ﾊﾞﾙｺﾆｰ 床・巾木	改修前	防水ﾓﾙﾀﾙｺﾝｸﾞﾘｰﾄ 目地切仕上 @1400
		改修後	嵌合瓦棒ｶﾞﾗ-工法 ｶﾞﾗ-熔融55%ｱﾙﾐﾆｳﾑ-亜鉛合金めっき鋼板 t0.4 ﾎﾟﾘﾌﾟﾚﾝ t4mm裏貼		改修後	高圧水洗 下地処理の上 塗膜防水(X-2)
	外壁、柱型、梁型、庇裏等のｱｸﾘﾙｼﾝ吹付部	改修前	ｺﾝｸﾘｰﾄ打ち放し 下地処理の上 【ｱｸﾘﾙｼﾝ吹付】	屋外階段 床(ﾊﾞﾙｺﾆｰ側)	改修前	床:防水ﾓﾙﾀﾙｺﾝｸﾞﾘｰﾄ 【段鼻ﾀｲﾙ:磁器ﾀｲﾙ】
		改修後	ﾗﾝﾀﾞ-工法 全面 C-1(ｶﾓﾝ系)の上 防水形外装薄塗材E(単層弾性塗材)		改修後	高圧水洗 下地処理の上 塗膜防水(X-2) 粗面仕上げ 段先:ﾓﾙﾀﾙ補修
	外壁(2階部)	改修前	角波ｶﾞﾗ-鉄板 t0.4 下地処理の上 【塩化ｺﾞﾑ系ﾌﾟﾚｰﾙ塗】	樋	改修前	【硬質塩ﾋﾞﾊﾞｲﾌﾞ 125φ VP塗 ※支持金物共】
		改修後	RB処理の上 DP塗		改修後	塩ﾋﾞ製 ｶﾞﾗ- VP125 ﾏﾞﾝｽ支持金物共 伸縮用ｼﾞｬｯﾄ(既設接続用)共
	巾木	改修前	ﾓﾙﾀﾙｺﾝｸﾞﾘｰﾄ押え	手摺	改修前	GP48.6φ GP42.7φ 【OP塗】
		改修後	高圧水洗		改修後	RB処理の上 DP塗
	軒裏	改修前	軽量鉄骨天井下地 【有孔軟質石綿セメント板 t6 底目貼の上 VP塗】			
		改修後	無石綿ｲﾝﾌﾞﾙｶﾙｼｳﾑ板(0.8FK) t6 EP-G塗 有孔無石綿ｲﾝﾌﾞﾙｶﾙｼｳﾑ板(0.8FK) t6 EP-G塗			
	玄関庇 上部防水(立上り壁内・笠木)	改修前	防水ﾓﾙﾀﾙｺﾝｸﾞﾘｰﾄ押え			
		改修後	高圧水洗 下地処理の上 塗膜防水(X-2)			
	小庇 見付・天端	改修前	防水ﾓﾙﾀﾙｺﾝｸﾞﾘｰﾄ押え			
		改修後	高圧水洗 下地処理の上 塗膜防水(X-2)			


※既設仕上において【○○○○】カッコ表記のあるものは【撤去】を示す。 ※既設仕上において【塗装名】カッコ表記のあるものは【塗替え】を示す。							
対象建物	部 位	改修前・後	仕 上	対象建物	部 位	改修前・後	仕 上
南 渡 り 廊 下  (RC)	土間	改修前	ﾓﾙﾀﾙｺﾝｸﾞﾘｰﾄ押え 目地切共 ※一部【ﾓﾙﾀﾙｺﾝｸﾞﾘｰﾄ押え 目地切共】	北・西 渡 り 廊 下  (鉄骨)	床	改修前	ﾓﾙﾀﾙｺﾝｸﾞﾘｰﾄ押え
		改修後	現状のまま ※撤去部 ｻﾝﾄﾞｺﾝｸﾞﾘｰﾄ押え 目地切共			改修後	現状のまま
	巾木・壁(柱型)	改修前	ｺﾝｸﾘｰﾄ打ち放し		柱、梁	改修前	角型鋼管 錆止めA種鉛丹1種1回塗の上 OP塗(2回)
		改修後	高圧水洗 全面C-1(ｶﾓﾝ系)の上 防水形外装薄塗材E(単層弾性塗材)			改修後	現状のまま
	天井(梁型)	改修前	ｺﾝｸﾘｰﾄ打ち放し		壁(腰ﾊﾞﾙ)	改修前	角波ｶﾞﾗ-鉄板 t0.5 内部面 OP塗(2回)
		改修後	高圧水洗 全面C-1(ｶﾓﾝ系)の上 防水形外装薄塗材E(単層弾性塗材)			改修後	現状のまま
	天井(ｽﾗﾌﾞ裏)	改修前	ｺﾝｸﾘｰﾄ打ち放し 【ｱｸﾘﾙｼﾝ吹付】		屋根	改修前	【三晃式 折板 t0.6 W-500 片面ｶﾞﾗ-ﾀｲﾄﾌﾚｰﾑ 補強ｱﾝｸﾞﾙ 座付ﾎﾞﾙﾄ 止水面戸共】
		改修後	ﾗﾝﾀﾞ-工法 全面 C-1(ｶﾓﾝ系)の上 防水形外装薄塗材E(単層弾性塗材)			改修後	折板 熔融55%ｱﾙﾐﾆｳﾑ-亜鉛合金めっき鋼板 t0.6 H150(一部 H88) ﾀｲﾄﾌﾚｰﾑ 補強ｱﾝｸﾞﾙ 座付ﾎﾞﾙﾄ 止水面戸共
	2階 床(平場)	改修前	防水 目地切共		軒樋	改修前	【塩ﾋﾞ製 90×100(前高)折板用 VP塗 ﾏﾞﾝｽ支持金物 @500 自在ﾄﾞﾚｲﾝ VP75φ用共】
		改修後	高圧水洗 塩化ﾋﾞｰﾂ樹脂系ｼｰﾄ防水絶縁工法(機械固定)SM-2 厚1.5の上、防水層保護材(塩ﾋﾞｼｰﾄ滑り止め加工 厚2.5)重ね張り			改修後	塩ﾋﾞ製 角型ｶﾞﾗ- W120程度 自在ﾄﾞﾚｲﾝ 支持金物共
	2階 床(段部)	改修前	床:防水ﾓﾙﾀﾙｺﾝｸﾞﾘｰﾄ押え 【段鼻ﾀｲﾙ:磁器ﾀｲﾙ】		縦樋	改修前	【硬質塩ﾋﾞﾊﾞｲﾌﾞ 75φ VP塗 支持金物共】
		改修後	高圧水洗 下地処理の上 塗膜防水(X-2)粗面仕上げ 段先:ﾓﾙﾀﾙ補修			改修後	塩ﾋﾞ製 ｶﾞﾗ- VP75 ﾏﾞﾝｽ支持金物共
	2階 巾木・腰壁・笠木(内側)	改修前	巾木:防水ﾓﾙﾀﾙｺﾝｸﾞﾘｰﾄ押え 腰壁:ｺﾝｸﾘｰﾄ打ち放し 笠木:防水ﾓﾙﾀﾙｺﾝｸﾞﾘｰﾄ押え				
		改修後	高圧水洗 下地処理の上 塗膜防水(X-2)				
樋	改修前	【硬質塩ﾋﾞﾊﾞｲﾌﾞ 75φ VP塗】※支持金物共					
	改修後	塩ﾋﾞ製 ｶﾞﾗ- VP75 ﾏﾞﾝｽ支持金物共 伸縮用ｼﾞｬｯﾄ(既設接続用)共					

凡例<図面符号>ほか ※以降全図面共通	
【○○○○】	カッコ表示 撤去を示す。
【塗装名】	カッコ表示 塗替えを示す。
	着色部 ｻﾝﾄﾞ等の撤去範囲を示す。
 印	ｶｯﾀｰ入れを示す(ｶｯﾀｰ入れ等による既存ﾓﾙﾀﾙ破損箇所は復旧を行うこと)
 印	ｼｰﾘﾝｸﾞを示す。
※図中の造作材の引き出し数値表示及び寸法表示共に仕上がり寸法を示す。	

※  はﾌﾟﾗｽﾄ含有建材(ﾚﾊﾞﾙ3)を示す	徳島県土整備部営繕課	●工事名 R6営繕 阿波高等学校 阿波・吉野 体育館改修工事建築	●図面番号 A-04	株式会社 西田設計 1級建築士登録 第284578号 山田 学 〒770-0943 徳島市中昭和町2-23-2 TEL(088)654-7766(代)・FAX(088)654-7769
		●図面名 外部仕上げ表・凡例	●縮尺 1/1(A2)	

※既設仕上において【○○○○】カッコ表記のあるものは【撤去】を示す。 ※既設仕上において【塗装名】カッコ表記のあるものは【塗替え】を示す。															
内部仕上げ表															
階	室名	改修前・後	床	巾木	下地	腰壁	下地	壁	天井	廻縁	天井高	備考			
1階	玄関ホール	改修前	段下:磁器150角タイル張り 段上:人研ぎ	ラゾブロック H=120			C	モルタル塗り押え【SEP塗】	【グラスボード t12捨張りの上 リブ付岩綿吸音張り】 ※軽量鉄骨天井下地は現状のまま	塩ビ製	CH=2650	【下足箱:白ワラシOSCL塗】 【南側:7mm製ハードマット 600×2000】			
		改修後	現状のまま ※フロアリングの取り換えによる床補修(モルタル金コシ)を行うこと	現状のまま			C	RB種処理の上 EP塗	GB-R t12.5捨張りの上 DR(リブ付)t15	塩ビ製	CH=2650	下足箱 南側:7mm製ハードマット 600×2000			
	階段 (玄関ホール～風除室)	改修前	モルタル押え 【段鼻タイル:磁器質タイル】	モルタル H=100				C	コンクリート打ち放し 下地処理の上【アクリリシ吹付】	コンクリート打ち放し 下地処理の上【アクリリシ吹付】	—	—			
		改修後	下地補修の上(カチン系) 塗床 1本杉樹脂系 防塵タイプ 段先モルタル補修の上 ステンレスノリッ W35	下地補修の上(カチン系) 塗床 1本杉樹脂系 防塵タイプ				C	サウダ-工法 全面 C-1(カチン系)の上 防水型外装薄塗材E(単層弾性塗材)	サウダ-工法 全面 C-1(カチン系)の上 防水型外装薄塗材E(単層弾性塗材)	—	—			
	7期ナ	改修前	【鋼製床組 ラワンベニヤ t12捨張りの上 カ 桜フロアリング t18 本リウレタン塗装】	ラ H=100【SOP塗】 ※一部撤去(図示による)				C S	コンクリート打ち放しの上【SEP ロー塗装】 ラワンベニヤ t5.5張り(底目地)【OSCL塗】 【ラワンベニヤ t5.5張り(底目地) OSCL塗】 ※張替え範囲は図示による	ギヤリ-床下天井:コンクリート打ち放し【アクリリシ吹付】 鉄骨小屋組み【OP又SOP塗】	—	—	壁面:式典用幕取付用7mm		
		改修後	鋼製床組 構造用合板 t15捨張りの上 カ 桜 大型積層フロアリング 塗装品 t18.5 本リウレタン塗装 2回塗	RB種処理の上 SOP塗 杉 25×100 SOP塗				C S	RB種処理の上 EP塗 RB種処理の上 OSCL塗 合板2類 t5.5張り(底目地) OSCL塗 ※張替え部分は図示による	サウダ-工法 全面 C-1(カチン系)の上 外装薄塗材E RB種処理の上 SOP塗	—	—	現状のまま		
	ステージ	改修前	【木製床組の上 プナフロアリング t15張り 本リウレタン塗装】	ラ H=75【CL塗】				C GB	モルタル塗り押え目地切【SEP塗】	木毛セメント板張り t25	—	—	【台車を含むステージ床 一式】 ブドウ棚【OP塗】 .プロセ7M7-チ:白ワラシ【OSCL塗】		
		改修後	鋼製床組 構造用合板 t15捨張りの上 カ 桜 大型積層フロアリング 塗装品 t18.5 本リウレタン塗装 2回塗	RB種処理の上 CL塗				C CB	RB種処理の上 EP塗	現状のまま	—	—	台車を含むステージ床 一式 RB種処理の上 鉄部:SOP塗 木部:OSCL塗		
	女子更衣室	改修前	【モルタル塗【ビニースタイル張り(1本杉樹脂接着剤)】 【※土間コンクリート共】	【米桐 H75 OP塗】				CB	【100角タイル張り(洗面器部)】 ※下地モルタル及びCB t100共	モルタル塗り押え【SEP塗】	【グラスボード t9 底目地張り】 SEP塗 ロー-仕上】 ※軽量鉄骨天井下地は現状のまま	塩ビ製	CH=2500	【面台:人研ぎ t30】 【鏡×2】	
	男子トイレ,女子トイレ,前室	改修後	モルタル下地 複層ビニル床シート t2.0 張り(エポキシ樹脂接着剤) ※土間コンクリート新設共	床同材による巻き上げ耐水工法 H=100				C	既存CB壁撤去部 モルタル下地の上 壁仕上材	RA種処理の上 マシン不燃化粧板 t3.0 直張工法(目地処理シーリング 詰)張り モルタル下地の上 マシン不燃化粧板 t3.0 直張工法(目地処理シーリング 詰)張り	GB-D t9.5mm張り	塩ビ製	CH=2500	室名札(平付)×3 小便器用手摺,大便器用手摺(L型)	
	バリアフリートイレ	改修後	モルタル下地 複層ビニル床シート t2.0 張り(エポキシ樹脂接着剤) ※土間コンクリート新設共	床同材による巻き上げ耐水工法 H=100				C	既存CB壁撤去部 モルタル下地の上 壁仕上材	RA種処理の上 マシン不燃化粧板 t3.0 直張工法(目地処理シーリング 詰)張り	GB-D t9.5mm張り	塩ビ製	CH=2500	ビドクシン(突出),ペビシート,ペビシート	
	用具庫A	改修前	【モルタル塗【ビニル床シート張り(1本杉樹脂接着剤)】	モルタル H=100 ※一部撤去(図示による)				C	コンクリート打ち放し 素地	木毛セメント板打込み t25 梁型:コンクリート打ち放し 素地	—	—	【室名札(平付)】 【木製棚】		
	用具庫A	改修後	モルタル下地 複層ビニル床シートB t2.0 張り(エポキシ樹脂接着剤)	素地ごしらえの上 EP塗 ビニル巾木 H=100				C LGS	素地ごしらえの上 EP塗 構造用合板(特類 t12.0)捨張りの上 合板2類(t5.5)目抜き張り SOP塗	現状のまま	—	—	室名札(平付),木製棚		
	女子更衣室	改修後	モルタル下地 複層ビニル床シートB t2.0 張り(エポキシ樹脂接着剤)	素地ごしらえの上 EP塗 ビニル巾木 H=100				C LGS	素地ごしらえの上 EP塗 構造用合板(特類 t12.0)捨張りの上 合板2類(t5.5)目抜き張り SOP塗	GB-D t9.5mm張り ※軽量鉄骨天井下地共	塩ビ製	CH=2500	室名札(平付),ロッカ-		
	用具庫B(南)・(北)	改修前	【モルタル塗【ビニースタイル張り(1本杉樹脂接着剤)】	ラワン H=75【OS塗】				C	モルタル塗り押え SEP塗	木毛セメント板打込み t25 梁型モルタル塗 SEP塗	—	—			
		改修後	モルタル下地 複層ビニル床シートB t2.0 張り(エポキシ樹脂接着剤)	RB種処理の上 OS塗				C	RB種処理の上 EP塗	現状のまま RB種処理の上 EP塗	—	—			
	同上 階段	改修前	木製階段タ板:ラワン【OS塗】 【モルタル塗【ビニースタイル張り(1本杉樹脂接着剤)】 (階段室2FL)	サウダ-ラワン【OS塗】				C	グラスボード t12 ジョイント工法【SEP塗】(木軸)	【グラスボード t9 底目地張り】 SEP塗 ロー-仕上】 【※軽量鉄骨天井下地共】	【塩ビ製】	—	手摺:白ワラシ【OSCL塗】		
		改修後	RB種処理の上 OS塗 モルタル下地 複層ビニル床シートB t2.0 張り(エポキシ樹脂接着剤)	RB種処理の上 OS塗				C	RB種処理の上 EP塗	GB-D t9.5mm張り ※軽量鉄骨天井下地共	塩ビ製	—	RB種処理の上 OSCL塗		
	用具庫C	改修前	【モルタル塗【ビニースタイル張り(1本杉樹脂接着剤)】	米桐 H75【OP塗】				C	モルタル塗り押え【SEP塗】	【グラスボード t9 底目地張り】 SEP塗 ロー-仕上】 【※軽量鉄骨天井下地共】	【塩ビ製】	CH=2500	【室名札(平付)】		
	男子更衣室	改修後	モルタル下地 複層ビニル床シートB t2.0 張り(エポキシ樹脂接着剤)	RB種処理の上 SOP塗				C	RB種処理の上 EP塗	GB-D t9.5mm張り ※軽量鉄骨天井下地共	塩ビ製	CH=2500	ロッカ-		
2階	卓球室	改修前	モルタル金コシ押え 目地切共の上【フロアリング 張り 転ばし床組】	【木製 H=90】※床:フロアリング 改修時 モルタル塗 H=100 ※床:モルタル金コシ時			S	有孔ラワンベニヤ t5.5 張り【OS塗】(木軸) ※張替え部分は図示による	木毛セメント板張り t25 鉄骨小屋組み【OP又SOP塗】	—	—	手摺:スチール製【OP塗】			
		改修後	下地補修の上 スパ-専用床シート(t6.5mm)張り	現状のまま+ビニル巾木 H=75			S	RB種処理の上 OS塗 有孔ラワンベニヤ t5.5 張り OS塗 ※張替え部分は図示による	現状のまま RB種処理の上 SOP塗	—	—	RB種処理の上 SOP塗			
	ギヤリ-	改修前	【モルタル塗り押え目地切仕上】	モルタル塗 H=100				S	有孔ラワンベニヤ t5.5 張り【OS塗】(木軸)	木毛セメント板張り t25 鉄骨小屋組み【OP又SOP塗】	—	—	手摺:スチール製【OP塗】		
		改修後	モルタル下地 塗床 1本杉樹脂系 防塵タイプ	下地補修の上(カチン系) 塗床 1本杉樹脂系 防塵タイプ				S	RB種処理の上 OS塗	現状のまま RB種処理の上 SOP塗	—	—	RB種処理の上 SOP塗		
	調光室	改修前	【モルタル塗【ビニースタイル張り(1本杉樹脂接着剤)】	ラワン H=75【OS塗】 ラワン H=75 OS塗】				S	グラスボード t12 ジョイント工法【SEP塗】(木軸) 【グラスボード t12 ジョイント工法】 SEP塗】(木軸)	【グラスボード t9 底目地張り】 SEP塗 ロー-仕上】 【※軽量鉄骨天井下地共】	【塩ビ製】	CH=2600	手摺:白ワラシ【OSCL塗】 鉄部【OP塗】		
		改修後	モルタル下地 複層ビニル床シートB t2.0 張り(エポキシ樹脂接着剤)	RB種処理の上 OS塗 杉 21×75 OS塗				S	RB種処理の上 EP塗 合板 t=9 SOP塗	GB-D t9.5mm張り ※軽量鉄骨天井下地共(補強材共)	塩ビ製	CH=2600	RB種処理の上 OSCL塗 RB種処理の上 SOP塗		
	教官室	改修前	【モルタル塗【ビニースタイル張り(1本杉樹脂接着剤)】 【カベ-ット敷】	ラワン H=75【OS塗】 ラワン H=75 OS塗】				S S M	【グラスボード t12 ジョイント工法】 SEP塗】(木軸)張り替え部分 グラスボード t12 ジョイント工法【SEP塗】(木軸)塗替え部分 【木製間仕切:ベニヤ t=5.5】	【GB-D t9.5mm張り】 【※軽量鉄骨天井下地共】	【塩ビ製】	CH=2600	手摺:白ワラシ【OSCL塗】 : 鉄部【OP塗】 スチール製 ラック【OP塗】 【鏡】		
		改修後	モルタル下地 直張りフロアリング t13 塗装品	RB種処理の上 OS塗 杉 21×75 OS塗 ビニル巾木 H=100				S S LGS	GB-R t12.5mm 張りの上 EP塗 合板 t=9 SOP塗 LGS65型下地 GB-R t12.5mm 張りの上 EP塗	GB-D t9.5mm張り ※軽量鉄骨天井下地共(補強材共)	塩ビ製	CH=2600	RB種処理の上 OSCL塗 : RB種処理の上 SOP塗 RB種処理の上 SOP塗 鏡(350×450)		
風除室	改修前	モルタル金コシ押え 目地切共	モルタル H=100				C	コンクリート打ち放し 下地処理の上【アクリリシ吹付】	鉄骨露出及び折板裏【OP又はSOP塗】	—	—				
	改修後	下地補修の上(カチン系) 塗床 1本杉樹脂系 防塵タイプ	下地補修の上(カチン系) 塗床 1本杉樹脂系 防塵タイプ				C	サウダ-工法 全面 C-1(カチン系)の上 防水型外装薄塗材E(単層弾性塗材)	RB種処理の上 SOP塗	—	—				
GB-R	石膏ボード	9.5mm(準不燃) 12.5mm(不燃) 15.0mm(不燃)	OM-9828(準不燃) NM-8619(不燃)	DR	ロックウール化粧吸音板	9.0mm(不燃)		NM-8599(不燃)	WF	木製床組					
GB-S	シーリング石膏ボード	9.5mm(準不燃) 12.5mm(不燃)	OM-9826(準不燃) NM-9639(不燃)	FK	無石棉ケイ酸カルシウム板(0.8FK)	6.0mm(不燃) 8.0mm(不燃)		NM-8578(不燃)	SF	鋼製床組					
GB-D	化粧石膏ボード(トラン-チン)	9.5mm(準不燃) 9.5mm(不燃)	OM-0524(準不燃) NM-1864(不燃)		繊維混入石膏板	6.0mm(不燃)		NM-2967(不燃)							
GB-F	強化石膏ボード	12.5mm(不燃) 15.0mm(不燃)	NM-8615(不燃)	GB-R-H	普通硬質石膏ボード	9.5mm(不燃)		NM-1139(不燃)		・全てシックハウス規制の対象外の建築材料を使用すること。					
※  は「石膏」含有建材(レベコ)を示す						徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R6営繕 阿波高等学校 阿波・吉野 体育館改修工事建築	●図面番号 A-05	株式会社 西田設計						
							●図面名 内部仕上げ表	●縮尺 NON(A2)	1級建築士登録 第284578号 山田 学 〒770-0943 徳島市中昭和町2-23-2 TEL(088)654-7766(代)・FAX(088)654-7769						



 工事範囲外

徳島県土整備部営繕課

●工事名  
R6営繕 阿波高等学校 阿波・吉野 体育館改修工事建築

●図面番号  
A-06

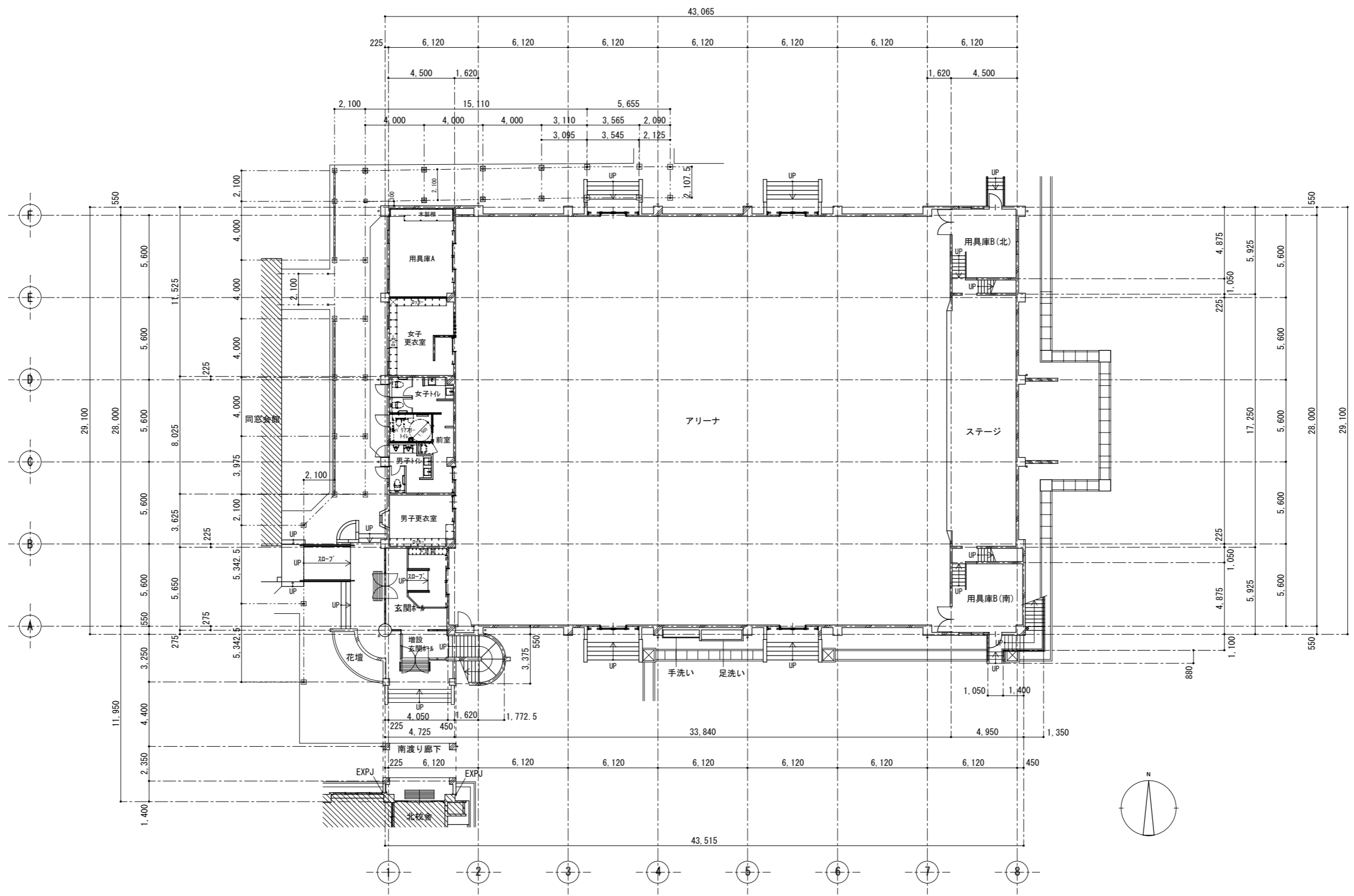
株式会社 西田設計

●図面名  
(改修前) 1階 平面図

●縮尺  
1/200 (A2)

1級建築士登録 第284578号 山田 学  
〒770-0943 徳島市中昭和町2-23-2  
TEL (088) 654-7766(代)・FAX (088) 654-7769





 工事範囲外

徳島県県土整備部営繕課

●工事名  
R6営繕 阿波高等学校 阿波・吉野 体育館改修工事建築

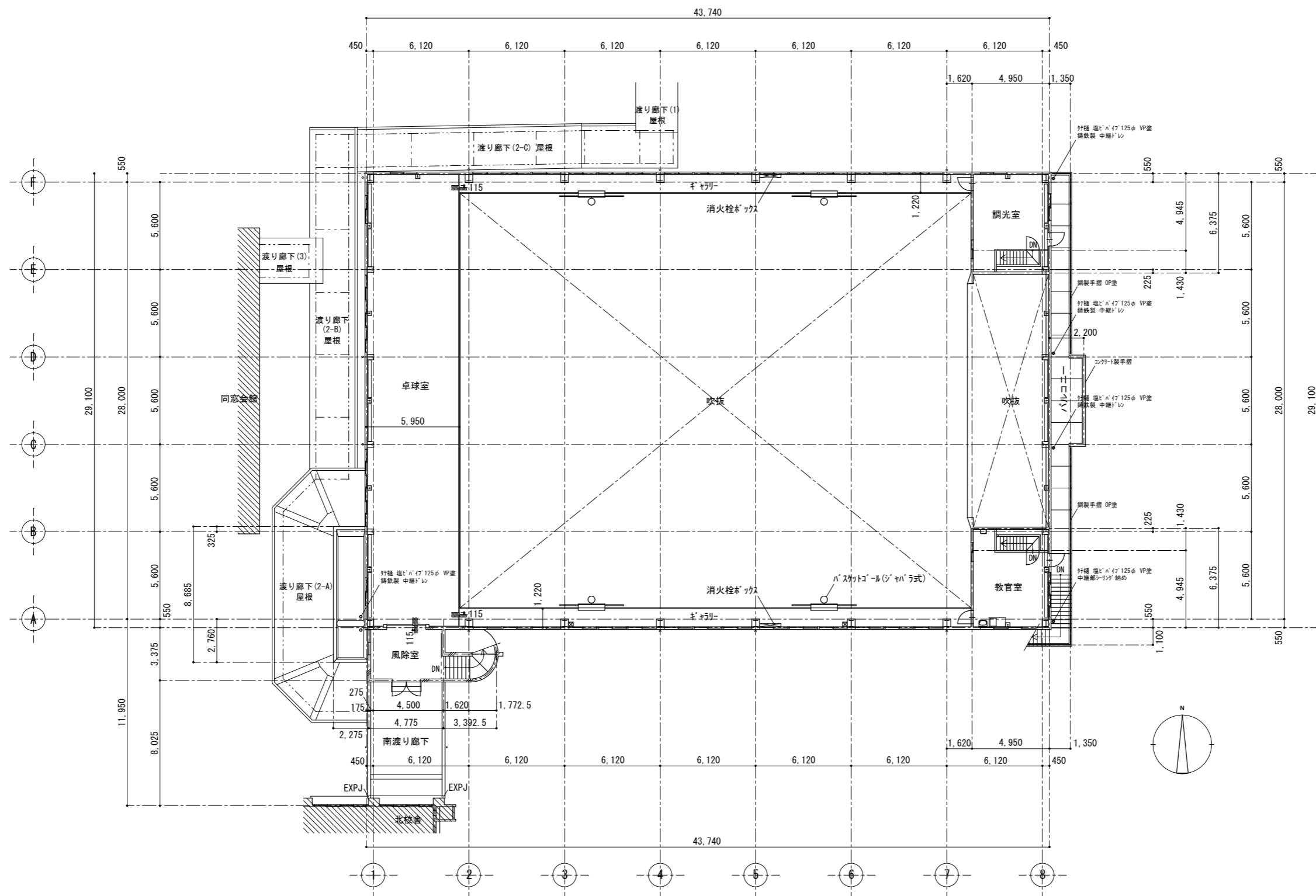
●図面名  
(改修後)1階 平面図


●図面番号  
A-07

●縮尺  
1/200 (A2)

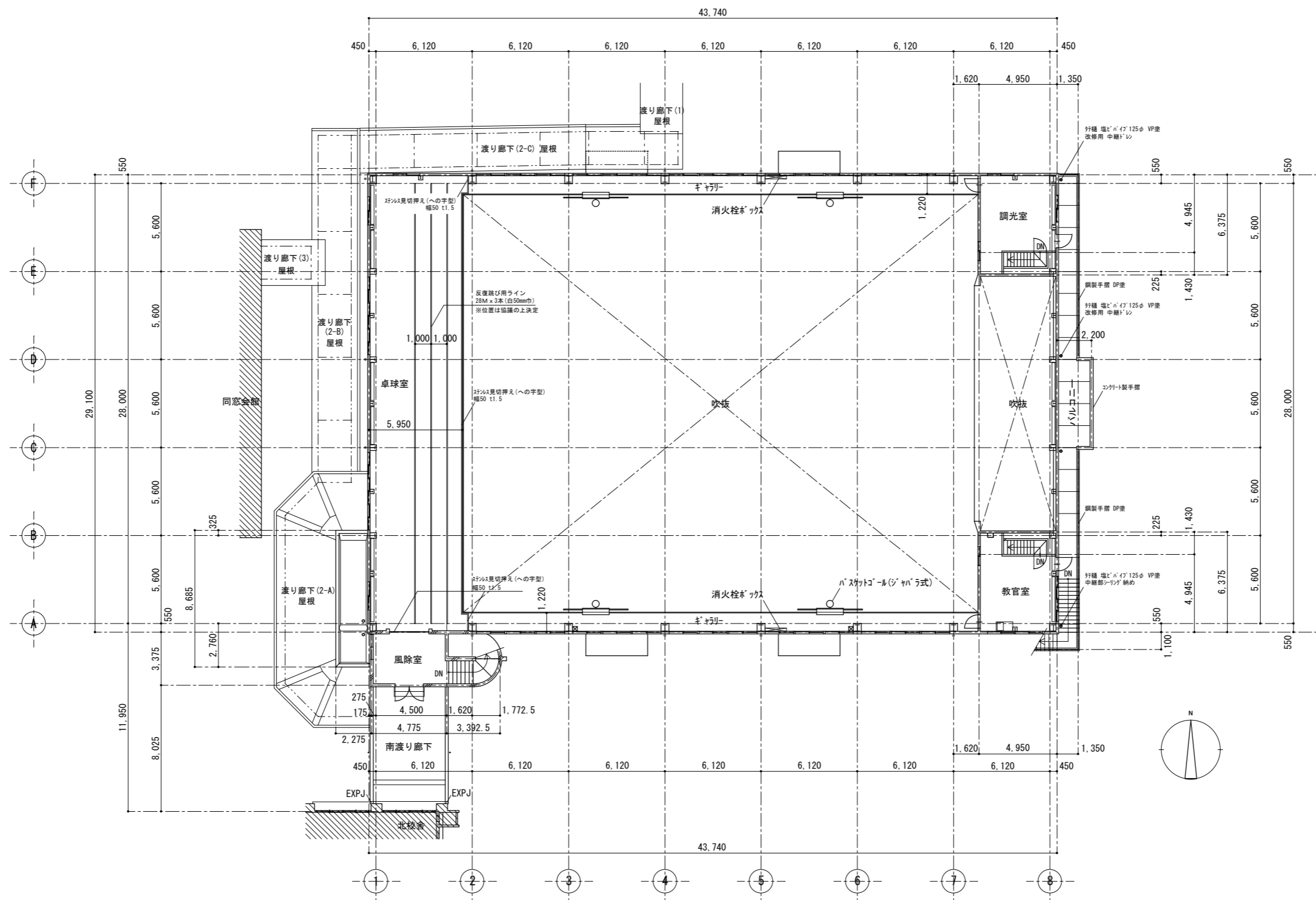
株式会社 西田設計

1級建築士登録 第284578号 山田 学  
〒770-0943 徳島市中昭和町2-23-2  
TEL (088) 654-7766(代)・FAX (088) 654-7769



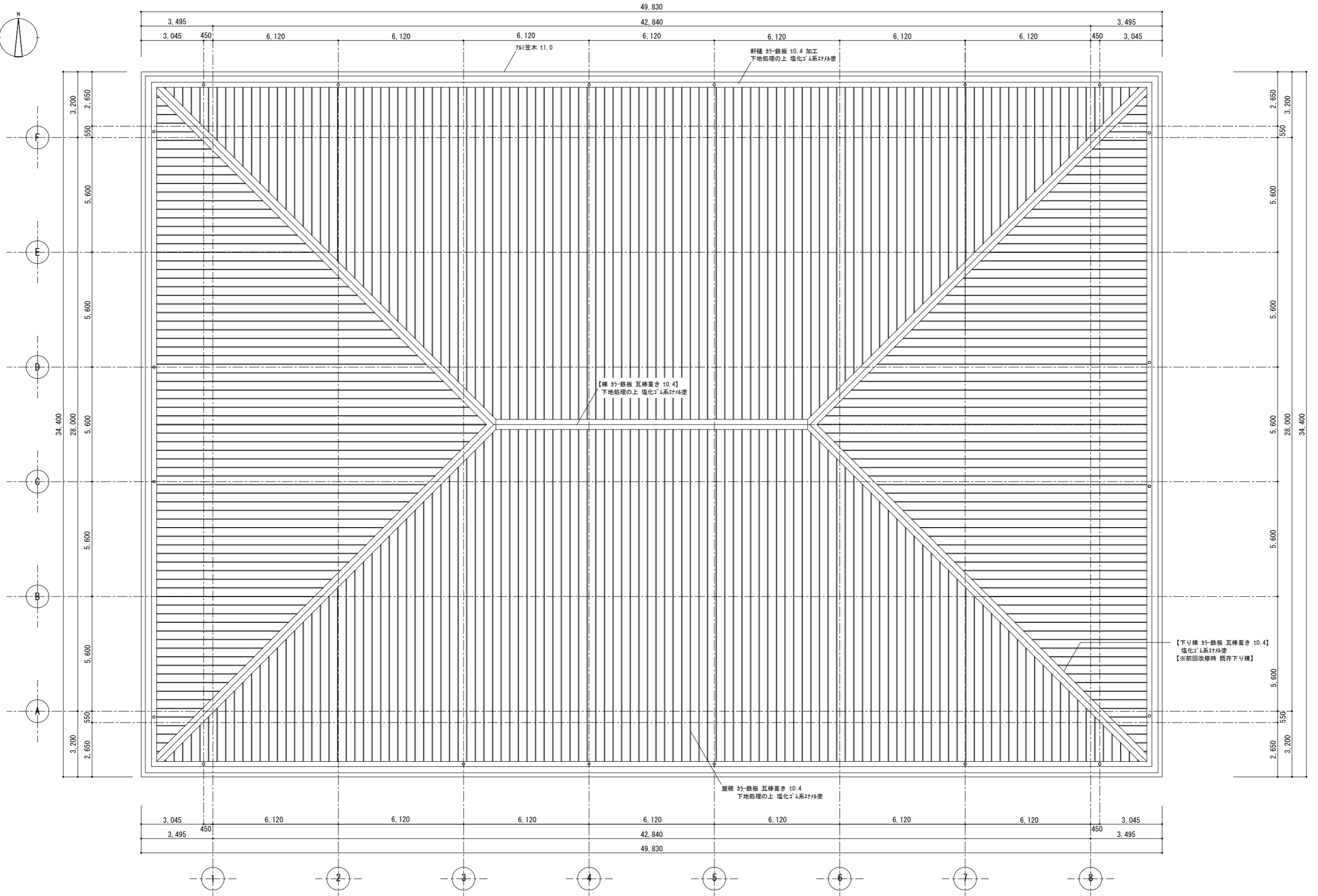
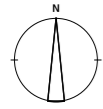
 工事範囲外

徳島県土整備部営繕課 ●工事名 R6 営繕 阿波高等学校 阿波・吉野 体育館改修工事建築 ●図面名 (改修前) 2階 平面図	●図面番号 A-08 ●縮尺 1/200 (A2)	<b>株式会社 西田設計</b> 1級建築士登録 第 284578 号 山田 学 〒770-0943 徳島市中昭和町 2-23-2 TEL (088) 654-7766 (代) ・ FAX (088) 654-7769
--	------------------------------------	--

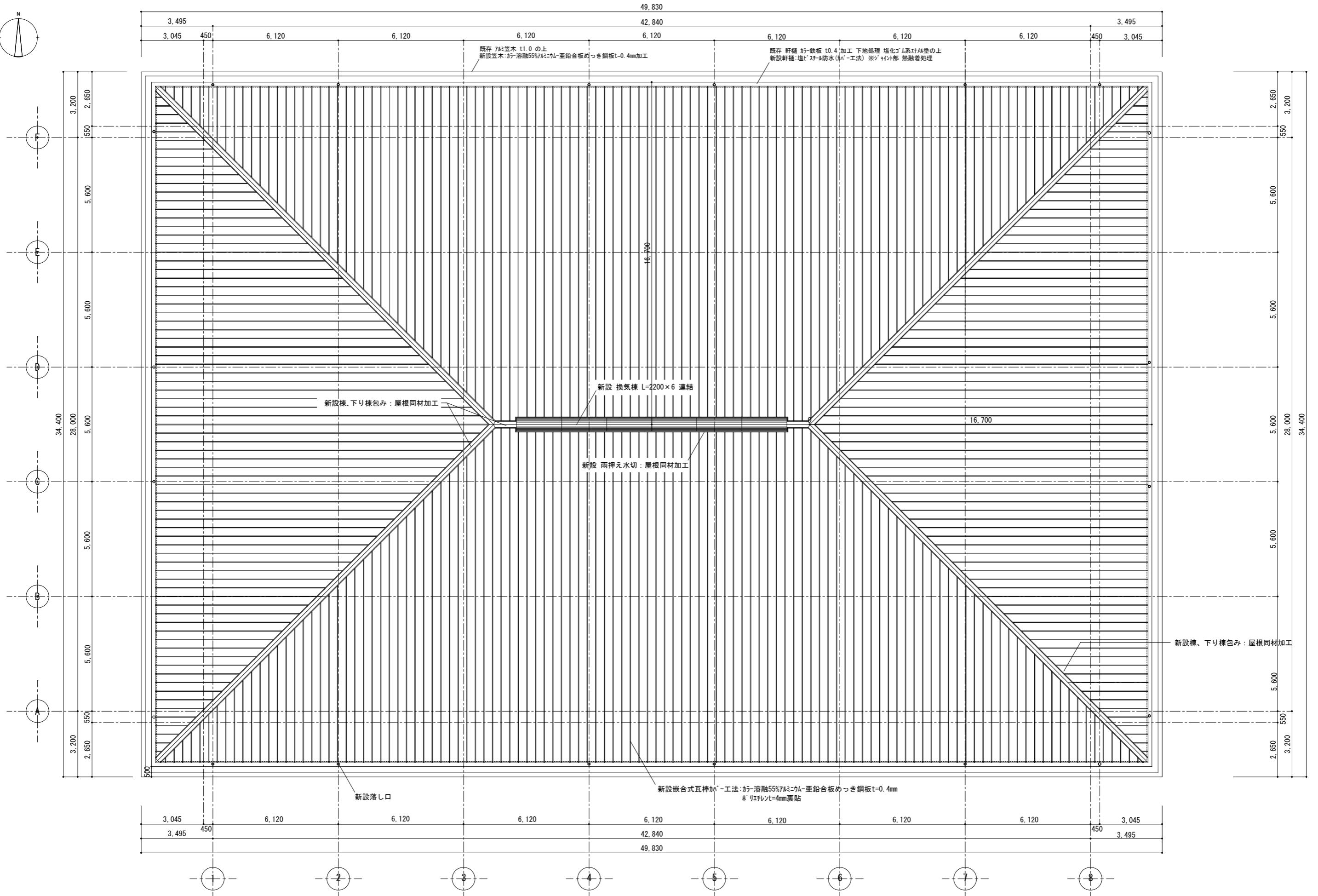
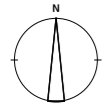


 工事範囲外

徳島県土整備部営繕課	●工事名 R6 営繕 阿波高等学校 阿波・吉野 体育館改修工事建築 ●図面名 (改修後) 2階 平面図	●図面番号 A-09 ●縮尺 1/200 (A2)	株式会社 西田設計 1級建築士登録 第284578号 山田 学 〒770-0943 徳島市中昭和町2-23-2 TEL (088) 654-7766(代)・FAX (088) 654-7769
------------	--	------------------------------------	---



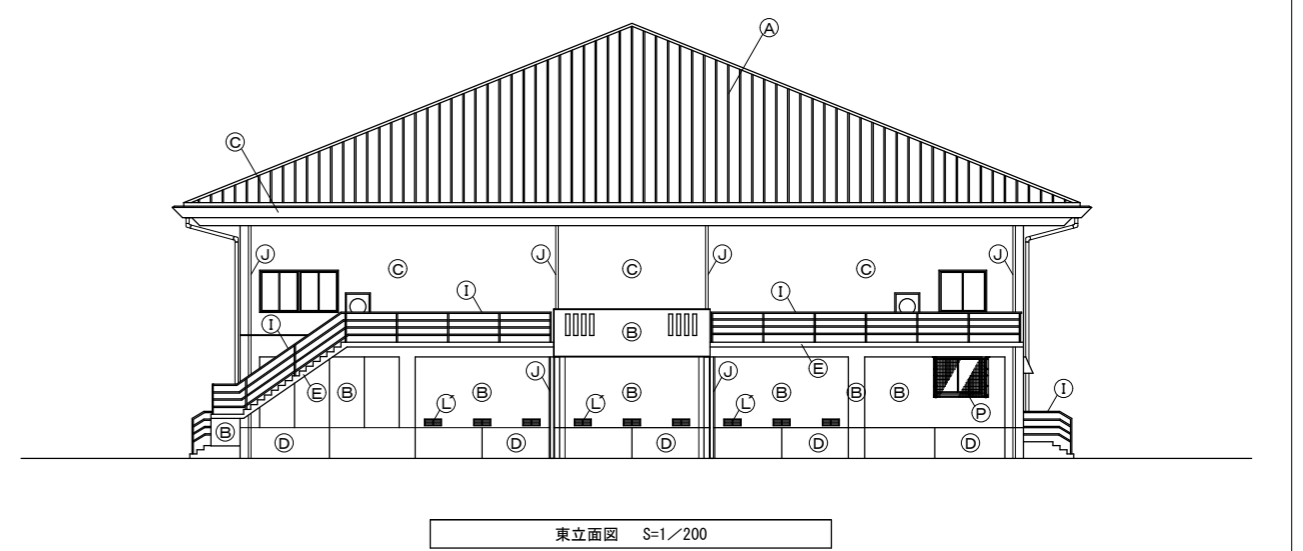
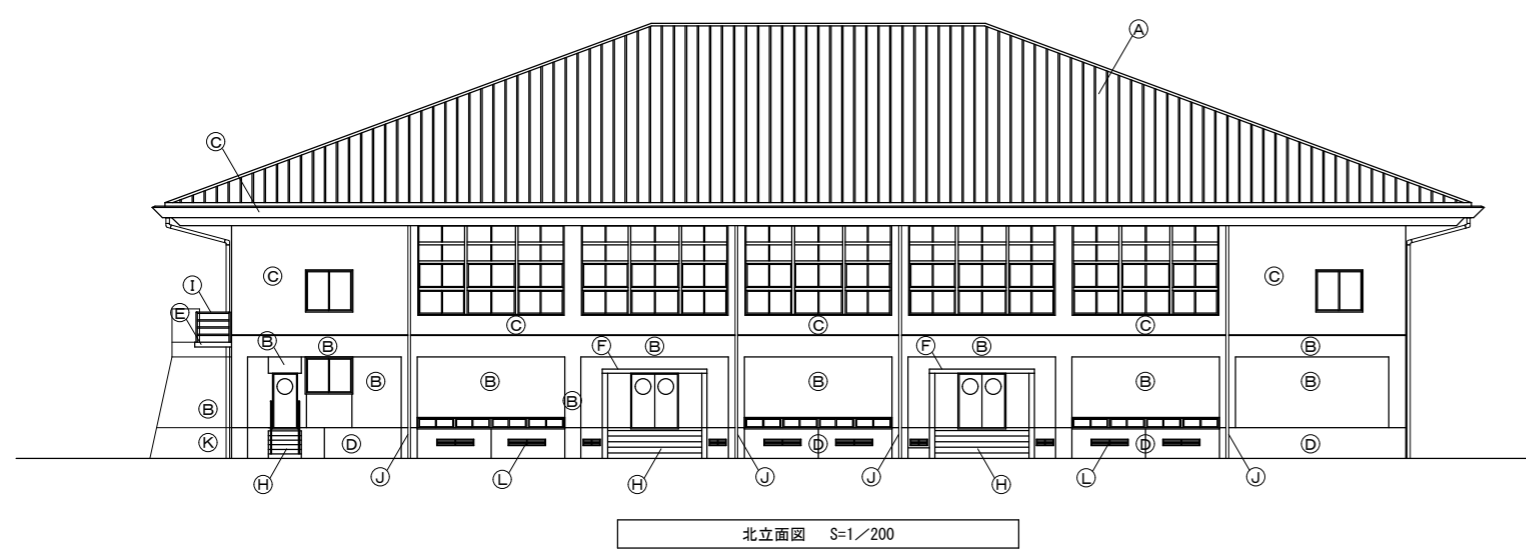
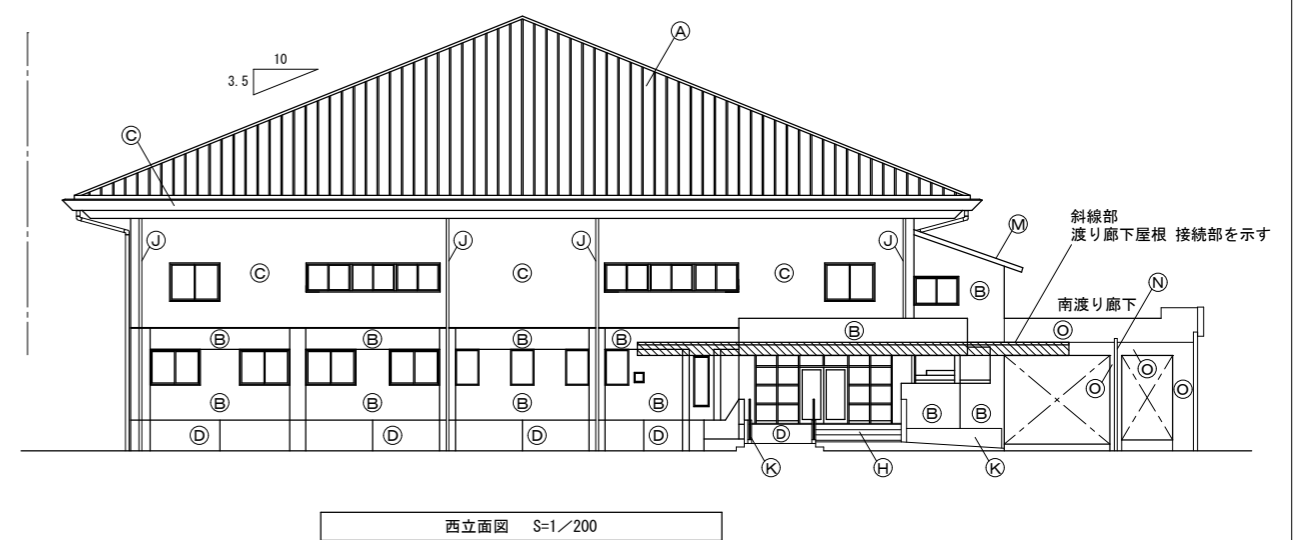
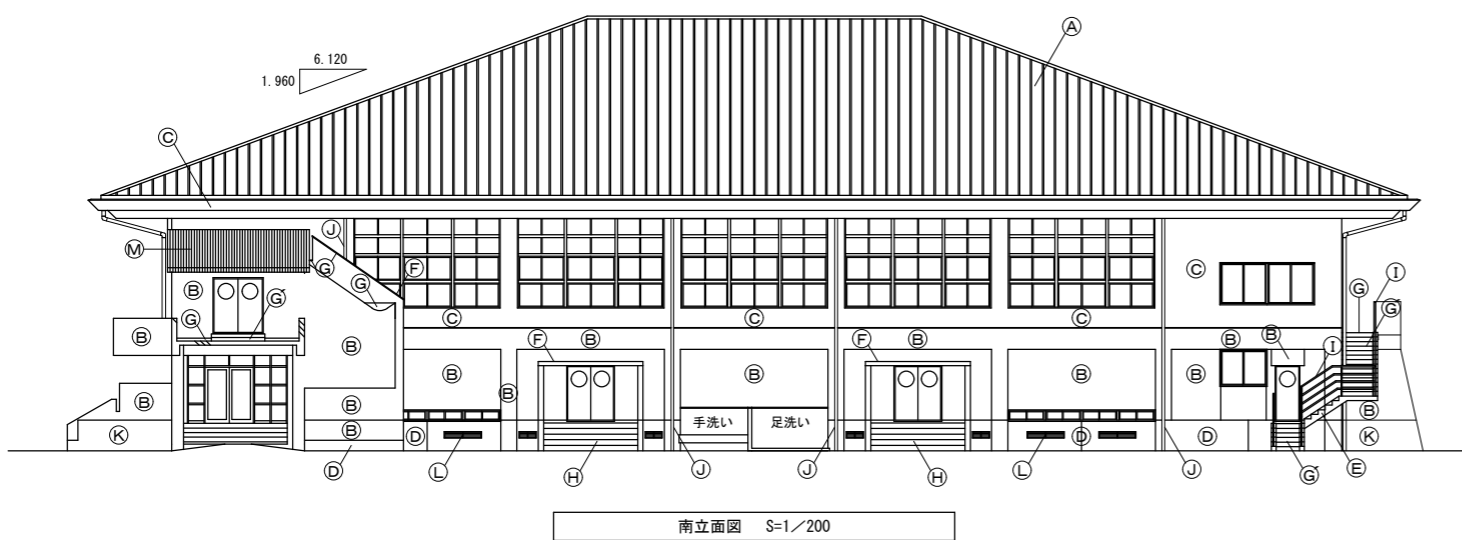
徳島県土整備部営繕課	●工事名 R6 営繕 阿波高等学校 阿波・吉野 体育館改修工事建築	●図面番号 A-10	株式会社 西田設計 1級建築士登録 第284578号 山田 学 〒770-0943 徳島市中昭和町2-23-2 TEL (088) 654-7766(代)・FAX (088) 654-7769
	●図面名 (改修前) 屋根伏図	●縮尺 1/120 (A2)	



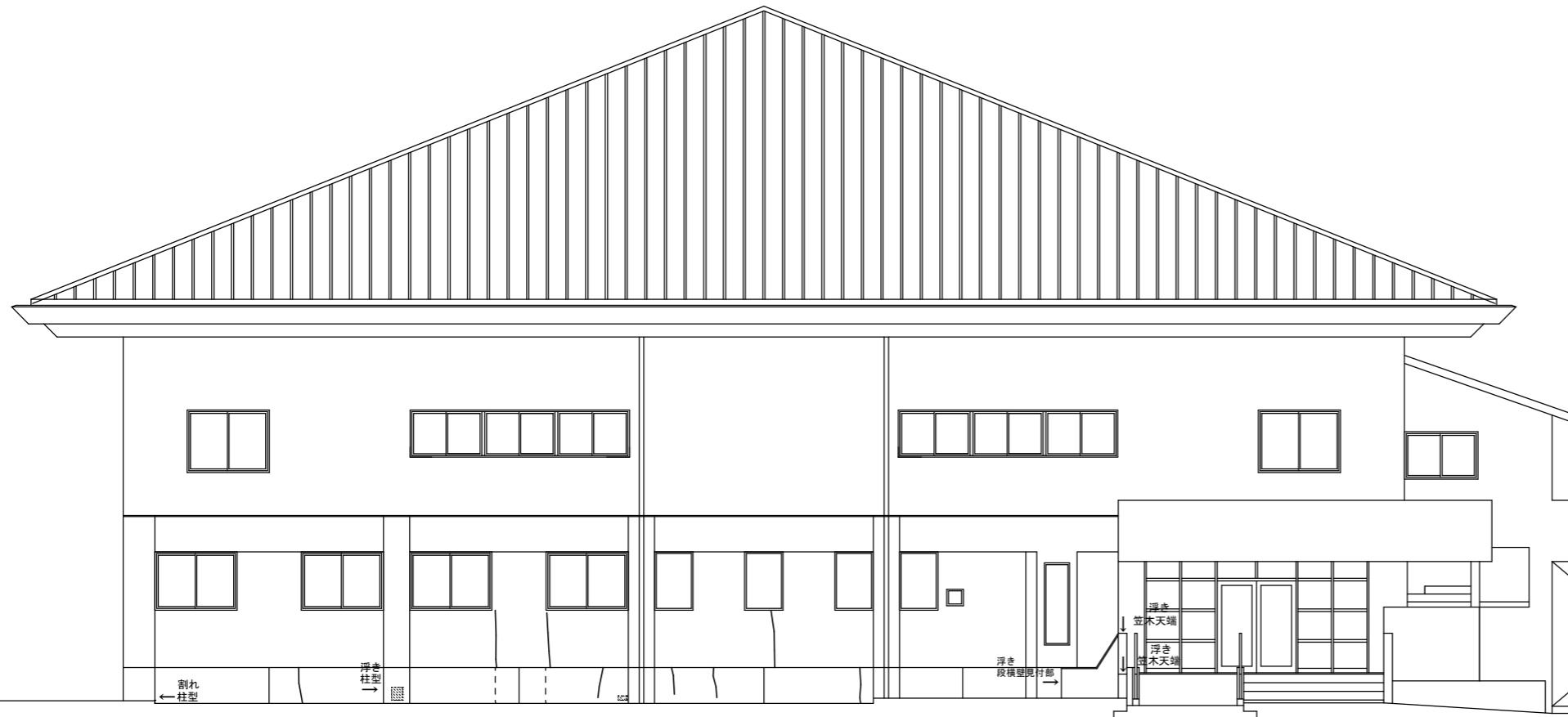
徳島県土整備部営繕課	●工事名 R6 営繕 阿波高等学校 阿波・吉野 体育館改修工事建築	●図面番号 A-11	株式会社 西田設計 1級建築士登録 第284578号 山田 学 〒770-0943 徳島市中昭和町2-23-2 TEL (088) 654-7766(代)・FAX (088) 654-7769
	●図面名 (改修後) 屋根伏図	●縮尺 1/120 (A2)	

A	改修前	カー鉄板 瓦棒葺き t0.4 下地処理の上 塩化ゴム系珪素塗	G	改修前	防水珪素珪素押え	L	改修前	床下換気口 スチール製 【ターボキッ 2回塗】
	改修後	嵌合瓦棒葺き-工法 カー-熔融55%アルミニウム-亜鉛合板めっき鋼板 t0.4 ホリフレイン t4mm裏貼		改修後	高圧水洗 下地処理の上 塗膜防水(X-2)		改修後	RA処理の上 DP塗
B	改修前	コンクリート打ち放し 下地処理の上 【7クリリシ吹付】	G	改修前	防水珪素珪素押え 【段部先端 段鼻タイル】	L	改修前	床下換気口 スチール製 ターボキッ 2回塗 【ベニヤ目隠し板】
	改修後	サンダー工法 全面 C-1(かむ系)の上 防水形外装薄塗材E(単層弾性塗材)		改修後	高圧水洗 下地処理の上 塗膜防水(X-2) 粗面仕上 段先:珪素補修の上		改修後	現状床下換気口+新設 ベニヤ目隠し板
C	改修前	角波カー鉄板 t0.4 下地処理の上 【塩化ゴム系珪素塗】	H	改修前	珪素珪素押え 段部先端 段鼻タイル	M	改修前	折板 H=175程度(三見式 S-60程度)
	改修後	RB処理の上 DP塗		改修後	高圧水洗		改修後	RB処理の上 DP塗
D	改修前	珪素珪素押え	I	改修前	鉄部【OP塗】	N	改修前	【硬質塩ビパイプ 75φ VP塗】※支持金物共
	改修後	高圧水洗		改修後	RB処理の上 DP塗		改修後	塩ビ製 カー VP75 ステンレス支持金物共 伸縮ワット(既設接続用)共
E	改修前	珪素珪素押え【VP塗】	J	改修前	【硬質塩ビパイプ 125φ VP塗】※支持金物共	O	改修前	コンクリート打ち放し
	改修後	RB処理の上 DP塗		改修後	塩ビ製 カー VP125 ステンレス支持金物共 伸縮ワット(既設接続用)共		改修後	高圧水洗 C-1(かむ系)の上 防水形外装薄塗材E(単層弾性塗材)
F	改修前	防水珪素珪素押え	K	改修前	コンクリート打ち放し	P	改修前	【サッシ部ベニヤ板張り】
	改修後	高圧水洗 下地処理の上 塗膜防水(X-2)		改修後	高圧水洗		改修後	防球窓枠フェンス

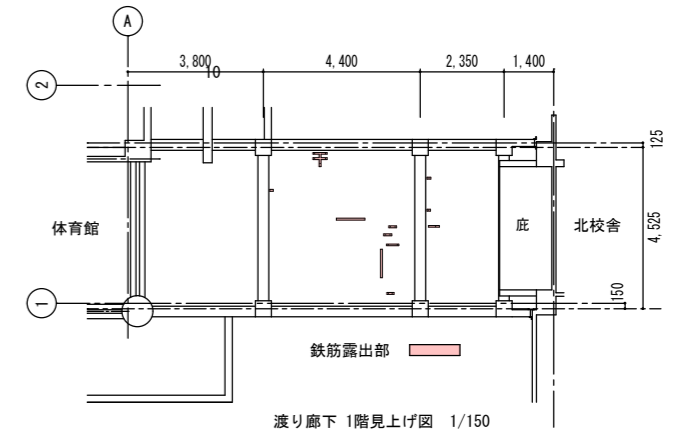
※外部及び内部の既存シーリングについては、再充填工法にて改修を行うこと。  
 ※既設仕上において【〇〇〇〇】カッコ表記のあるものは【撤去】を示す。  
 ※既設仕上において【塗装名】カッコ表記のあるものは【塗替え】を示す。



徳島県県土整備部営繕課	●工事名	R6営繕 阿波高等学校 阿波・吉野 体育館改修工事建築	●図面番号	A-12	株式会社 西田設計 1級建築士登録 第284578号 山田 学 〒770-0943 徳島市中昭和町2-23-2 TEL (088) 654-7766(代)・FAX (088) 654-7769
	●図面名	立面図	●縮尺	1/200 (A2)	



西立面図 S=1/100



南立面図 S=1/100

- ひび割れを示す (幅1.0mmを超えるものは幅表記、幅表記がないものは0.2~1.0mm以下を示す)
- - - ひび割れ補修跡を示す
- 割れ・欠損を示す
- 浮きを示す

徳島県土整備部営繕課

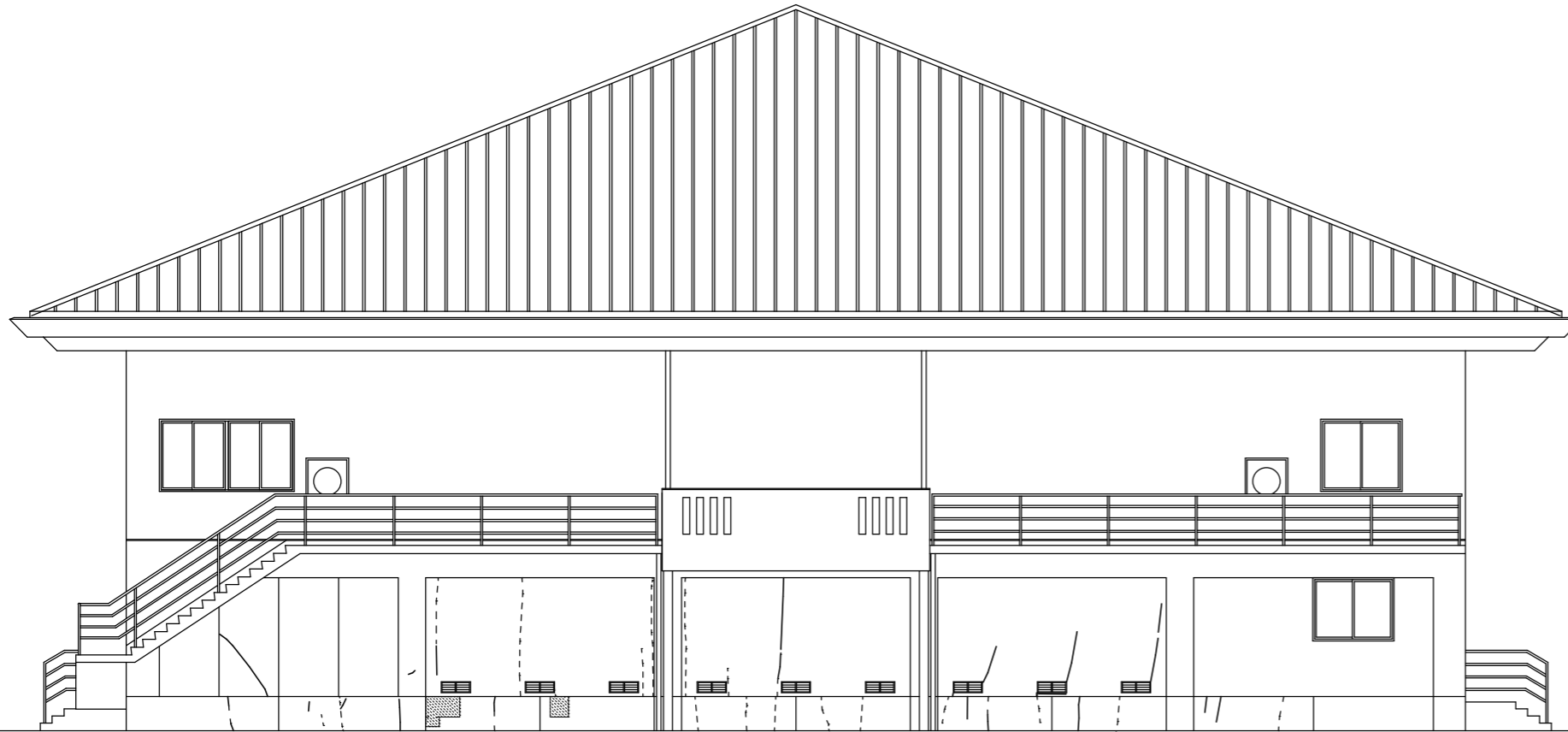
●工事名 R6営繕 阿波高等学校 阿波・吉野 体育館改修工事建築

●図面番号 A-13

株式会社 西田設計  
 1級建築士登録 第284578号 山田 学  
 〒770-0943 徳島市中昭和町2-23-2  
 TEL (088) 654-7766(代)・FAX (088) 654-7769

●図面名 外部調査 (ひび割れ部、浮き部等) 西面・南面立面図

●縮尺 1/100 1/150(A2)



東立面図 S=1/100

コンクリート面

劣化内容	工法	単位	数量					集計表
			東面	西面	南面	北面	渡り廊下	
ひび割れ部 ひび割れ幅: 0.2mm以上1.0mm以下	樹脂注入工法	m	9.32	3.58	2.00	16.08	-	30.98 m
ひび割れ部 ひび割れ幅: 1.0mm超	Uカットシーリング材充填工法	m	-	-	-	-	-	- m
欠損 鉄筋露出部	鉄筋防錆塗 エポキシ樹脂モルタル充填工法	m	-	-	-	-	3.04	3.04 m
欠損 浅い欠損	ポリマーセメントモルタル充填工法	m	-	-	0.20	-	-	0.20 m

モルタル面

劣化内容	工法	単位	数量					集計表
			東面	西面	南面	北面	渡り廊下	
ひび割れ部 ひび割れ幅: 0.2mm以上1.0mm以下	樹脂注入工法	m	4.00	8.14	0.81	0.81	-	13.27 m
ひび割れ部 ひび割れ幅: 1.0mm超	Uカットシーリング材充填工法	m	-	-	-	-	-	- m
欠損 鉄筋露出部	鉄筋防錆塗 エポキシ樹脂モルタル充填工法	m	-	-	-	-	-	- m
欠損 浅い欠損	ポリマーセメントモルタル充填工法	m	-	0.20	0.48	-	-	0.68 m
浮き モルタル浮き部 (0.25m <sup>2</sup> 以上)	アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入	m <sup>2</sup>	0.34	-	0.73	1.38	-	2.45 m <sup>2</sup>
浮き モルタル浮き部 (0.25m <sup>2</sup> 未満)	アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入	か所	2	6	15	24	-	47か所

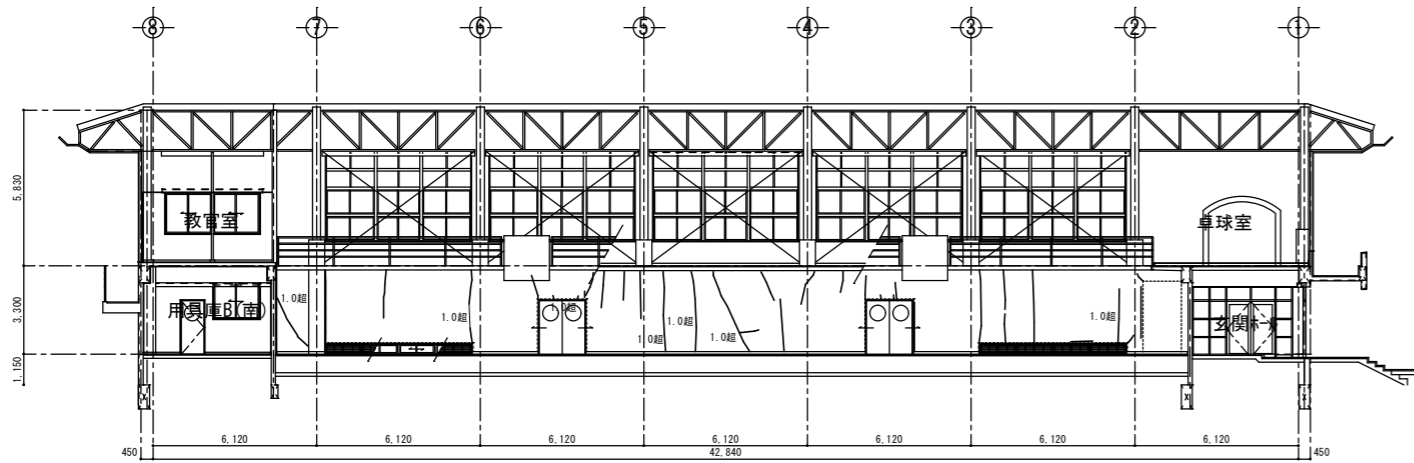
- ひび割れを示す (幅1.0mmを超えるものは幅表記、幅表記がないものは0.2~1.0mm以下を示す)
- - - ひび割れ補修跡を示す
- 割れ・欠損を示す
- 浮きを示す



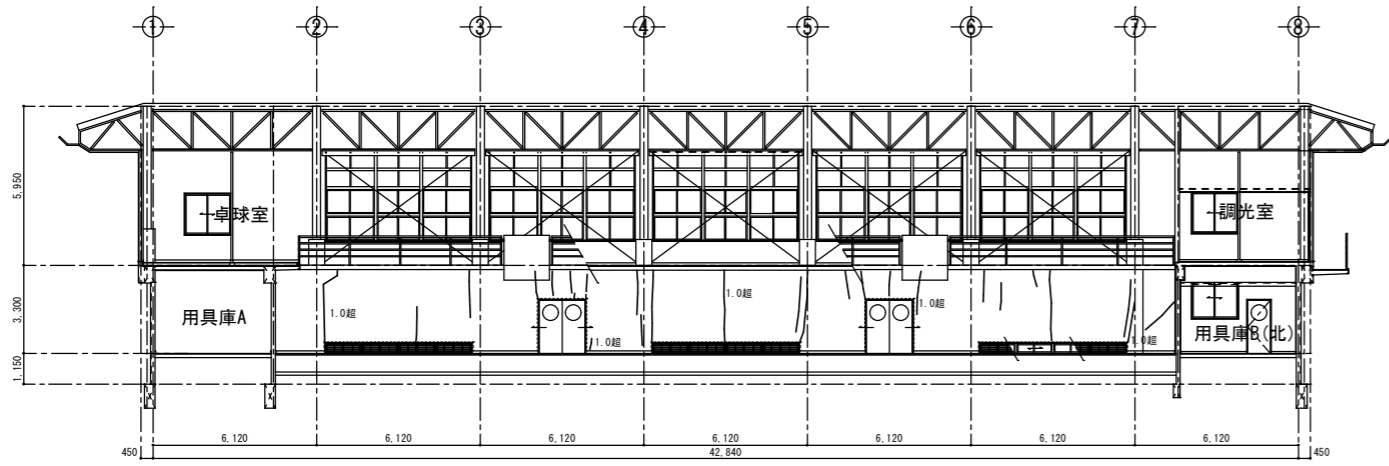
北立面図 S=1/100

徳島県土整備部営繕課	●工事名 R6営繕 阿波高等学校 阿波・吉野 体育館改修工事建築	●図面番号 A-14	株式会社 西田設計 1級建築士登録 第284578号 山田 学 〒770-0943 徳島市中昭和町2-23-2 TEL (088) 654-7766(代)・FAX (088) 654-7769
	●図面名 外部調査 (ひび割れ部、浮き部等) 東面・北面立面図	●縮尺 1/100 (A2)	

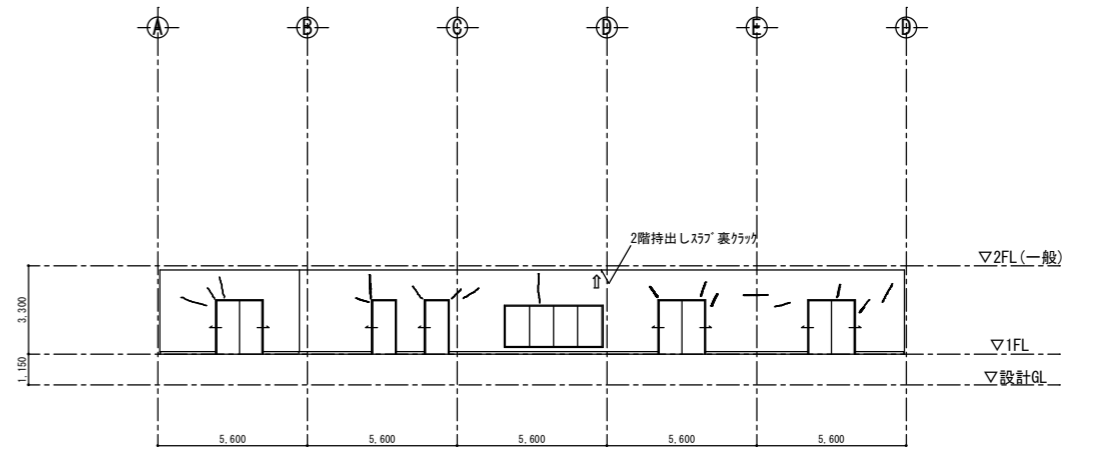




南面



北面



西面

コンクリート面

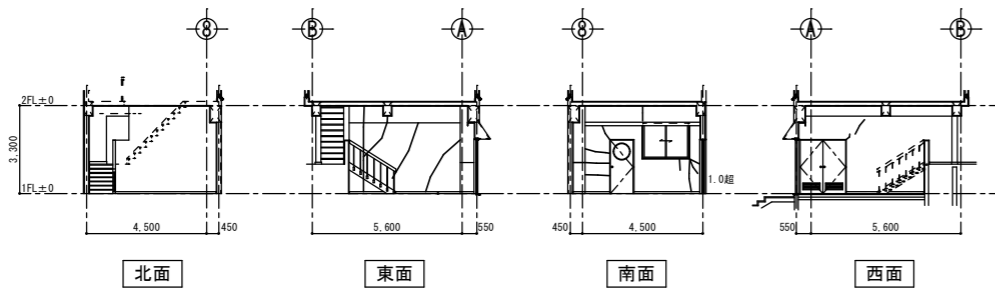
劣化内容	工法	単位	数量				集計表	
			東面	西面	南面	北面		
ひび割れ部 ひび割れ幅: 0.2mm以上1.0mm以下	樹脂注入工法	m	-	16.70	28.25	26.30	-	71.25 m
ひび割れ部 ひび割れ幅: 1.0mm超	リカットシール材充填工法	m	-	-	15.95	8.50	-	24.45 m
欠損 鉄筋露出部	鉄筋防錆塗 エポキシ樹脂モルタル充填工法	m	-	-	-	-	-	- m
欠損 浅い欠損	ポリマーセメントモルタル充填工法	m	-	-	-	-	-	- m

モルタル面

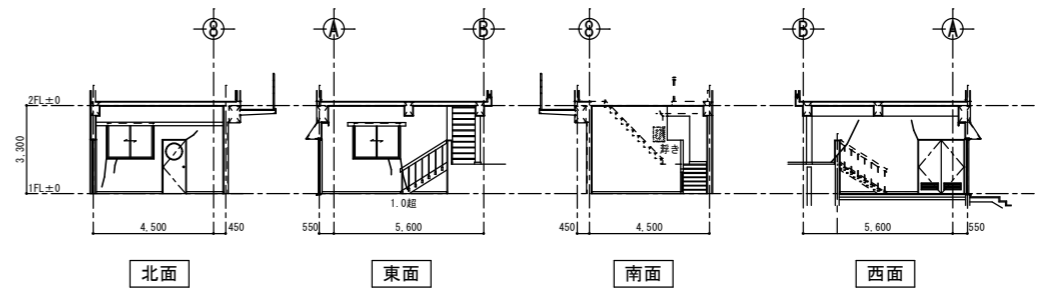
劣化内容	工法	単位	数量				集計表	
			東面	西面	南面	北面		
ひび割れ部 ひび割れ幅: 0.2mm以上1.0mm以下	樹脂注入工法	m	-	-	-	-	21.33	21.33 m
ひび割れ部 ひび割れ幅: 1.0mm超	リカットシール材充填工法	m	-	-	-	-	1.93	1.93 m
欠損 鉄筋露出部	鉄筋防錆塗 エポキシ樹脂モルタル充填工法	m	-	-	-	-	-	- m
欠損 浅い欠損	ポリマーセメントモルタル充填工法	m	-	-	-	-	-	- m
浮き モルタル浮き部 (0.25㎡以上)	アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入	m <sup>2</sup>	-	-	-	-	-	- m <sup>2</sup>
浮き モルタル浮き部 (0.25㎡未満)	アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入	か所	-	-	-	-	1	1か所

- ひび割れを示す (幅1.0mmを超えるものは幅表記、幅表記がないものは0.2~1.0mm以下を示す)
- - - - ひび割れ補修跡を示す
- 割れ・欠損を示す
- 浮きを示す

用具庫B(南)



用具庫B(北)



徳島県土整備部営繕課

●工事名  
R6営繕 阿波高等学校 阿波・吉野 体育館改修工事建築

●図面名  
内壁調査 (ひび割れ部等)

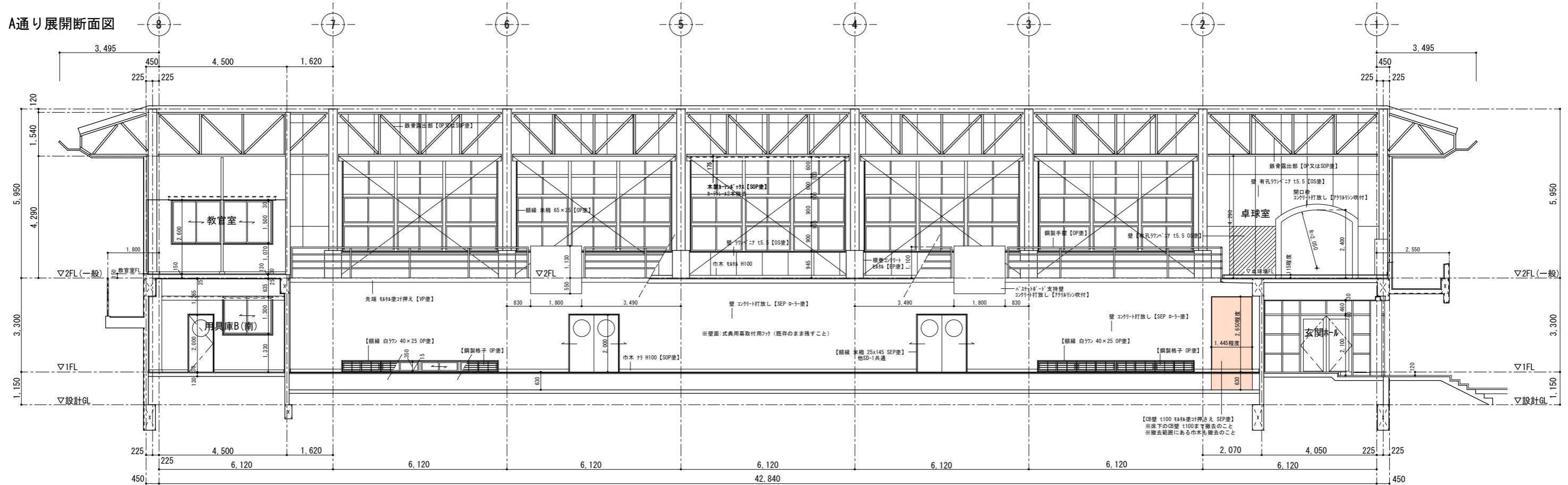
●図面番号  
A-15

●縮尺  
1/200 (A2)

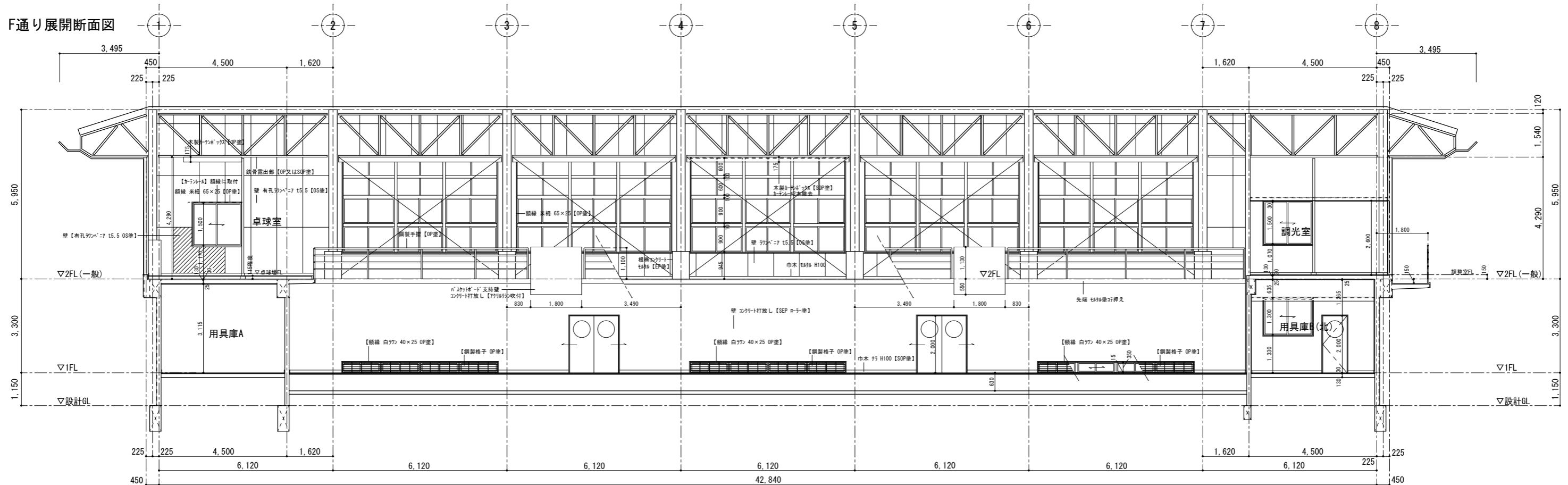
株式会社 西田設計

1級建築士登録 第284578号 山田 学  
〒770-0943 徳島市中昭和町2-23-2  
TEL (088) 654-7766 (代) ・ FAX (088) 654-7769

A通り展開断面図



F通り展開断面図



※用具庫、教室、調光室などの改修は、各展開図を参照のこと。  
 ※建具の改修は、建具表を参照のこと。

徳島県県土整備部営繕課

●工事名  
 R6営繕 阿波高等学校 阿波・吉野 体育館改修工事建築

●図面名  
 (改修前) A・F通り 展開断面図

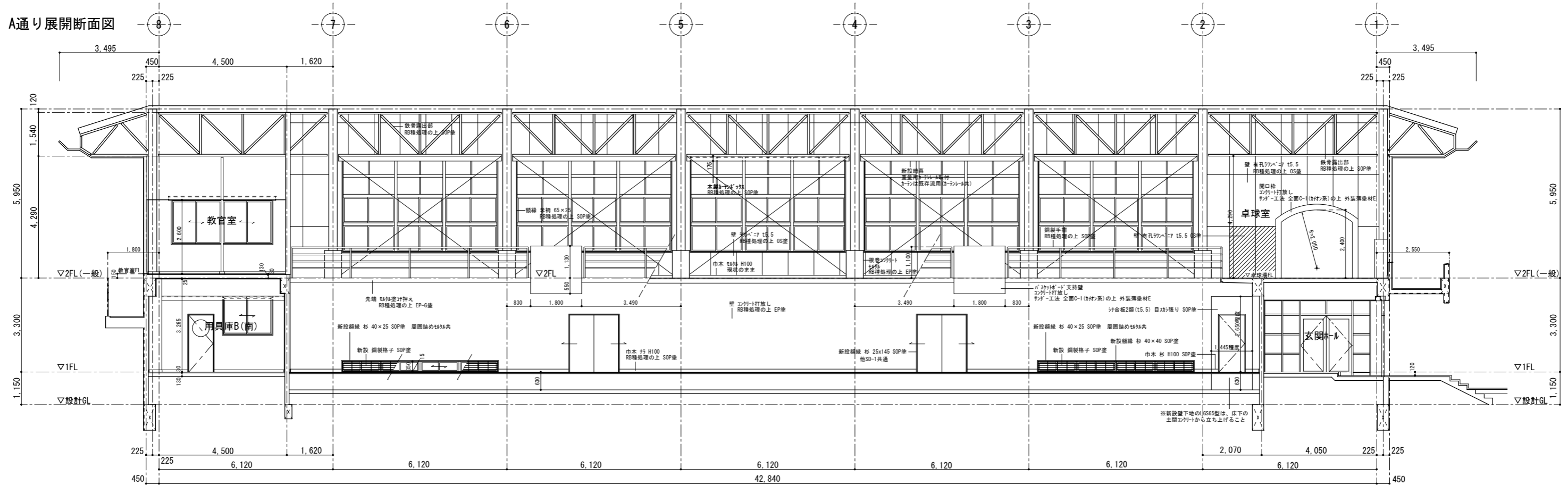
●図面番号  
 A-16

●縮尺  
 1/100 (A2)

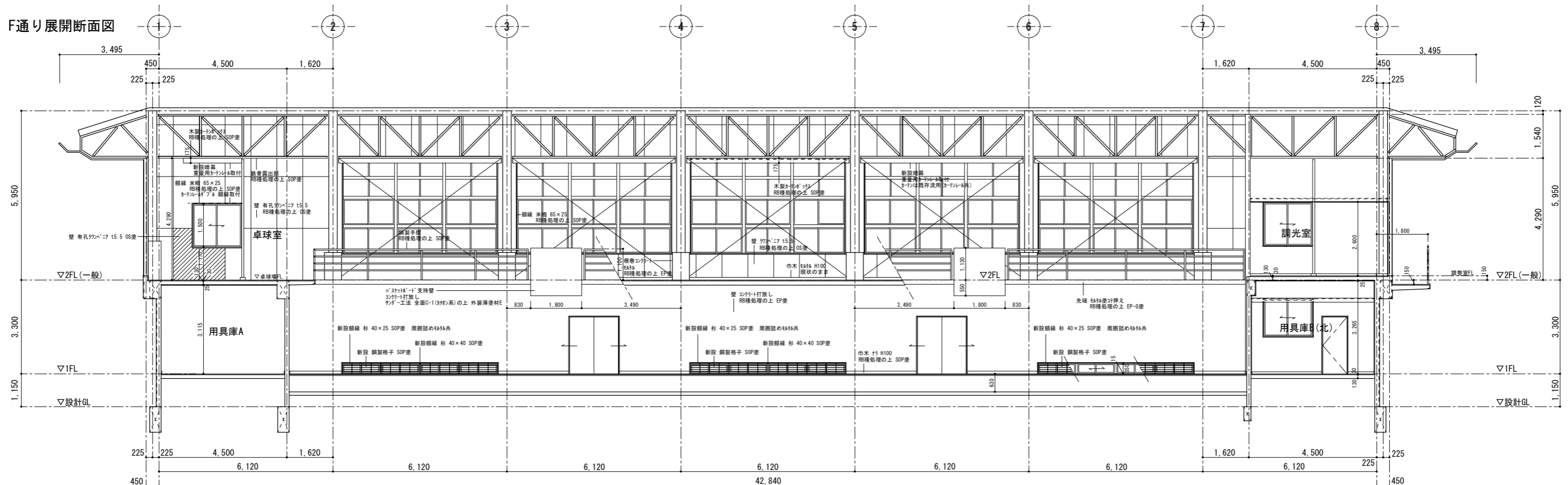
株式会社 西田設計

1級建築士登録 第284578号 山田 学  
 〒770-0943 徳島市中昭和町2-23-2  
 TEL (088) 654-7766(代)・FAX (088) 654-7769

A通り展開断面図



F通り展開断面図



※用具庫、教室、調光室などの改修は、各展開図を参照のこと。  
 ※建具の改修は、建具表を参照のこと。

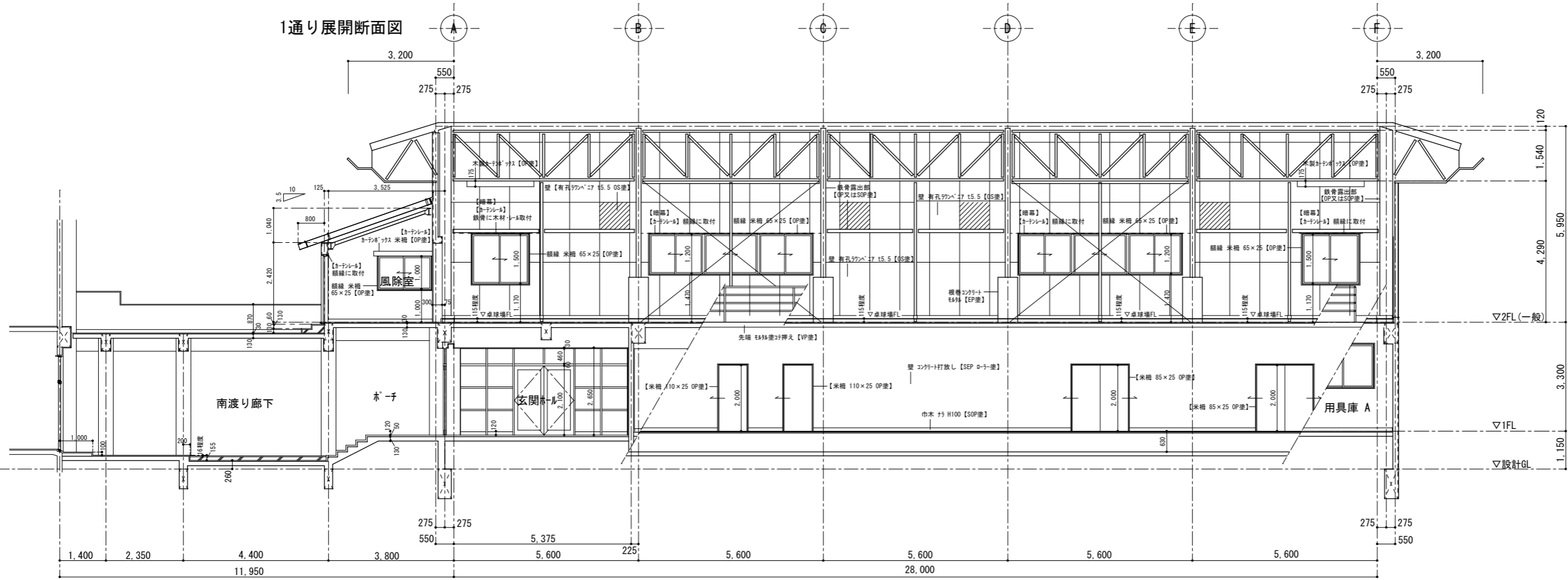
徳島県土整備部管轄課

●工事名  
 R6営繕 阿波高等学校 阿波・吉野 体育館改修工事建築  
 ●図面名  
 (改修後) A・F通り 展開断面図

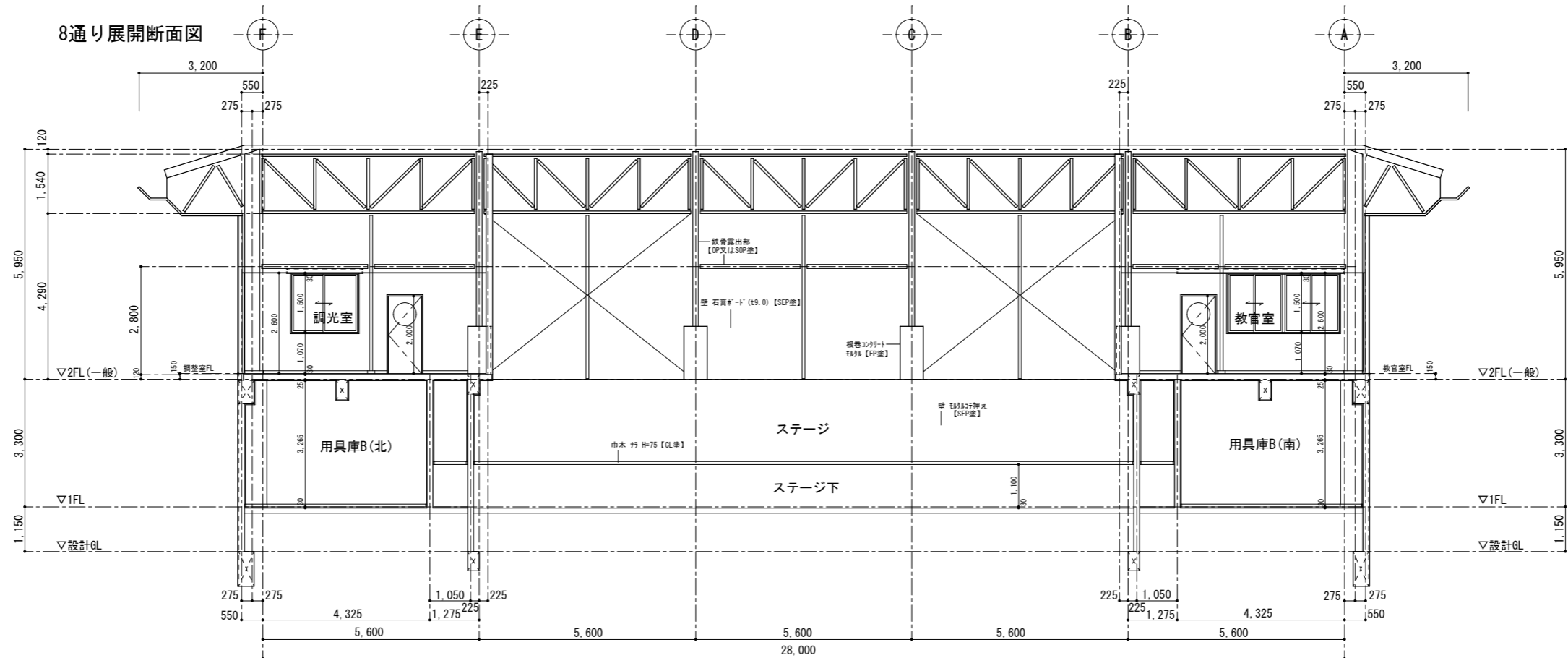
●図面番号  
 A-17  
 ●縮尺  
 1/100 (A2)

株式会社 西田設計  
 1級建築士登録 第284578号 山田 学  
 〒770-0943 徳島市中昭和町2-23-2  
 TEL (088) 654-7766 (代) ・ FAX (088) 654-7769

1通り展開断面図



8通り展開断面図



※用具庫、教室、調光室などの改修は、各展開図を参照のこと。  
 ※建具の改修は、建具表を参照のこと。

徳島県土整備部管轄課

●工事名  
 R6 営繕 阿波高等学校 阿波・吉野 体育館改修工事建築

●図面名  
 (改修前) 1・8通り 展開断面図

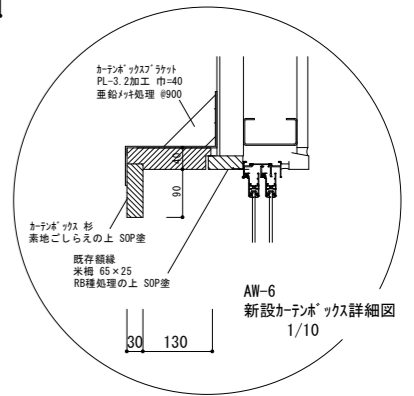
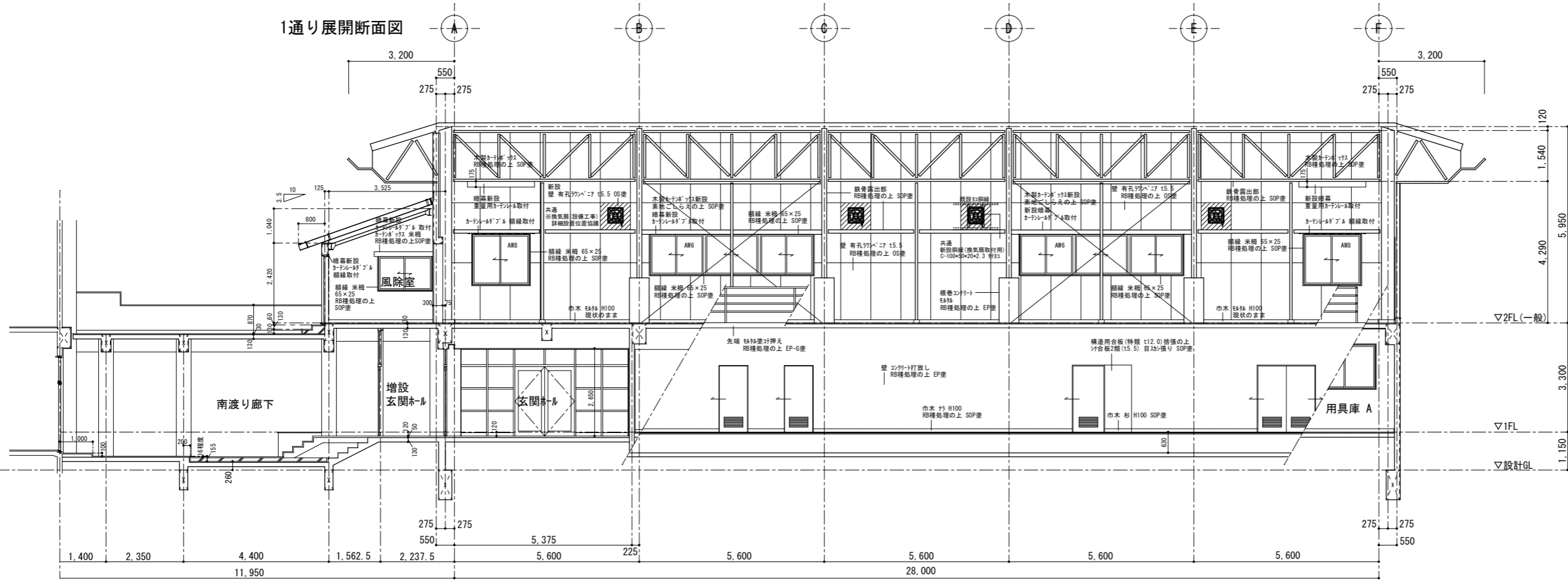
●図面番号  
 A-18

●縮尺  
 1/100 (A2)

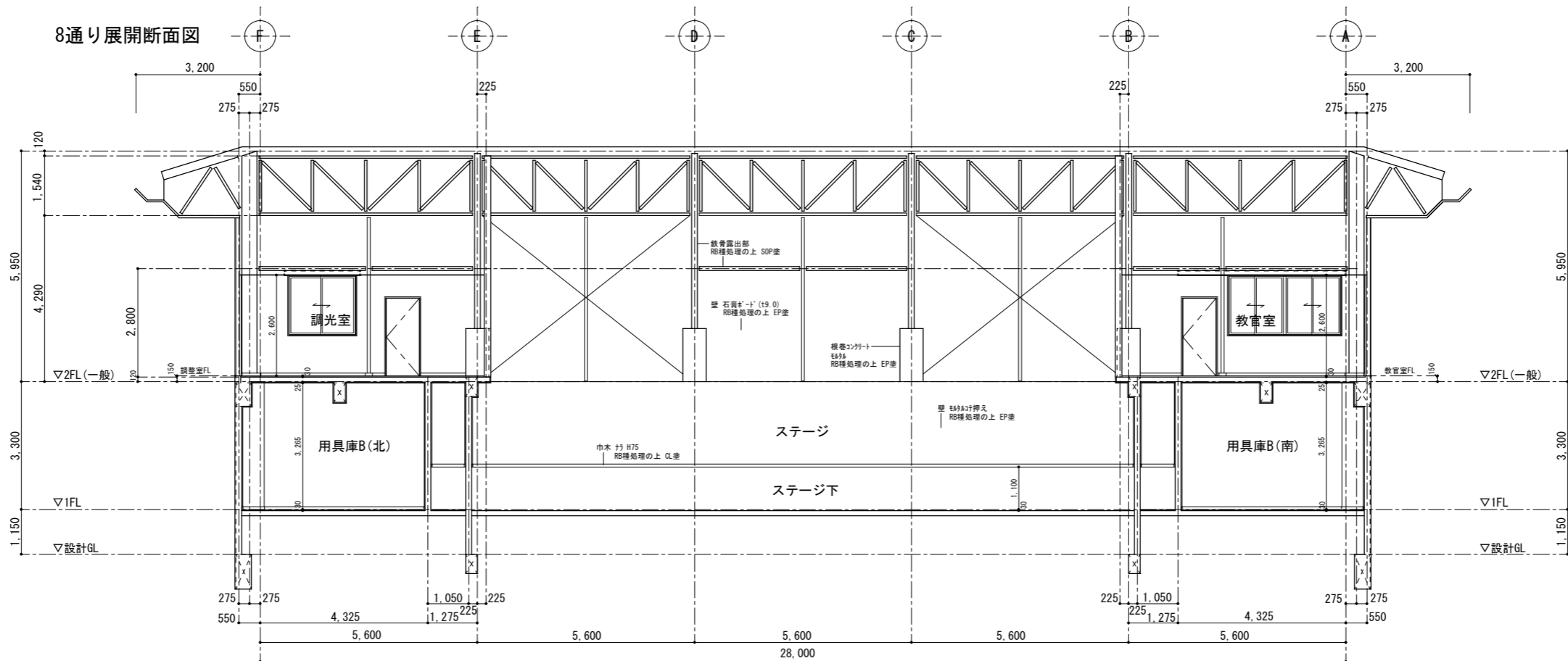
株式会社 西田設計

1級建築士登録 第284578号 山田 学  
 〒770-0943 徳島市中昭和町2-23-2  
 TEL (088) 654-7766(代)・FAX (088) 654-7769

1通り展開断面図



8通り展開断面図



※用具庫、教室室、調光室などの改修は、各展開図を参照のこと。  
 ※建具の改修は、建具表を参照のこと。

徳島県土整備部営繕課

●工事名  
R6 営繕 阿波高等学校 阿波・吉野 体育館改修工事建築

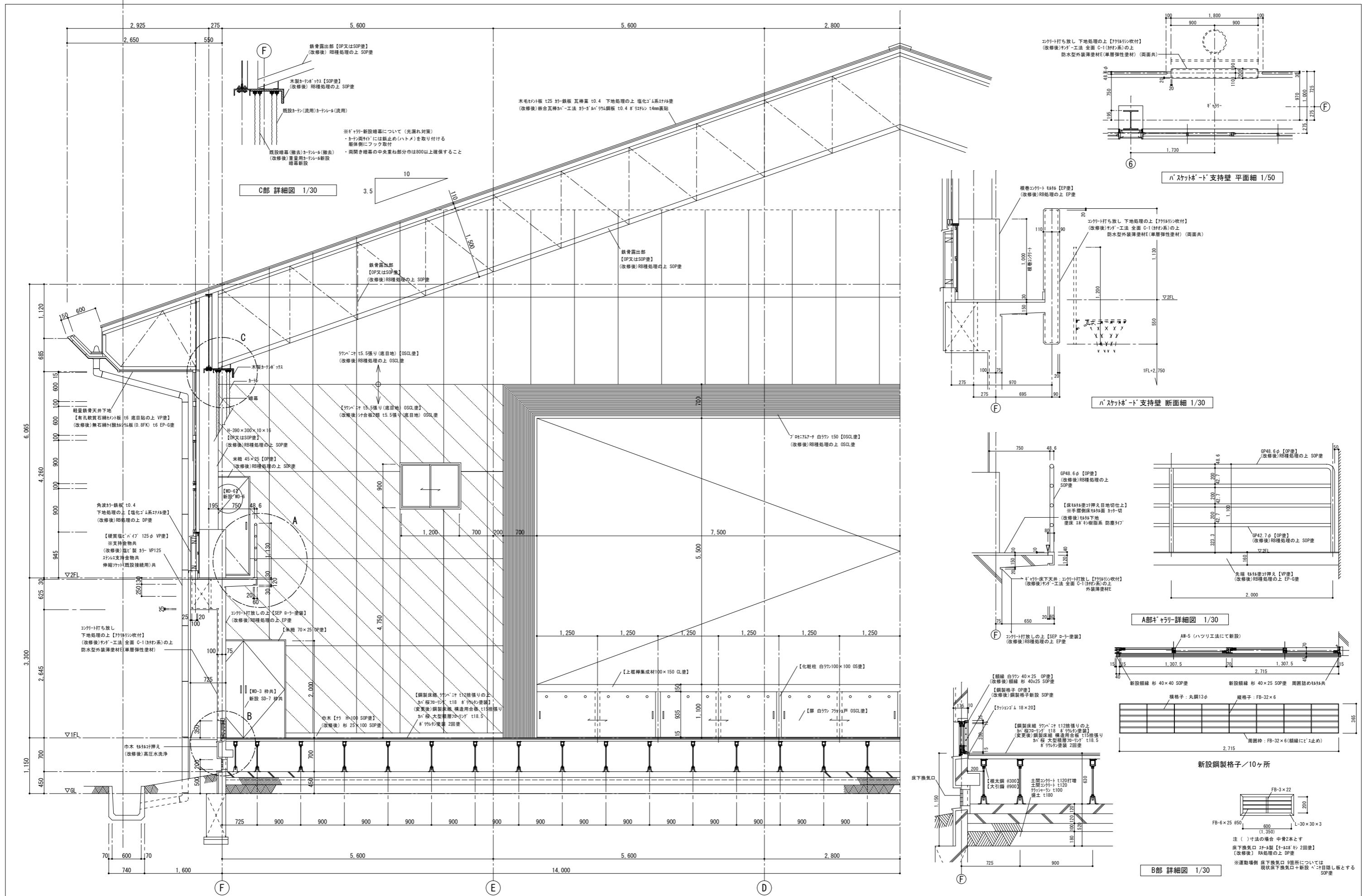
●図面名  
(改修後) 1・8通り 展開断面図

●図面番号  
A-19

●縮尺  
1/100 (A2)

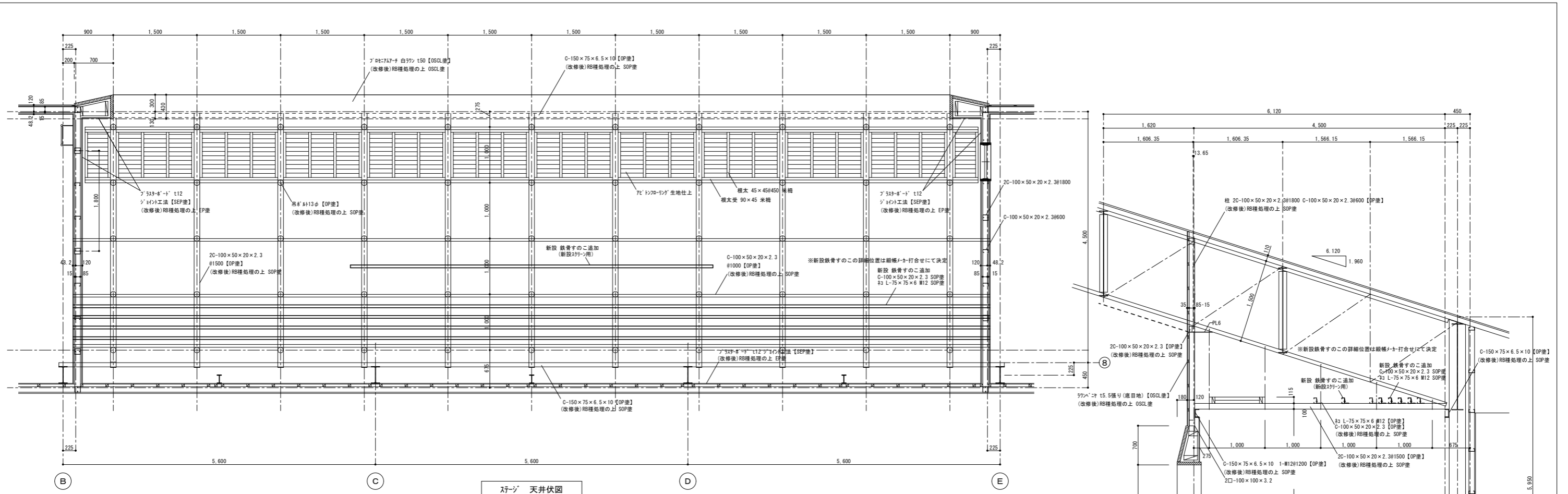
株式会社 西田設計

1級建築士登録 第 284578 号 山田 学  
 〒770-0943 徳島市中昭和町 2-2-3-2  
 TEL (088) 654-7766 (代) ・ FAX (088) 654-7769

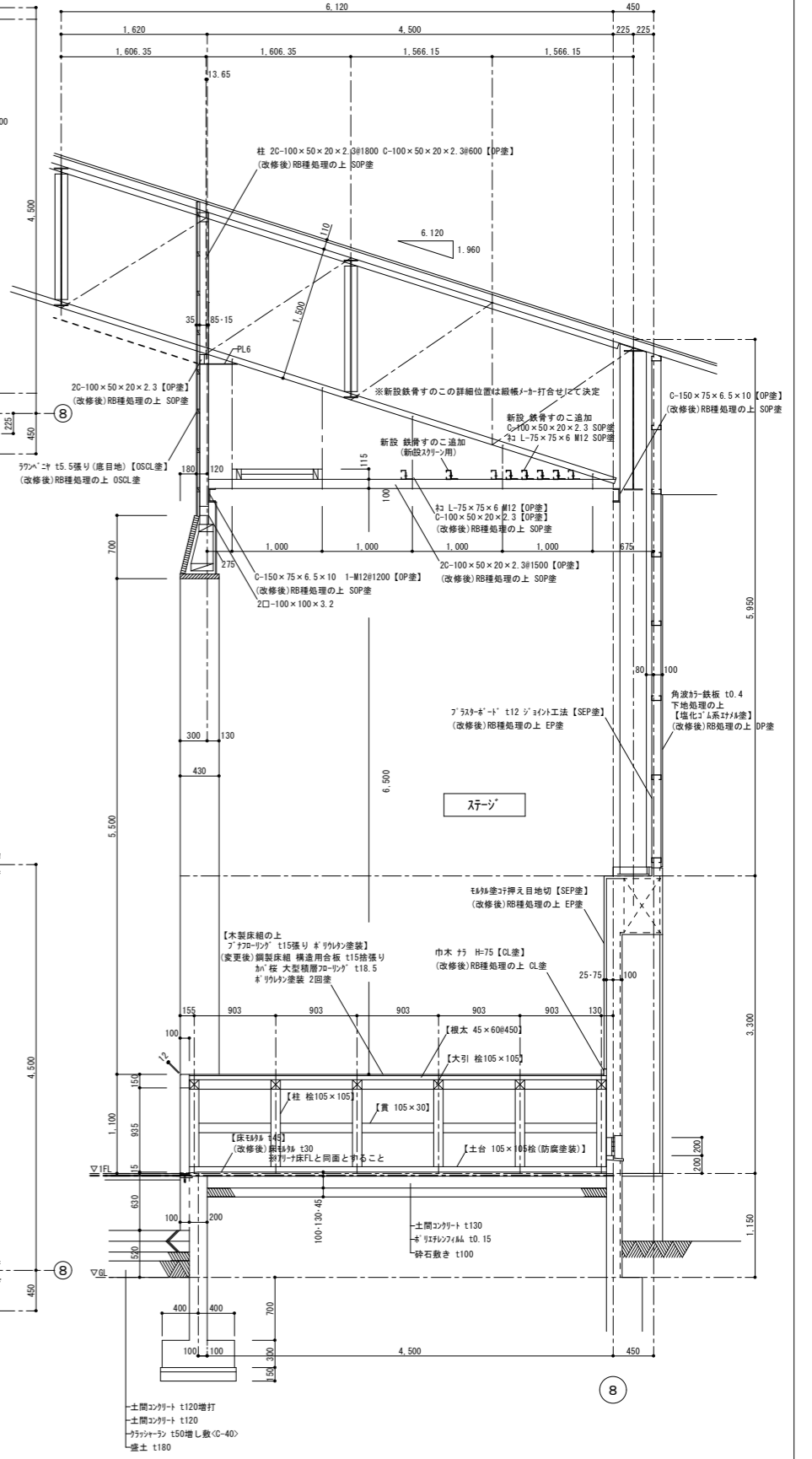


※表記なき建具改修は建具表参照のこと  
 ※変更後のアリナ床仕上及び鋼製床組は図 A-62・63の参考図を参照のこと

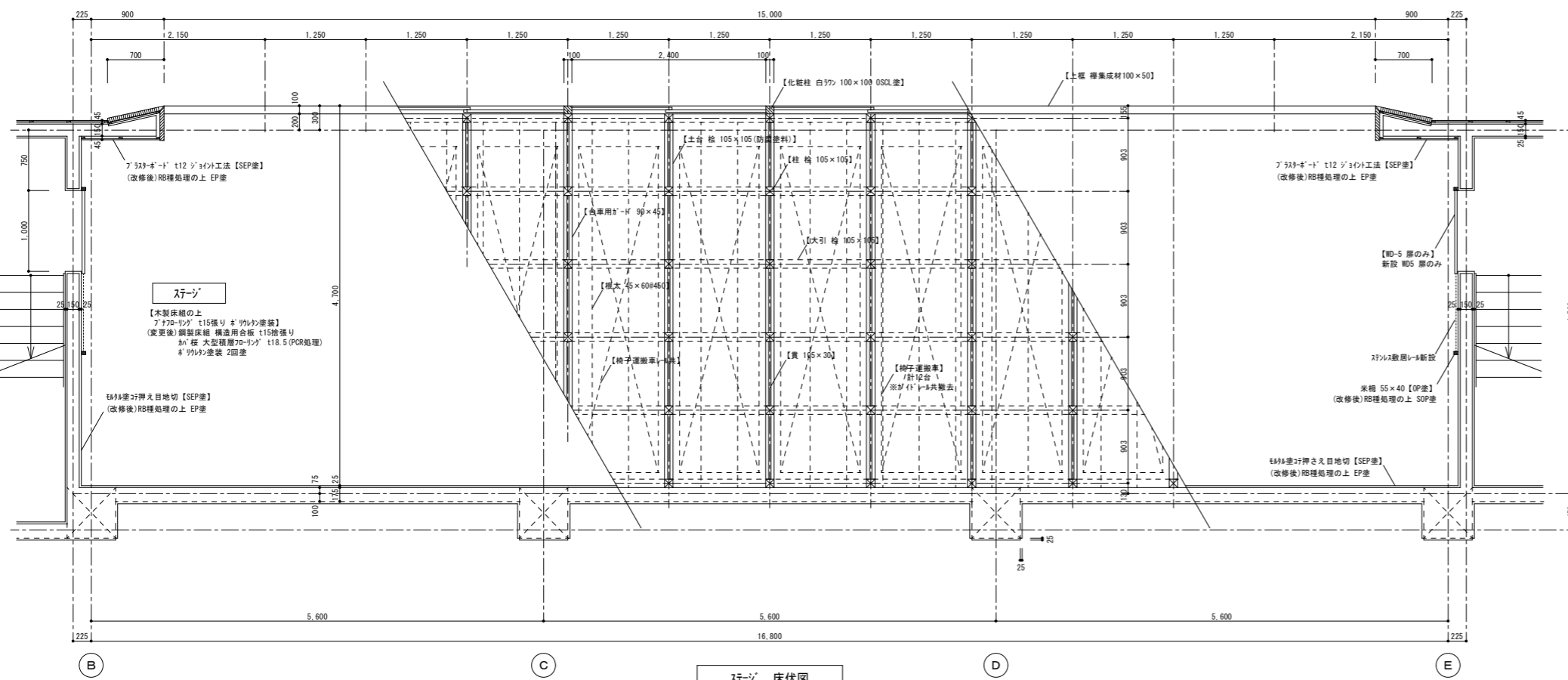
徳島県土整備部営繕課	●工事名 R6営繕 阿波高等学校 阿波・吉野 体育館改修工事建築	●図面番号 A-20	株式会社 西田設計 1級建築士登録 第284578号 山田 学 〒770-0943 徳島市中昭和町2-23-2 TEL(088)654-7766(代)・FAX(088)654-7769
	●図面名 矩計図 各部詳細図	●縮尺 1/50 1/30(A2)	



ステージ 天井伏図



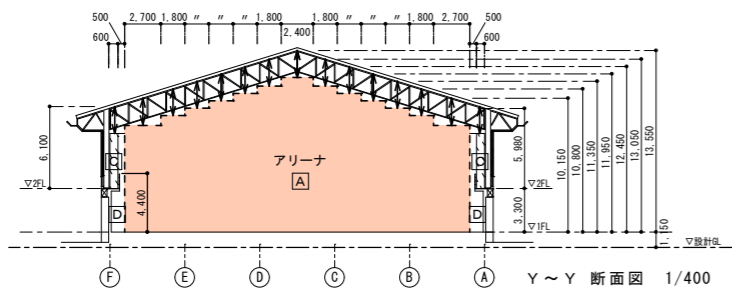
ステージ 床伏図



※変更後のステージ床仕上及び鋼製床組は図 A-64の参考図を参照のこと。  
 ※外部及び内部の既存シリングについては、再充填工法にて改修を行うこと。  
 ※表記なき建具改修は建具表参照のこと  
 ※既設仕上において【〇〇〇〇】カッコ表記のあるものは【撤去】を示す。  
 ※既設仕上において【塗装名】カッコ表記のあるものは【塗替え】を示す。

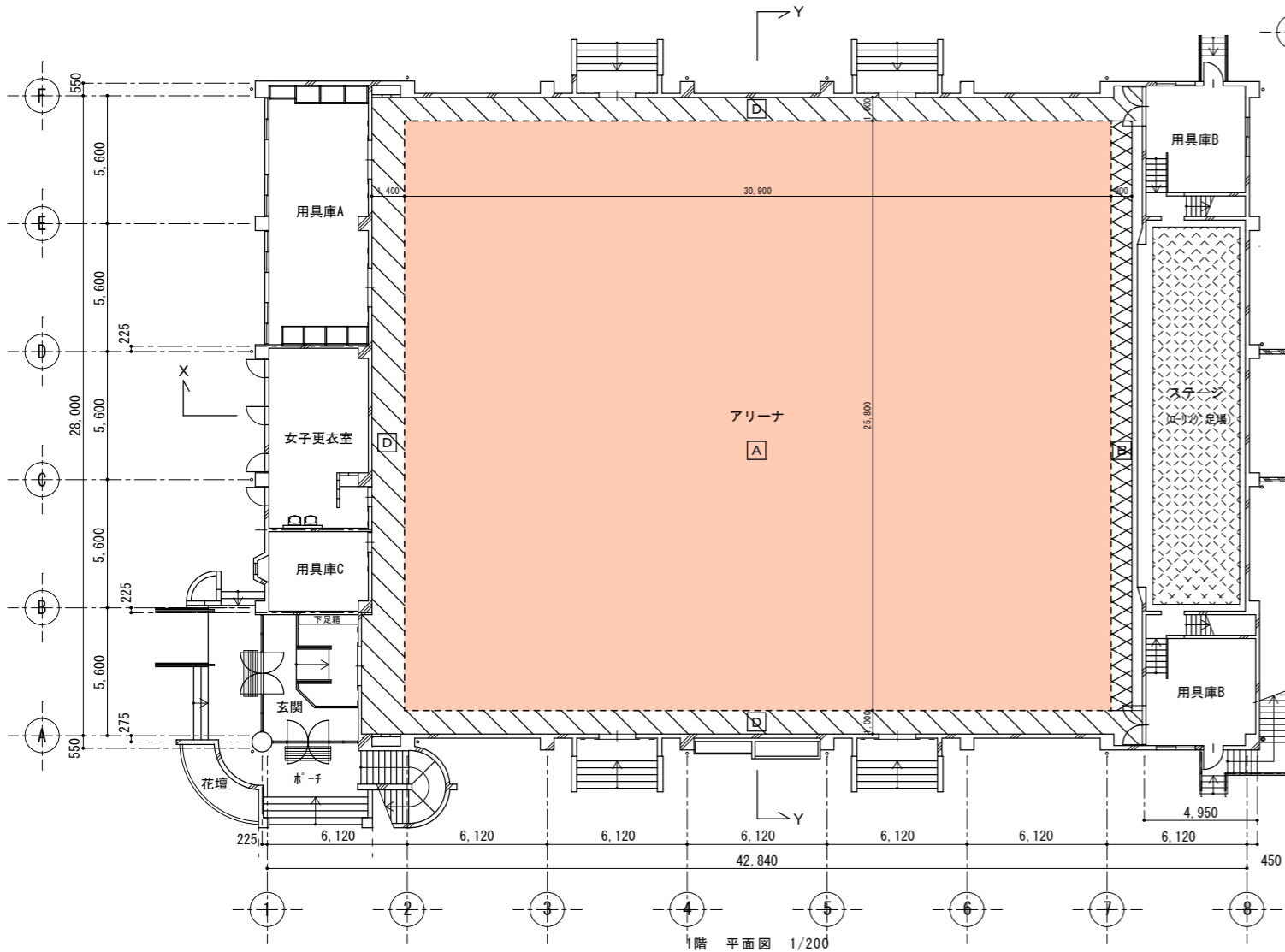
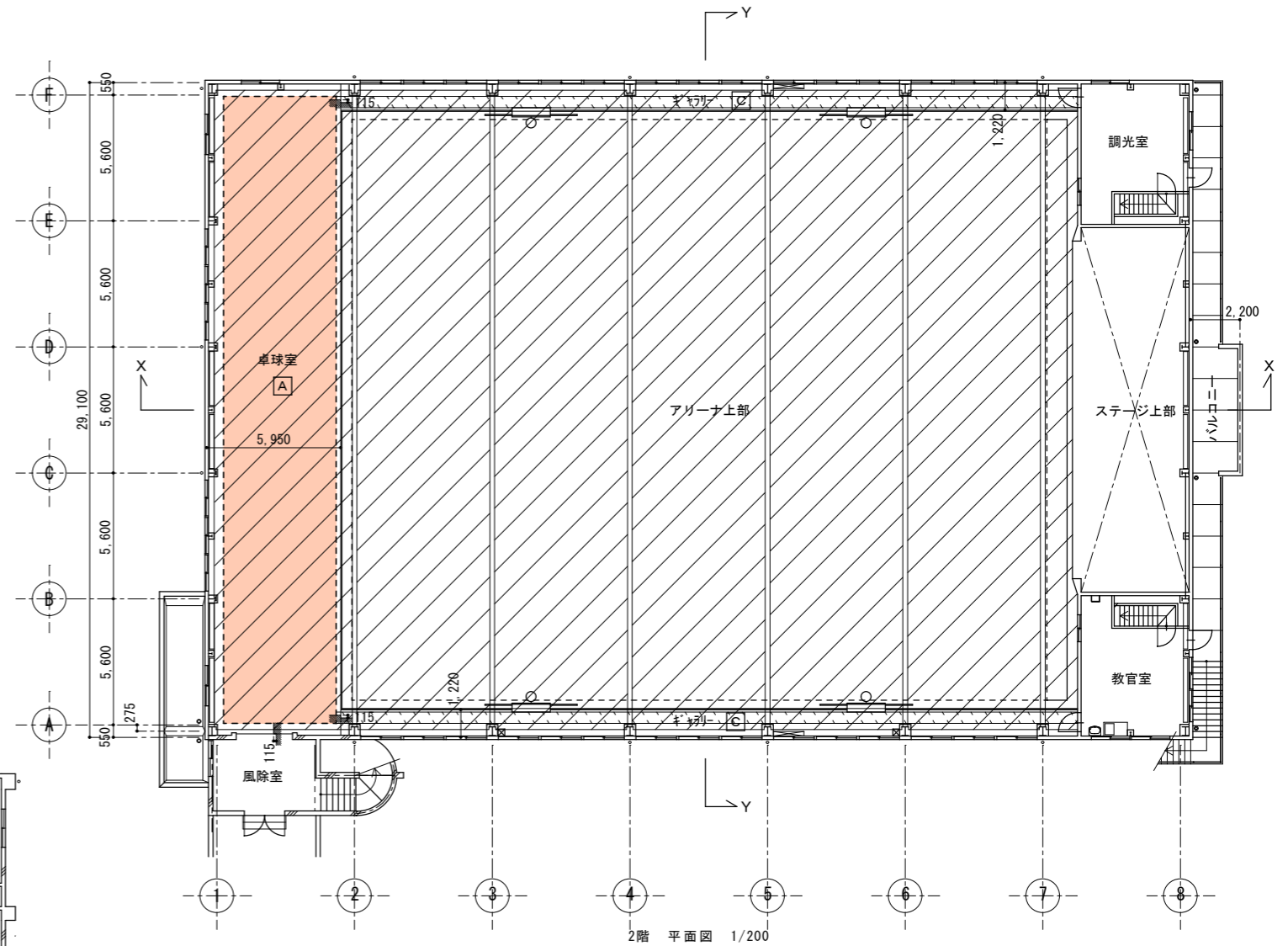
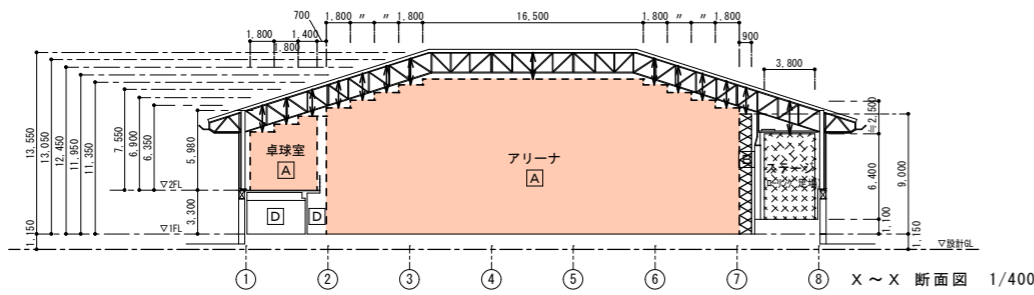
徳島県土整備部営繕課	●工事名 R6 営繕 阿波高等学校 阿波・吉野 体育館改修工事建築 ●図面名 ステージ 床伏図 天井伏図 断面詳細図	●図面番号 A-21 ●縮尺 1/50 (A2)	株式会社 西田設計 1級建築士登録 第 284578 号 山田 学 〒770-0943 徳島市中昭和町 2-23-2 TEL (088) 654-7766 (代) ・ FAX (088) 654-7769
------------	---	-----------------------------------	---

枠組棚足場等計画 参考図



棚足場(想定高さ)床仕上天~作業箇所  
 枠組棚足場: 5.7m超 7.4m未満 (2階)  
 枠組棚足場: 9.1m超 10.8m未満 (1~2階)  
 10.8m超 12.5m未満  
 12.5m超 13.6m未満

↑: 人の作業スペース(H=1.5~2.0m程度)



凡例

	落下防止ネット施工範囲
	鉄部塗装 仮設計画: 内部仕上足場(手すり先行方式) 枠組棚足場 1,2階との棚足場は「A」等で固定すること
	鉄部塗装・内部改修等 仮設計画: 枠組本足場 H12m未満 W=900
	鉄部塗装・内部改修等 仮設計画: 枠組本足場 H12m未満 W=600 Aの棚足場と「A」等で固定すること
	内壁等補修 仮設計画: 脚立足場
	鉄部塗装・内部改修・縦横取換え等 仮設計画: 内部仕上足場(ローリング足場 2台連結) 7.4m超 9.1m未満(5段)

※ 内装改修 仮設計画: 脚立足場 (上記他改修工事室)  
: 階段室棚足場 (階段室)

※ 壁付「スコー」取付時等 仮設計画: ローリング足場(4.0m超 5.0m未満(2段))

※ 養生・整理清掃後片付け: 改修工事範囲全て(養生: 床やり替え部除く)

※ 図示の足場計画は、参考図とする

徳島県県土整備部営繕課

●工事名  
R6営繕 阿波高等学校 阿波・吉野 体育館改修工事建築

●図面名  
内部仮設 仕上足場計画 参考図

●図面番号  
A-22

●縮尺  
1/200 1/400(A2)

株式会社 西田設計

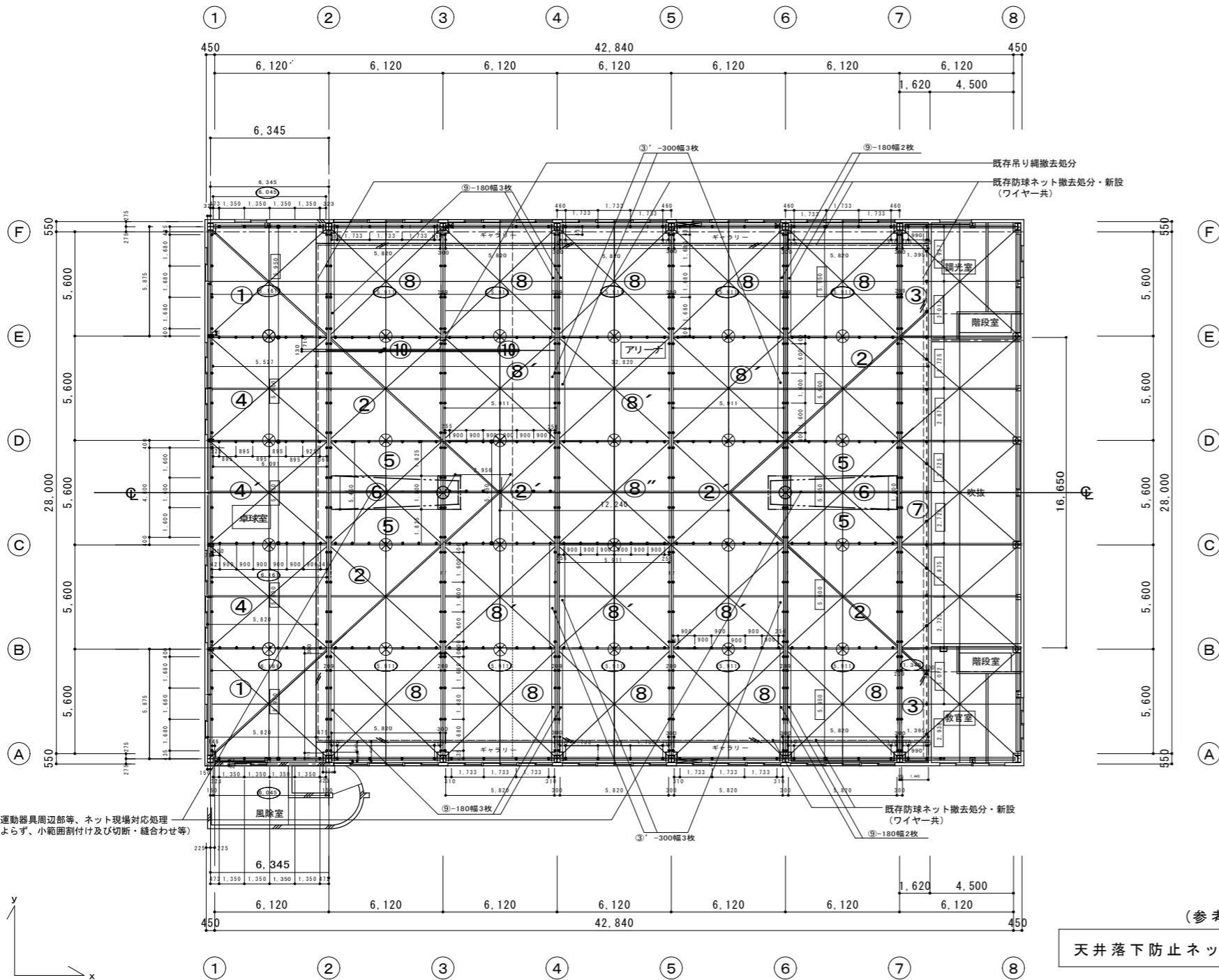
1級建築士登録 第284578号 山田 学  
 〒770-0943 徳島市中昭和町2-23-2  
 TEL(088)654-7766(代)・FAX(088)654-7769



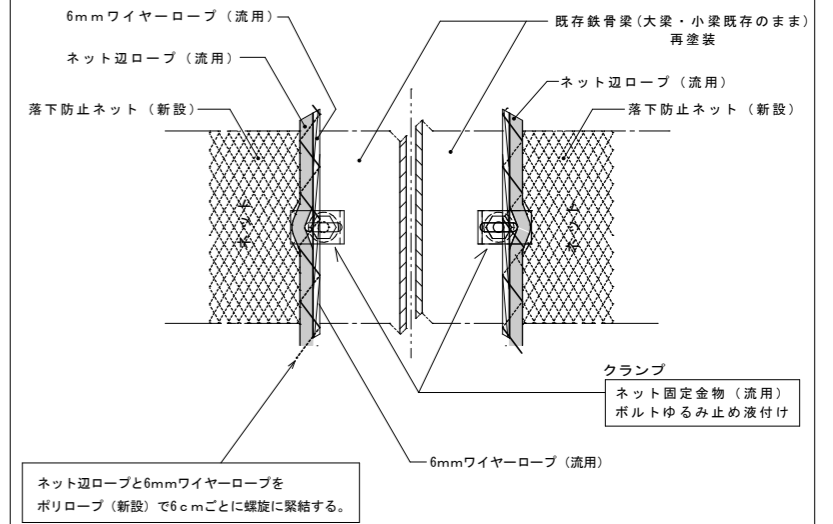
落下防止ネットの大きさ(参考) (注文はX,Yとも10mm大きくする)

①	2枚	6.161 x 1.05 = 6.469	: 5.950 x 1.06 = 6.307
②	4枚	5.911 x 1.05 = 6.207	: 5.600 x 1.06 = 5.936
②'	2枚	5.911 x 1.05 = 6.207	: 5.450 x 1.06 = 5.777
③	2枚	1.395 x 1.05 = 1.465	: 5.950 x 1.06 = 6.307
③'	6枚	0.3	: 5.946
④	2枚	6.161 x 1.05 = 6.469	: 5.600
④'	1枚	6.161 x 1.05 = 6.469	: 5.450

⑤	4枚	5.911 x 1.05 = 6.207	: 1.825
⑥	2枚	5.911 x 1.05 = 6.207	: 1.800
⑦	1枚	1.395 x 1.05 = 1.465	: 16.650
⑧	10枚	5.820	: 5.950 x 1.06 = 6.307
⑧'	6枚	5.911	: 5.600 x 1.06 = 5.936
⑧''	1枚	5.911	: 5.450 x 1.06 = 5.777
⑨	10枚	6.320	: 0.18
⑩	2枚	6.217	: 0.710

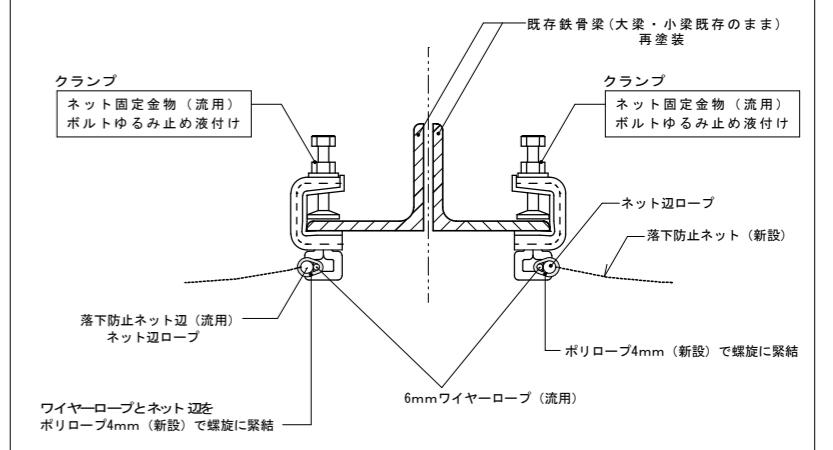


(参考案)  
天井落下防止ネット割り付け図 S=1/200



ネット辺ロープと6mmワイヤーロープをポリロープ(新設)で6cmごとに螺旋に緊結する。

平面形状



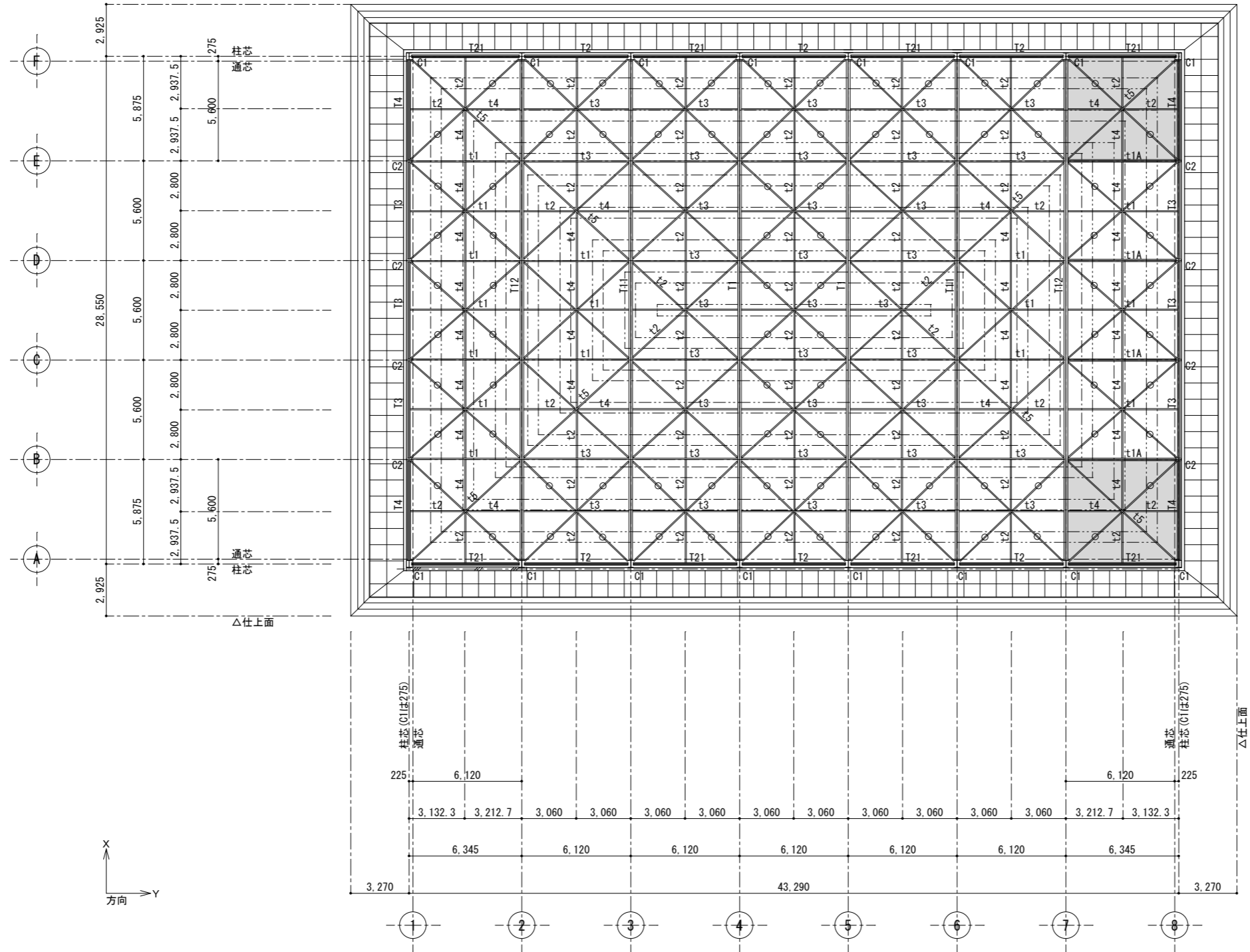
ワイヤーロープとネット辺をポリロープ4mm(新設)で螺旋に緊結

断面形状

凡例

- ① 左記範囲: 落下防止ネット施工(25mm目程度・グレー系)
- 上記区画: 落下防止ネット割付範囲(参考案)(30㎡/枚程度)
- ネット取付金物(クランプ)設置位置 (@1800以内)
- " : 昇降式バスケットボール・懸垂運動器具等(撤去処分・新設)
- ⚡ " : 防球ネット可動式(撤去処分・新設)
- ⚡ " : 吊り縄(撤去処分: 鉄骨本体共)
- ⊗ ...天井照明(水銀灯→LED照明に改修)

設備工事



- 小屋ブレース GPL6 2 M20
- L-65 65 6 合掌面
- L-65 65 6 合掌面及び陸梁面
- 母屋 ねこ L-75 × 75 × 6 2-M12 (加)
- C-75 × 45 × 15 × 2.3 @ 1820/3
- 2C-75 × 45 × 15 × 2.3 @ 1820 (下地材継目位置)
- ※教官室、調光室天井裏の鉄骨は塗装対象外とする。

※鉄骨小屋組み・母屋・ブレース等鉄部【OP又SOP塗】→ RB種処理の上 SOP塗  
 ※鉄骨部材については(参考図)鉄骨詳細図-6を参照のこと

徳島県土整備部管轄課

●工事名  
R6 営繕 阿波高等学校 阿波・吉野 体育館改修工事建築

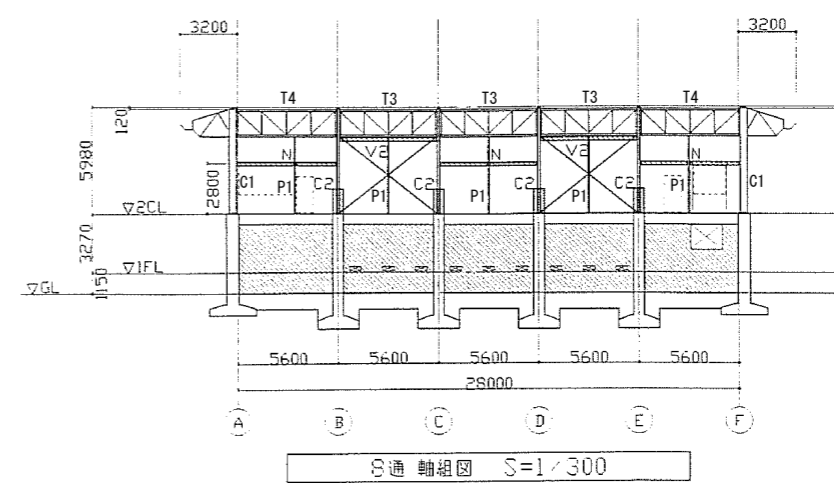
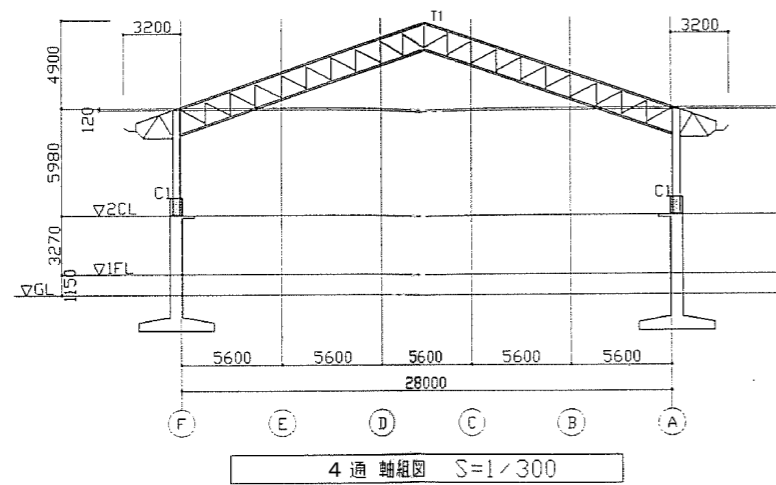
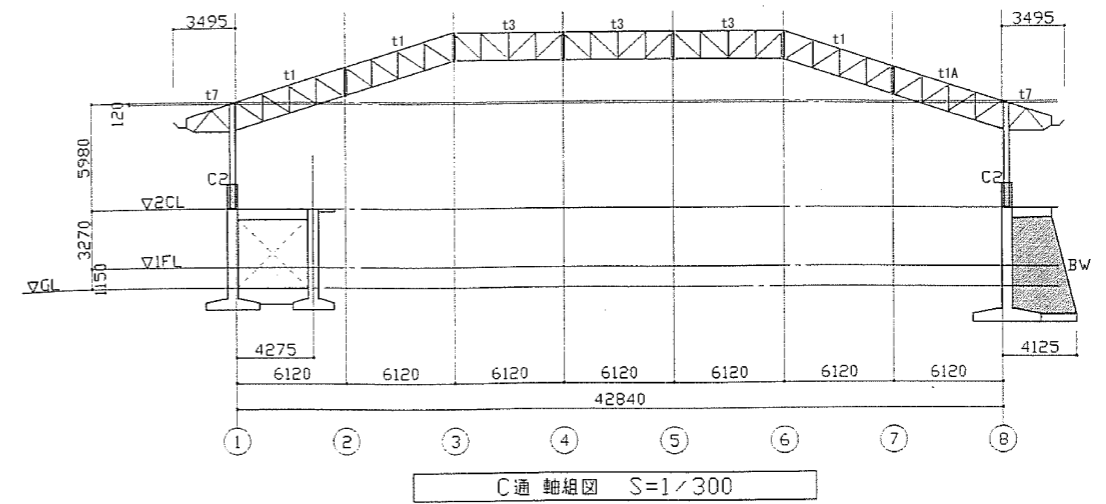
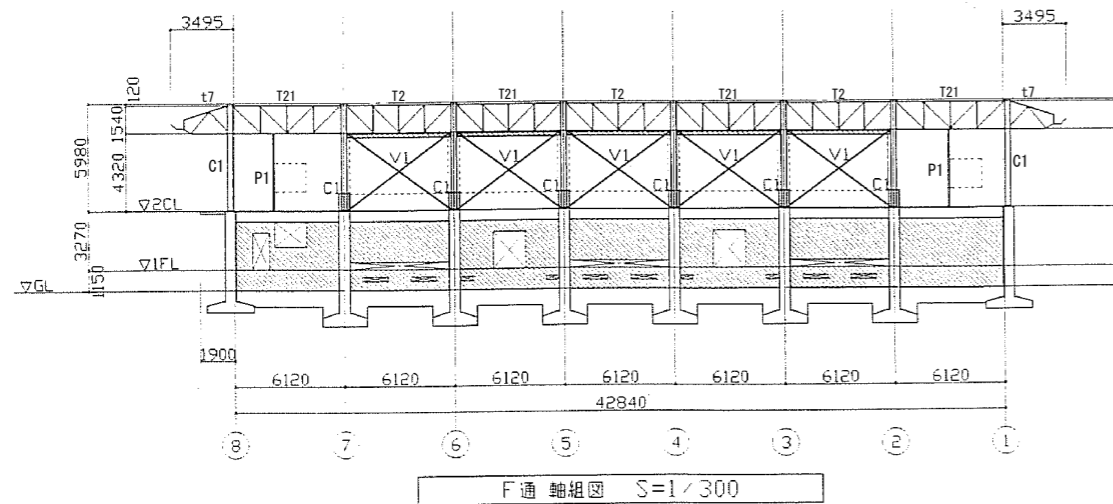
●図面名  
内部鉄骨部材塗装改修 小屋伏図

●図面番号  
A-24

●縮尺  
1/200 (A2)

株式会社 西田設計

1級建築士登録 第 284578 号 山田 学  
 〒770-0943 徳島市中昭和町 2-23-2  
 TEL (088) 654-7766 (代) ・ FAX (088) 654-7769



※鉄骨小屋組み・柱・ブレス等鉄部【OP又SOP塗】→RB種処理の上 SOP塗  
 ※鉄骨部材については(参考図)鉄骨詳細図1-6を参照のこと

徳島県土整備部営繕課

●工事名  
R6 営繕 阿波高等学校 阿波・吉野 体育館改修工事建築  
 ●図面名  
内部鉄骨部材塗装改修 軸組図

●図面番号  
A-25  
 ●縮尺  
1/300 (A2)

株式会社 西田設計  
 1級建築士登録 第284578号 山田 学  
 〒770-0943 徳島市中昭和町2-23-2  
 TEL (088) 654-7766(代)・FAX (088) 654-7769